刑政第40巻第12号

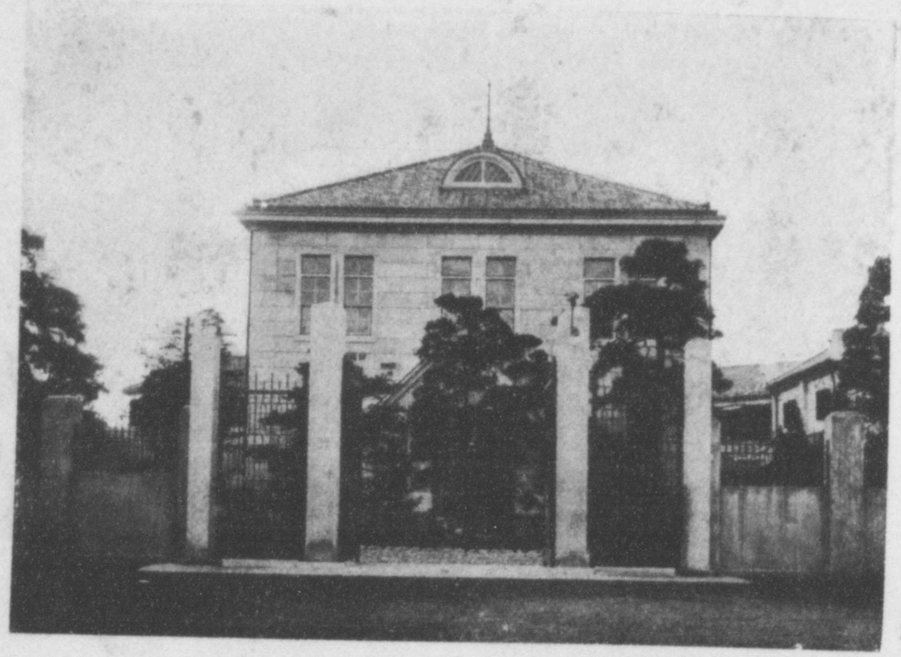
矯正図書館

刑政

第四十巻　拾二月號　第十二號

昭和二年を送る	卷頭言	2
主任制を論ず	有馬四郎助	4
犯罪と宗教	若林諦演	18
勤續と皆勤表彰		28
刑務所の勞働	佐藤辰郎	47
遺蹟巡禮	E生	58
一九二七年獨逸刑罰執行法政府草案を評す	フロイデンタール	11
刑務所長會同		31
新しい試み	武藤生	56
受刑者の教化	小岩井淨	54
海外時報		41
拘禁生活の衞生學的觀察	芥川信	85
江戸つ兒の迷信	粟野鳴人	37
讀者頁・家庭頁・會報・地方便・叙任辭令・令規・統計・犯罪文藝		

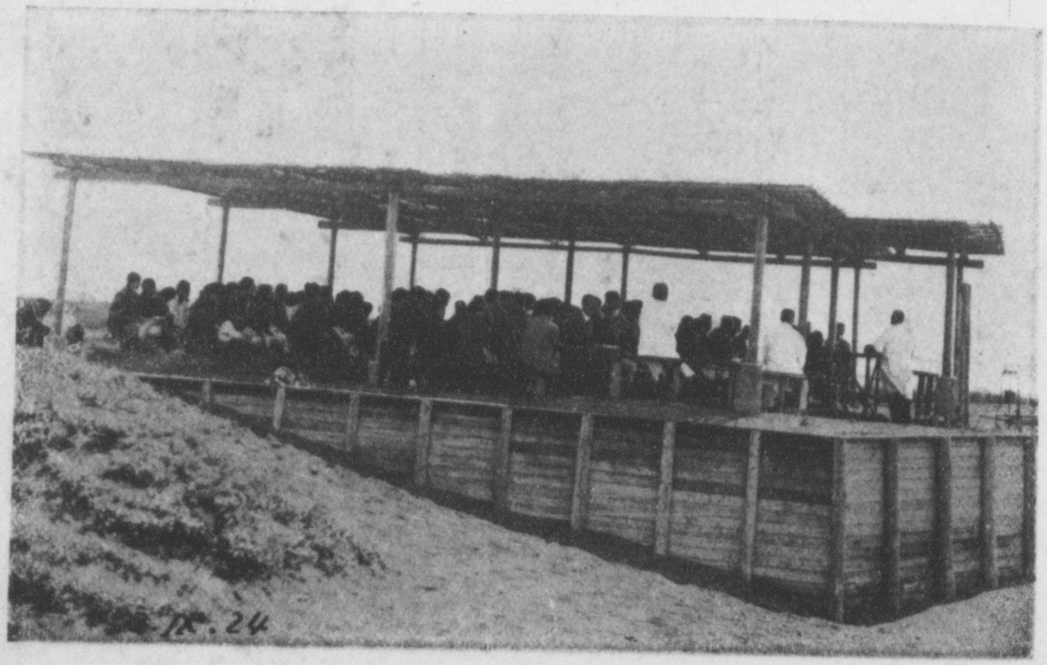
財團法人　刑務協會發行



【上】落成せる浦和刑務支所正門

【下】相州茅ヶ崎の南湖院

去る九月二十四日保健技師講習生十八名が本院を見學した。本院は醫學博士高田耕安氏が創立した結核療養病院である。本圖は今高田博士が患者を海濱運動場に集めて衞生講話をしてゐるところで、前の方に腰かけてゐるのは講習生である。



近刊豫告

引續き行刑研究資料の第三輯が出來ました

米國紐育の刑務法　司法書記官　辻　敬助氏譯

佛國行刑法規　同　池田克氏譯

本書も本省の刑法並監獄法改正調査委員會の參考書として採用されるもので、新しい刑法監獄法の生れ出でんとする今日斯道に身を置く人々として是非一讀を要するものと考へます。

——菊版二百五十頁・クロース・金文字美裝——

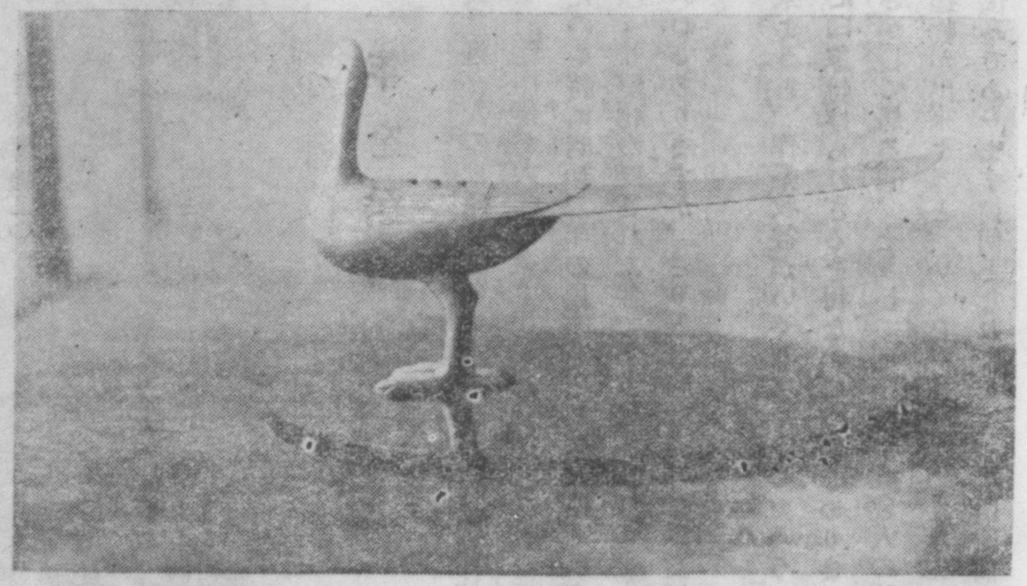
刑務協會出版部

振替口座　東京二五〇五九番

刑政第40巻第12号

矯正図書館

刑政



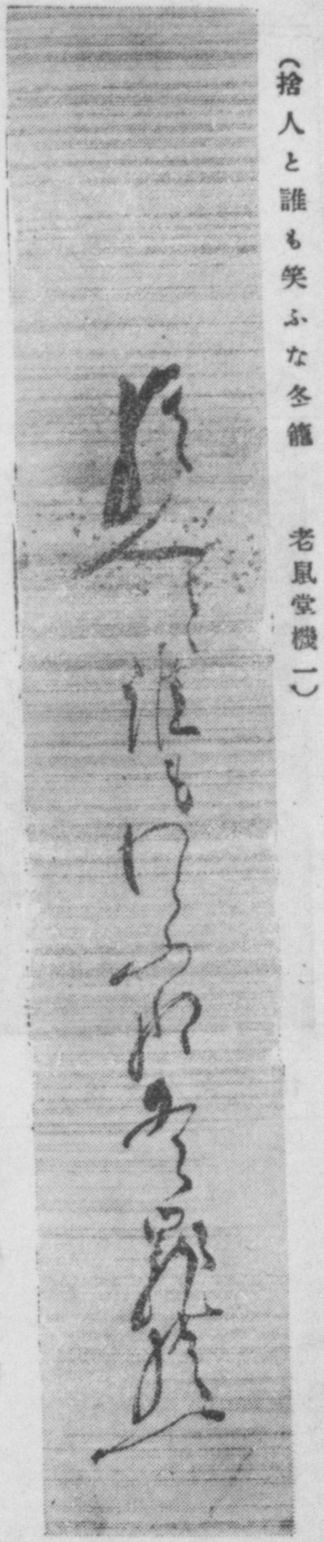
〔帝展特選〕香　孀　　佐々木象堂作

第四十巻

第十二號

矯正図書館

（拾人と誰も笑ふな冬籠　老鼠堂機一）



昭和二年を送る

泉二局長を送り、松井局長を迎えたのは昭和二年でありました。監獄法の改正調査委員會が命ぜられたのも昭和二年であり、刑務作業が大洋に乗り出したのも昭和二年であり、刑務委員會を是認する決議が刑務所長間に議決されたのも將に昭和二年の出來事として殘されたことであります。

顧みれば昭和二年は殊に色々な變化の殘された年であります。年の終りに一年間を回顧するとき何れの年として變化のない年はないのでありますが、さりとて昭和二年は殊更に變化が多かつたようにわたくしには思はれるのであります。

立派な刑務所がいくつ出來ようと、作業收益がいくら多く上つたろうとそれに驚くことのないわたくしも昭和二年といふ年は殊更に印象付けられざるを得なかつたのであります。

刑務所に高い壁がはゞをきかして居る間、そうして刑務所がゴース典獄れて居る間はいくら立派な建物が出來ようと、いくら澤山の利益があがろうと矢張り刑務所は仙人や奴隷こそ作れ社會人を作るこの言はれた樣に底なき桶の恨みであります。何となればかゝる場所は社會の臆測だに許さぬ場所として取扱はとが出來ないからであります。

社會の理解なくしてどうして社會の一員を作ることが出來ましよう。昭和二年の行刑は其處に著しく着眼されたようであります。行刑技術の因襲から脫して社會的領域に乘り出したのは恐らく昭和二年に於て始めて見ることが出來たようであります。

久しく刑務所といふ小天地に跼蹐させてそれで世の中の一人前の男を作ろうとした矛盾の多い刑務作業は小田原の一小刑務所に於て受刑者に海の生活を爲さしめたことから破れそめたことであります。行刑の密行といふ牙城にのんびりと寢轉をして居た刑務官が社會的に行刑をやつて見たいと決議をしたことは昭和新政に於て始めて芽生えた大きな行刑思潮でありました。

わたくしは此の二つを以つて近年に於ける行刑の二大變化といふをはゞからないのであります。何となれば行刑の社會化といふ問題がそれによつて端緒を得たことでありますから。

思ひ廻らせば昭和二年は行刑史上に特筆すべき年でありましたさらば光榮多かりし昭和二年よ。

（あき羅）



（春鶯寫）

主任制を論ず（二）

有馬四郎助

戒護主任

刑務全体は總て之れ執行務に屬するは論を俟たぬ。然るに其の中に就いても色々の分業があつて一概には云へない、即ち各主任の事務に於ても均しく執行務とは云ふものゝ、身柄の取扱其のものに就いては、彼等に直接する所の戒護職員の管掌裡に屬し、而して之れが主任たるものゝ事務に他の主任の事務を較ぶれば、他は稍間接の執行務とも云ふ可く、尠くも收容者の身体に直接の利害を與ふる點に於て緩急の差無しとは云へない。故に刑務の中其の效果の擧ると擧らざるとに直接の關係を有するものは、戒護の主任に當るものに最も其の責任の重大なるものあるは、當然と云はねばならぬ。如何に法則は美なりと雖、之れを直接に取扱ふものゝ心懸けの宜しからざる場合には、法の效果は醜怪見るに堪へざるものとなるは明かである、其の代りに法則は不備なりと雖、取扱者の心懸けさへ宜しき時は、又立派なる效果を擧げ得ることも珍らしくは無い。此の意味から云へば戒護主任に其の當を得ると得ざるとは、行刑場としての刑務所全体に權威を保持せしめ得るか否かゞ定まるのである。兎もあれ行刑規律が確立して萬事が引き締つて甘く治まると否とは、戒護主任に俟つもの多きは定論の存する所、收容者側から見ても戒護主任の善惡に依つて、其の蒙る所の利害影響に至つては又非常なものがある。收容者生殺與奪の權は刑務所長の手中に存する事は、今猶昔の如く間違なき事實である。只現今の夫れは處遇上の手加減如何に依つて、生理的又は精神的に冥々裡に之が行はれる丈けの異ひである、果して然れば取りも直さず其の刑務所長は、殆んど戒護主任と云ふ機關を通して此權を行ふものと云つてよい、然も此の機關が當を得ざるがために無意識的にも更に之が亂暴に行はれると云ふに至つては、誠に戰慄す可きであるまいか。要するに戒護主任の位置は行刑の實体に最も深き關係を有するものであつて、謂はゞ主腦者たる刑務所長の働きを扶けるに於ては、全く其の手足の役を勤めるのである、故に行刑に鋭敏にして强健なる手足に依つて主腦者の意思が行はれ得るのである、恰も電氣の如く主腦者の意思が其の手足に感通して、意の儘に正直に働くに非らずんば、所謂半身不隨病の如く其の体用を爲さゞるものと云はねばならぬ。身体中の諸機能は結局皆手足を通じてゞなければ其の用を爲さゞる如く、行刑の實は皆悉く戒護主任の機關を通じて働くものと云つて宜い、是等の意味合ひからしても戒護主任の位置は頗る重要のものたるを認めねばならぬ。

◇

右の如き重要なる位置であるが故に、戒護主任たるものは頗る頭の働を必要とする、常識に富み智慮に富み又熱誠と勇氣と同情の念とに富まねばならぬ、斯くて其の部下たる多數看守を指揮監督して各其の能率を擧げしめ、多くの獰惡不逞若くは變質痴呆其他欠陷多き受刑者を適宜敎導して、各其の所を得せしめ、總ての手當を行き屆かしめ、以て行刑の目的を個人別に達せしむる爲めに明瞭なる頭腦と正確なる識見、並に誤りなき道義觀念を所有せる主任者を必要とするは誠に明瞭の事である。一面より申せば單に事務上の主任者と違ひ、生きたる人間を取扱ふ活きた仕事の主任なるが故に、事務上の才能よりも人物として感化力と統御力とを兼ね有する人でなければならぬ、斯くて始めて主腦者の善良なる手足とはなり得るのである。風紀を取締り秩序を保つ爲めには、

恰も刑務所と云ふ別天地に於ける警視總監の如き役目を爲すものが、即ち戒護主任である、其の働きの敏活にして而も嚴正なる可きは以て知る可きであるまいか。一國の政府に於ける警察權は特別に重要なる位置を占むるが如く、行刑に於ける戒護權の夫れも、亦た特別に重要の位置を占むることは辯を俟たぬ所であつて、常に行刑の中樞に觸れたる働を爲す可きものは戒護主任であると云つて差支へは無い、であるから所長たるもの其の理想に則り、行刑の全責任に任ぜんとする以上は、矢張り其の手足たる可き戒護主任に先づ腹心の人物を以て之れに充てねばならぬ。然らざれば一國の政府が其の政策を行ひ難きと同樣に、所長と云ふ主腦者あつて然も主腦者無きと同樣の醜態を演ずるは必然である、猶譬へて云へば、職人が自ら望む所の仕事をなさん爲めには先づ道具を要する、然も便利なる精巧の道具を撰ぶのであるが此のもの無くては望みの仕事を成し遂げ難きこと判り過ぎた道理である。若し手に合はぬ道具を當がつて望みの如く成功させんとするのは、之れ難きを責めるもの、其の無理たるや識者を俟つて知る可きで無い、若し其の職人にして精巧なる道具の必要なることを認めず、是等の如きはどんなお粗末なものにても差支へは無いとして、些しも之れを顧みないならば、そは其の仕事に理想も無ければ又趣味も無い凡愚劣等の人物であつて、其の仕事の性質並に神聖をも自ら解し能はざるによると云はざるを得ぬ。

◇

餘事は措き、由來我國の刑政歷史に於ては幾多の變遷を經たる其の中に、刑務上の分擔も偏重偏輕必ずしも其の見解一定しないものがあつた。其の一端について既往を語れば、此の重要なる戒護主任の如きは一口に云へば單に一個の威しものと見らるゝの有樣であつて、之れを選ぶに何等高尙なる標準も無く、只腕力逞しき容貌の魁偉なる劍客の如き風貌あれば、直ちに以て適任と見らるゝの傾があり、從つて見識の如き亦理想の如き殊に學問の如きは敢て問ふ所で無いのみならず、甚しきは酒色に荒む所謂豪傑風の如きを寧ろ適任とせらるゝかの如く

見られた場合、必ずしも絶無ではなかつた、詰り昔罪人と云ふものは穢れたるものであるから、之れを取扱ふには足輕の如く劣等な下役人にて事足りると見たる未開時代の觀念より脫脚せざる餘弊とも云ふ可く、又た犯罪人の如く亂暴なものを鎭めて行くには、矢張り亂暴氣のある腕力家に依らざれば不可能であると解し、且つ惡人を改心させるには壓制と威嚇の外途が無いと見たる、極めて幼稚な考からして斯くは輕視したのであることは明かである。今になつて見れば、何人も其の見識の低級なるに驚くであらうかなれども、又其の傳統的の惰性に至つては、更に驚く可きものあるに氣附かるゝではあるまいか、即ち積年の間產み附けられたる感念は容易に蟬脫し難いのである。吾人は動もすれば其の罪を憎むの餘り其の人迄も憎みて同情す可きを知らず、併も其の憎む可き罪人を苦しめ、之れを懲らし、所謂暴を以て暴に報ゆる底の念に驅られて、冥々の裡今にして猶此の單純なる考で以て事濟むものゝ如く思はしむるものが無いでない、之れは一般の傾向を見て云ふのであるが、恐らく何人も之れを否定する事は出來ぬであらう、是等の點に鑑みて刑務の文化的程度の進否を測るの一端としては、如何に戒護主任に重きを置くかの一事を以てすることである、人類としての人格を認め、國民としての性格を認め、同時に其の權利を認むるの一事は、進歩したる文明諸國の均しく一致する所である、言ひ換ゆれば文明の眞諦は是等のものを互に認識し、而して互に之れを尊重することにある、故に其の國の法律の上に如何に之れが規定されてあるかを見れば、隨つて其の國の品位が判かると云はれてある、現に我國の訴訟法等に依つて見ても、是等の點については如何に尊重せられてあるか、思ひ半に過ぐるものがあるであらう。若し斯る法律があるにも拘らず、專ら執行の衝に當る刑務官等にして殆んど之れと沒交涉なる、尠くも其の旨に添はざる考に閉じられ、依然として舊式の跡を絶たざるが如き光景を、此の戒護事務の方面等に存在せしむる樣の事あつては、之れは實に一大汚辱の沙汰と云ふ可く、單り刑務の恥辱たるのみならず、延いて一國の体面を傷ける事を認めぬ譯に行かぬ、

恐れても猶ほ恐る可き事である。

◇

戒護主任としては、須らく前來述ぶる所の趣旨に共鳴するを前提とする。若し眞の共鳴なき時には、假令理窟に於てはよく承知してゐても、其の本領を發揮して責任を果たす迄には餘程の距離がある、又是等の理窟を知る位の事は今日となつては決して異數の事ではない、殆んど何人も知り居る所であるが、併し乍ら之れに共鳴する段に至つては却々に六ケ敷き事である。要するに單に理窟を知つてをるのみでは孰れにしても同樣ではあるけれども、殊に戒護主任に於ては共鳴が必要である、と云ふのは、刑務の眞面目は實行に在り故に、古來刑務所は實行の府なりとも云ふ所以を知るべく、之れについては戒護の方面こそ最も其の義に則らねばならぬ筋合のものだから、總て之を体現しなければ、如何にしても其の仕事が生きて來ない、所謂實踐の試練壇上の立場なるが故である。猶之れと同時に手足の働を最も必要とする。語に「良心を手足に行ふ」と云ふ事があるが、即ち戒護主任の勤務振りを理想的に云へば、聰明の頭と共良心を手足に行ふことである。其の一端を云へば、戒護檢束の全般に亘り其の實狀に通じ、舍房工場等の隅々や便所物置等に至る迄、目の屆かざる所なく、建物の配置構內の地形等に至る迄悉く之を頭の中に收め、殊に其の部下たる看守の人物力量等を個人別に知了し、併せて收容者の夫れに就ても精通する所がなければならぬ。夫れについては事務所の中央主任席に憺然と腰を据えて、邊りを睥睨するのみにては出來能はぬ事である。或は屢輕く席を離れて駈け廻る樣では、威望を損し侮蔑を招くの處ありとし、敢て腰を据えるの已むなきに至ると云ふかも知らぬけれども、之れは俗見たるを免れないのであつて、斯樣な心配より脫脚せざる間は生きた働は望み得られない、本當の貫目は封袋に非ずして矢張り正味に在るのだから、戒護主任たるの貫目も前者に非ずして後者にあることは疑ふ餘地がない、而して此の實力を有するときに、其の部下の心服と尊敬を博さぬと云ふことはない、果して玆に至れば恰かも我手足を動かすが如く、部下の統御は實に易々たるものとならざるを得ぬのである。

◇

戒護主任として嚴格なる可きは、是又極めて大切である。然し嚴格動もすれば嚴酷と分ち難い場合もある、嚴酷と嚴格とは素より同視す可きものでない、所謂似而非なる所のものが失れである、嚴格は事を整へるけれども嚴酷は事を破るものである、即ち其の結果は統御上恐る可きものがあるが故に、此の區別を紊らさるやうに餘程の注意を要する、如何に嚴であつても、同情の念を伴う所のものである以上は決して無理のないものである。其の下に立つもの、決して不平不服の起しやうもない、何人も悅服するに至るは間違ひなき所である。古語に「緩嚴宜しきを得る」とか、「威あつて猛からず」とか云ふ所以のもの、誠に意味深長と云はねばならぬ。例へば看守の病氣欠勤の場合に、一日又は半日と雖醫師の診斷書無くしては、之れを承認せざるのみか、甚だしきは部長等を視察に遣はし、現に其の眞疑を監督せしむる等のこともある、斯の如きは到底同情ある遣り方とは云へないので、寧ろ是等は嚴酷の處置と云つてよい、然れども若し之れを同情の眼を以て見る事とし、而して適當に慰安を與へ一日も早く勤務し得る健康に復せしめん爲めの見舞巡視とするならば、之れとそは同情ある處の嚴格と見る

可く、隨つて其の結果も良好なるを得らるゝ譯である、戒護主任としての態度は總てに對し當に斯く在る可きものであらう。

戒護主任は、斯の如く其の部下を善く使つて行くと同時に、又良く所長に仕へねばならぬ、言換れば尤も良く同化せなければならぬ、斯くして行刑の心核に觸れ刑務官氣質を最もよく取入れ得る位置であるから、將來の刑務所長たらんものは、尠くも一度は此の經驗を有せねばならぬものである。勿論他の主任事務についても押並べて之れに通曉しなければ、所長として濟む譯のもので無い、此の點を素より無視する譯ではないが、併し乍ら行刑事務の體驗上、戒護主任の事務のみは是非とも自ら實地に之れを味はねば、恐らく所長としての資格を造るに於て甚だ不十分なるを認めざるを得ない。（未完）

◇髯の話　白髪の老人がありまして、其人の髯が大變長く正しく、そして美しいので、其の知人が大に感心して、あなたの御髯は大變御立派ですが、その長い白い髯を毎晩御寢みになる時には、何うなさいますか布團の中へ入れて御寢みになりますか、布團の外へ出して御寢みになりますか、と尋ねました。するとその老人は、ちよつと困つて私は別段、定めても居りませんし、また何とも考へて居りませんが、さあ外へ出して居りますかなあ、内へ入れて居りますかなあ、と云つて笑つて分れました。丁度其晩愈々床に入つて寢ようとしましてふと知人から尋ねられたことを思ひ出して、髯を大事に布團の内に入れて見ましたが、さて斯うでもないと思つて今度は、布團の上へ出して、寢ようとしました、けれども、何だか落ちつかぬ氣もちがしてなかつたと、またいのので、矢張り斯ふでもなかつた、それでもやはり氣になつて寢られませんから、また出してみました。一體、平生は、何うして居つたのであらうかと考へてみたり、また入れてみたりしましたが、出してみても氣もちが惡るく、入れて見ても氣になつて、一晩中、氣になつて寢つかれなかつたといふことであります。それから、毎晩、床に入ると、髯が氣になつて困つたといふことであります。私は毎度、この話を思ひ出して、いろ〳〵のことについてこのことを考へて見て、面白い話だなと意味ふかく思ふことであります。（蜂屋賢喜代氏）

——中外日報——

Der Amtliche Entwurf
eines Strafvollzugsgesetzes
von 1927.

一九二七年獨逸國刑罰執行法政府草案を評す（下）

獨逸國司法省顧問
フランクフールト大學教授
ドクトル・フロイデンタール

（四）　少年刑務所——„Jugendgefängnis“

第十二節には二十五歳以下の受刑者の刑罰執行について規定してある。玆處に「少年刑務所」(„Jugendgefängnis“)といふ語が全く見當らないのは惜しむべきである。これは頗る重大な事で、少年刑務所なる語の中には刑罰執行といふ問題に對する立法上の態度が看取し得られるからである。草案には第十九條一項及び二項に於て、未丁年者及び二十一才以上二十五才以下のものに「特殊施設又は刑務所内の監區」(„besondere Anstalten oder Abteilungen“)を指定してゐる。然しなから、獨立した行刑施設(Anstalt)又は施設内の一區(Abteilung)の中その一を撰ふといふことは、已に少年裁判所法にも、一九二三年の「刑罰執行の原則」にもあるばかりでなく、實に一八七一年の刑法にも既に已に「施設又は居房」(„Anstalten oder Räumen“)と言つてゐるのである。吾人はかくして二者一を撰んで來たのであるが、其結果は、少年のための特殊施設の欠闕といふことゝなつて、しかも、

共理由は單に獨立施設は監内の一區よりも高價くつくといふ實に下らない理由からであつたのである。然しながら、少年のための特殊施設(即ち少年刑務所)は餘計なものであるかどうか。成程、幸ひな事には少年にして刑罰の執行を受けるものは漸次少くはなつて來たのである。然し、何故にエルガーが已に久しく提唱してゐたように、少年といふものゝ內に十八才より二十一才までのものを包括せしめないのか。是の故に予は草案の第百九十六條三項を抹殺したいのである。二十一才より二十五才までのものを取り入れたことについては何人も反對するものはあるまい。人も知る如く。少年刑務所の國ともいふべきアメリカでは、十六才より三十才までのもの、いな實に四十才までのものに向つても少年刑務所を充てゝゐるのである。かゝる廣い範圍を有つてゐてこそ、年齡によらず內部的な同質といふ點から撰まれた多くの青年を包括してゐる幾種かの組を作つて感化して行くことができるのである。只だ少年刑務所に於てのみまとまつた秩序的な感化が施され得るものである。然るに、刑務所內の狹い一區で、しかも刑期も短きは三ケ月(第一五五條)、更らに第百九十七條三項によれば一ケ月にさへ切りつめられる場合の如き、如何にしてかゝる感化を施し得られよう。ウチツトリツヒ少年刑務所の十五年、更らにアメリカ並びに英國に於ける長い豐かな經驗は、眞面目なまとまつた感化を施すには少くも最短期一ケ年の刑期の必要なることを示してゐるのである。

Der Verein Deutscher Strafanstaltsbeamten(獨乙刑務官吏の組合)は、ルードウキツヒ會議に於て、少年に對する刑罰執行にはウキツトリツヒ少年刑務所にて得られたる經驗を參酌利用すべきことを刑罰執行法の起草委員に促したのである。少年刑務所法曹會の刑罰執行法に關する委員も同樣の建議をなしてゐる。艸案が此等の提議に聽く所あつたかどうかはわからないが、第十二節が年齡の範圍を非常に擴張してゐるのは喜ばしいことである。十八才、二十一才、二十五才、二十八才が境界線となつてゐて、尙ほ其上にも境界內に幾個ものラーメンを分つてゐる。然しながら此等の多くの範圍內で何か實際に行はれるかは、階級處遇の場合の如く、艸案は何等言及してゐないのである。然し、これが肝心なのであつて、「此の場合の刑罰執行の目的は特別の方法で(„in besonderen Masse“)感化教育並びに身体の發達を謀るにある」といふ第百九十五條の明文だけでは、了々然とはまゐらぬのである。而して、各聯邦それ〳〵「特殊の方法で」やるといふ危險も除かれてはゐないのである。少年刑務所に於ける秩序的な感化を施そうとするならば、從來の獨乙の少年刑務所の、特に最も古いウキツトリツヒ刑務所に行はれた刑罰執行の實地を研究すべきである。この感化といふ大切な仕事を命令や聯邦の自由裁量に委かせてゐるのは悲しむべき事と思ふ。

刑務所內の少青年區(Abteilungen für junge Leute)に於ける階級處遇も少年刑務所に於けるそれと相似たものである。玆にも亦た艸案に規定されてゐる多くの年齡の區分は好もしくないのである。監區に於ける少年の感化のそれ〳〵異つた態樣か如何のものであるか。玆處でも法律で規定して欲しかつたのである。艸案では只だ「建築上分離してゐる」(„baulich abgeschlossen“)監區に於ける刑罰執行とのみ言つてゐるのである。

(五) 保安處分——Massregeln der Besserung und Sicherung

艸案は自由刑の執行の外に死刑並びに財產刑の執行をも規定してゐるが、更らにまた第三篇に於て保安處分の執行をも規定してゐるのである。この處分は四箇の形式があつて、其一つの施設に於ける收容(Unterbringung)が自由の剝奪と結ひついてゐない處分の執行から別に離れて存在するものであるのは當然の事である。保安處分については更らに新しい領域か開拓せらるべきであるが、艸案は保安處分の目的を明かにすることによつて特に此の點に力を致してゐると云へるのである。然し、主たる困難は、刑罰と保安處分との區別を執行上に於て如何

にして示すべきかの點に存してゐるのであつて、是れか爲めに、間斷なく刑罰の執行に關する規定に立ち戻らなければならない必要が生して來るのである。然し、この點で艸案を非難するのは無理で、むしろ愼重な態度を認めてやらなければならないのである。保安處分についても聯邦の自由裁量に委ねられてゐる場合が澤山あるが、後來不統一を來たす危險を殘すものと思はれる。最も重ぜられなければならない具體的な立法資料としては、シュワイツの艸案第四十條以下及びチエコスロバキヤの草案の五十條以下、九十三條以下、九十九條以下、及び百二十四條以下が參考せらるべきである。然し、チエコスロバキヤの艸案の病囚のための施設は少しく早産の嫌ひがありはしないかと思ふ。

玆で、獨乙艸案の最も重要な點について一言したいのである。それは、如何なる裁判所が保安處分による收容の繼續（艸案第二百六十四條）及び釋放（同第二百六十五條）について決定を下すべきや、といふ問題である。形式上は此の裁判所は執行裁判所（Vollstreckungsgericht）で、即ち艸案第四條二項によれば、第一審に於て判決を下した裁判所である。然しながら、この裁判所は那邊からして收容の繼續並びに釋放に關する決定の事實上の根據を得ようとするのであるか。この裁判所は已れの判決をみならず判決を下したものについてすら、全く直接の接觸を保つてはゐないのである。此の點については、艸案第二百六十四條以下によれば先づ第一に當該保安施設の長（Anstaltleiter）たるもの〻意見が徵せらるべきことになつてゐる。第二百六十四條に從へば、收容を命ずる官吏（die unterbringende Behörde）は、普通檢事（die Staatsanwaltschaft）（第二條）であつて、收容の繼續すべきか又は釋放すべきかについて申立（Antrag）を執行裁判所になさなければならないことになつてゐるのである。然しながら、この事の決定に關する眞に直接の智識は當該保安施設の管理當局が之を有つてゐるのみで、他は皆な文書上の手續たるに過ぎないのである、元來保安拘

禁（Sicherungsverwahrung）なるものは原則として期間は不定なものであるにも拘はらず、この原則を無視してかくまでも立入つて干渉がましくその繼續非繼續に干して決定せられなければならないといふのは承服しがたいのである。この場合（保安處分）にも、保安施設に屬してゐる裁判所（Anstaltsgericht）を設くる必要があらうと思ふ。其の職員は判事（リヒター）を主席とし、二人の部席は之を素人とし、職員悉く當該施設並びに箇々の收容者と親しい接觸を保つてゐるものを撰ぶべきである。然し、普通の場合には、當然何人よりも實際の智識を一番多く有つてゐるのであるから、施設の當局者の申立で充分であると思ふのである。

（六）釋放者保護——Entlassenenfürsorge

完全な刑余の保護が伴ふにあらされば、いかに最善の刑罰執行も終に無意義である、といふことが、漸次廣く世に認められ〻に至つたのである。是に於てか、從來私立團體の努力に委ねられてゐた釋放者保護事業が國家の最も重要な任務として問題となつて來るのである。わが艸案は釋放者保護の意義の重大なるを認め、剴切な語でその意義を言ひ表してゐるのである。「釋放者の保護は國家並びに社會の共同事務である」（„Die Fürsorge für Entlassene ist eine gemeinsame Angelegenheit des Staates und der Gesellschaft.“）——（第二百三十二條）。國家と箇人との間に生じた拘禁といふ法律關係から、法律に從ひ判決によつて自由の喪失なる刑罰を賦課した國家は、その刑の終了後は、受刑者の社會復歸（Wiedereinordnung）のためにその全力を盡す義務を有つものである、といふ結論か生じて來るのである。これが爲めには、全く近代病理學的の見地に立ちて、草案はこの事業の基礎智識として、「受刑者並びにその家族の一身上の生活狀態に關する詳密なる智識」（„genaue Kenntnis der Lebensverhältnisse des Gefangenen und seiner Angehörigen“）を要求してゐるのである（第二百三十四條）。加之、草

案は已に刑期中に在つてすらも保護事業をして權利として行はれしめてゐるのである。刑期中に於ける保護事業は、刑務官史（Anstaltsbeamten）及び、保護司(?)（Fürsorger）並びに刑務所助役（Anstaltshelfer）の任命されてゐる場合には、特に後の二者の任とされてゐる（第二百三十三條）。

然しながら、助役は第三十一條により常に名譽職であり、保護司は第二十七條により其時々の必要に應じて本官又は兼職として任命せらるべきものであるから、此の點で、現在は勿論、將來に於ても獨乙の釋放者保護には大きな缺陷が除かれないといふ危險が存してゐるのである。即ち、釋放者保護の欠陷といふのは、之に關する官制（Beamtentum）の設けられてゐないことである。たとへ、名譽職として斯の事業にたづさわる人々が、我等の國に於けるが如く、非常な好意で大きな犧牲を拂つてゐてくれるにしても、其人達ばかりで、又は全力を斯の事業に傾注することのできない官吏ばかりで、保護事業の複雜な多方面に亘つた經濟上並びに理想上の諸問題を解決しようとするのは不可能事に屬する。ウヰトリツヒ少年刑務所（アンスタルト）に於けるが如く、本官として愼重に選拔された教養の深い保護司（Fürsorger）が、刑務所の內外で專心釋放者のフュルゾルゲ(保護)の爲めに盡すを得て、何等他の任務に累さるゝなき場合に於てのみ、その職責を滿たし、斯業をして有終の美あらしむることができるのである。予は草案の第十七節に、釋放者保護のために本官として任命せらるゝ本職の職員を置くといふ條文を見出すことのできないのを悲しむものである。この職制ありてこそ初めて刑罰執行の努力と費用とを有利に役立たしめ、數多き私設保護團體の好意を空うせしめさらしむるを得るのである。

（七）刑罰執行の監督——Reichsaufsicht im Strafvollzuge

刑罰執行の國としての監督（Reichsaufsicht）については草案は何事も語つてゐないのである。之に關しては獨

乙國憲法（Reichsverfassung）第十五條が適用さるゝのである。この第十五條の明文によつて獨乙國政府（ライヒスレギールング）は監督權を行使するのである。同條二項によれば獨乙國政府は一般的な訓令を發することができるのである。已に北獨乙同盟（Norddeutscher Bund——一八七一年宣言せられた獨乙帝國の前身にしてプロイセンを盟主とせり）の聯邦議會に於ける刑法改正法律案の討議に際しても、「行刑並びに感化施設の事務の監督」（„Aufsicht über sämtliche Angelegenheiten der Straf- und Besserungsanstalten"）のために政府の最高官廳の設けられんことが要求せられたのである。かゝる監督の六十年後の今日も猶ほ熱望せらるべきものたるは事新しく説くを須ひない處である。若しドイチェス・ライヒ（獨乙國）にして統一ある刑罰執行を完成せんとするの意志があるならば、已に獨乙國憲法に於て郵便電信、鐵道及び河川事務のために規定してゐるように（憲法八十八條、九十三條、九十八條）、刑罰執行制度のためにも少くも一箇の諮問機關（Beirat）を任命する必要があるのである。而してこの諮問機關は統一ある刑罰執行を維持するのみならず、同時にその進歩を促すため、獨乙國政府（Reichsregierung）と力を協すべきである。然し、刑罰執行については、憲法第九十八條に規定してある諮問機關の決議上の職能は之を規定しないでも可からうと思ふのである。實質的の權力さへ持つてゐれば、その評議はそれだけで立派に必要な重味が具つて來ると思ふのである。

以上大體について草案の批評を試みたのであるが、三百箇條以上もある箇の草案を限られた紙數の中で評論しようとする目的の性質上、仔細にその長所と功績とを玩味し說明する遑のないのは甚だ遺憾とする所である。草案の起草者は、たしかに我がドイツの刑罰執行法の完成を心から希望してゐる人々の感謝をかち得ることゝ思ふ。

——Deutsche Juristen-Zeitung, den 15. Mai 1927——

犯罪と宗教

教誨師　若林諦演

一、序言

此に犯罪と宗教と云つたのは犯罪者と宗門の關係と云つた方が穩當であらふ。犯罪と宗教とは一應無關係であると云つても間違はない。宗教が犯罪動機に直接の關係を持つ現世的、物質的、從つて無理想的な個人信仰の狀態と犯罪動機との間に於ての考慮を除外しては宗教と犯罪とは直接な關係を有しないものである。

そこで嚴密に云へば犯罪者と宗教信仰とはどんな關係に始終してゐるものであるかと云ふことを主として探究して見たいのである。もとより犯罪者に純正な信仰内容を要求することは殆んど出來ない。但し古來の歷史上に散在するが如き善良な殉教的精神が偶々當時の社會一般生活に適應せず犯罪者とせられ又、其の殉教的精神が或る他の犯罪的行爲と發動結合したもの、或は愛國の至情又は愛他的な純情による今日の勞働運動さては宗教的社會運動等云つた特殊の例外は勿論存在することを否定し得ない。

一般犯罪者の生育狀態、遺傳並びに環境は純正な宗教的情操を体得するには極めて不都合に出來上つてゐる。而も其の生育關係等は彼等を極めて宗教的ならしめてゐることは其の著しい傾向として彼等の如何に多くのものが迷信的性向にあるかと云ふことを一見しても分明である。

蓋し惟ふに宗教は眞に心靈の良醫であらふか、以諸法藥、救療三苦、と云はれてゐる。

其れ眞に心靈の良醫ならば三苦を救療、拯濟極まりなく、犯罪を未然ならしめ、犯罪者を改悟せしめ、次て人生正常の妙味を會得せしむるのにどんな力を持つてゐるのであらふか、しばらく此を心理學的に少しく討究して見たい。然し此の小論文で多くを求めようとすることは與へられない。只宗教實は宗門と犯罪者との關係を主として觀察しようとするのが本論文の主要目的である。

世の一を說くもの未だ必ずしも他を顧ることをしない。此の輩の所示劒切を欠く所以の因は實に此處に存するものではなからふか。

二、宗門と犯罪者

大正十五年一月から昭和二年七月に至る十七月に亘り大阪刑務所收容者男子、三千九百六十四、女子、二百三十四人を其の父祖傳來、即ち家庭の宗門によつて分類して見ると、

宗名	男	%	女	%
天台	四四			
眞言	三九〇	〇、九	一	
禪宗	三八七	〇、七	二	八、三
日蓮	一三一		一九	
金光	五			
融通	二			
淨土	七二八	一八、七	六四	二七、四
眞宗	二、〇四六	五一、六	一〇一	四三、二
神道	三六			
天理	一〇		一	
基督	三			
黒住	三			
大道	一			
不詳	三二八	八、二七	二二	九、四
總計	（三、九六四）		（二三四）	

此れによれば何れかの宗門に屬しないもの即ち不詳者は僅かに（八・二七%）であつて、此の中に朝鮮人十七名と支那人一名とが加はりゐるを以て其の殆んど全數は擧げて何等かの宗門に屬することを知ることが出來る。

各宗門の中にて眞宗は其の最高位にあり、實に（五一・六%）を占め其の過半數に達してゐる。此れに次ぐものは淨土宗（一八・七%）である。共に淨土門他力教を以て全体を獨占してゐる觀がある。眞言、禪宗、下つて日蓮宗は何れも（一〇%）及び其已下を往來してゐる。其の他の宗門は頓に減少して眞に云ふに足らざる有樣である。

更に已上の中、家庭の宗門名を知るも其の寺院名を、知

るものと知らざるものとを分別して見ると

	男	女
知れるもの	二、〇三四	一、五九二
知らざるもの	三、四〇四	一七九

上述の二つの表示より吾人は次のやうな考へを導くことが出來得ると思ふ。此等の表示は數年前の統計の示すものと參照するに多くは同じく間々數に少差を見るのみであることよりして其の間に各宗門と犯罪者數との間には殆んど一定の常數を保つものゝやうである。

此れは此等の人達が屬する階級内に行はるゝ宗教の分布の狀態を明示するものではなからふか、此を敎化能力の如何と直ちに結合して考へることは遽かに同意し難いものである。

後の表示により、如何に彼等犯罪者が其の屬する宗門に無關心であるかと云ふことが寺院の名稱をすら知悉せざるものが如何に多きかによつて察せられると思ふ。更に男女を比較するに殆んど同一の順位を示してゐる。

三、犯罪者の個人信仰に就て

飜つて此等の人達が其の宗門に對してどの程度の思念信仰を有してゐるかと云ふことを觀察するに上述の如く其の寺院、敎會名をも知らざる人達は勿論別とするも其の宗門に屬し、其の宗門名、寺院名を知悉し、其の宗門に對して信仰ありと云ふ人達に於ても、敎義の大体に通じ儀式の朧朧たる思念を有するものは十指を屈するに過ぎない有樣である。彼等の殆んど全体は其の宗門と何等の關係ない神佛を念じてゐる。今彼等の個人的信仰を檢せんとするに當つて先づ、

何等かの神、佛を何等かの意味にて念ずるもの

	男	女
	五六〇	五五

全く何等の信仰なきもの

	男	女
	三、四〇四	一七九

內宗門を有せず、而も信仰を有せざるもの

	男	女
	三三一	一八

此表示中、宗門不詳にして而も現下何等の信仰を有しない、即ち絶對的無信仰とも稱するものは極めて少數であり、其の大部分は家庭の宗敎を有しつゝ何等の感化を受用しないやうである。

上述の如く有信は無信に比して極めて寥々であるに過ぎないが、今之れを各々其の信仰の對象によつて分類すると、

	男	女
石切	五	三
妙見	一五	一
觀音	八	
藥師	二	一
不動尊	二一	一
（成田）	一	
地藏	二	
弘法	六六	九
大日	一	
太子	四	
行者	七	
大念佛	一	
眞言	九	
日蓮	二九	
眞宗	八一	二
（阿彌陀）	三	
淨土	一九	一
禪宗	七	
天台	二	
神	九	
氏神	九	一
天照	一〇	一
稻荷	四二	一四
天神	二六	一〇
八幡	五	二
琴平	一〇	一
出雲	一	
住吉	一	
天理	一六	一
金光	一	一
神道	二	一
黑住	二	
御嶽	一	
日天	二	
生駒	七一	二
（聖天）	四	三
毘娑門	四	
大黑	一	
基督	一六	
大本	一	
哲學	一	
佛（釋迦）	二六	
雜信	一七	（石切、觀音、妙見等）
總計	五六〇	五五

此等の內容を二大別して宗派を形成してゐるものと然らざるものとすれば前者の數は極めて少なく眞宗、日蓮、淨土、基督を除けば其他は殆んど云ふに足らない。

次に神佛に分類して日本固有神と外國傳來の諸神（聖

天、毘婆門、石切等）と佛教の諸佛菩薩とすることが出來る。

第一に日本固有神中、一般的性質を帶び全國中到る處に崇拜せらるゝものと地方的色彩のあるもの（出雲社、住吉社等）とを考ふれば一般的諸神の方多く稻荷、天照、天神は其の優位を示すやうである。

外國傳來の諸神中にては地方的色彩も亦加味せられて不動、生駒聖天は高位にゐる。

佛敎の諸佛菩薩並びに此れに關聯したものゝ中では弘法は最高であり、佛（釋迦）觀音、行者は此れに次いでゐる。

然し更に此等の信仰內容に至つては全く其の自から所示の佛、菩薩並に形成宗門のそれとは全然異り、頗る奇怪なものであることに一驚するであらふ。其の敎義は暫らく此を問はざるも、俗信の標的としての彼等の性質は治病のため、又は除難除災、吉凶禍福等であつて、現世の福樂、功利的思念と關係なきものは殆んどないのである。此れは蓋し地方的一般信仰界の風潮を示すものとは云へ、又以て犯罪者の信仰內容を察することが出來る。

四、犯罪者と迷信

元來迷信と云ふことは其の定義を下すことはかなり難かしいことで、一般學者の間では誤まれる宗敎判斷で日常生活に害毒を流すものであると解せられてゐるやうであるが此れは非常に狹い考へ方で迷信と云ふことを考へるには常に安全で且つ便利であるとして正信を持ち來つて此れとの區別を與へんとすることがせられ勝である。ところが此の區別が又非常に困難なことで極言するならば兩者を區別する標準を立てることは實は無理であらふ、もと心理學上宗敎意識の機發は人性に吉凶禍福に關心する念の甚大な天性があることゝ人智の有限不完全なるを自覺するより發起するとせられてゐるやうである。迷信も亦正しく此の手續を經過したものであることは間違なからふ。そこで特に心理學的に兩者の間に區別を立てることは出來ないことである。むしろ主觀的には兩者に何等の區別がないと云つてよからうと思ふ。そこで客觀的に僅かに標準を求める外ない。

先づ信仰の形式から區別すると抑も人性には一種の信賴本能がある。依憑の本能である。しかも此れが本能である限り非常に人性に根强い根底を持つてゐる。そこで正信は此れが合理的に發達開展した信賴性の發露で迷信は此れによらぬ病的發露であると考へることが當然であらう。

次に其の內容から考へると一、時代の科學的知識（常識をも含む）に矛盾するや否や、二、時代の道德的精神に反するや否や、三、人間自然の情緒に悖るや否やによつて一應區別し得らるゝことゝ思ふ。

特に犯罪者の諸種の迷信の源流が多くは人性本具の信賴性向に出發し、此に幼稚なる知作用又は本能的情緒の烈しい影響を受け、更に彼等の環境は此を資成して成立したものであることは事實の明示するところである。先づ知作用としては主として因果觀念、類推作用、情緒としては恐怖、驚歎等である。即ち根本的な熱烈な要求があつて此の要求を滿さんとして其の信賴本能の上に幼稚な知識を加へ、更に逸常の情緒、類推を加へてこゝに不合理な信仰を成立せしむるのである。

彼等が弘法の緣日に參詣し、天神を信仰すると云ひ、石切に每月必ず參詣すると云ふことも畢竟は現世的、利己的、打算的迷信であつて治病のため、金儲けのため、の主眼が彼等のもつ類推作用と因果觀念に結合し其の信賴本能の性向を動かして成立せしめた迷信に過ぎないと斷言しても過言ではなからう。

しかも、たとひ先天的に又後天的に健全な社會適應格を有しない犯罪者が稀に正常な信仰を有してゐても、其の一時の窮迫、又は慾望は彼等をして其の信仰の制御を失はしむることが極めて多いことを示すのは迷信傾向の多分による自己破綻に根據してゐるのではなからふか。

もと迷信には一の社會に共通的なものと、又然らざるものとがある即ち個人の特殊の經驗に起因するものがそれである。彼等の環境は最も迷信に墮すべき好都合な機會にあることは注意しなくてはならない。何となれば物の上に於ての窮迫と、彼等の思想上に於ての發達の程度は信賴性をかつて正信を得るに先つて迷信に陷らしむる。目前に迫る苦痛を逃避せんとすることは人間として極めて自然であるからである。特に犯罪者に於て此のことの多いことは又極めて必然であらう。

更に又犯罪行爲、其れ自体が極めて迷信と因緣深くなつてゐる。それは良心の呵責、不良行爲に對しての不安から彼等の信賴性向は、それでなくとも低度の知作用を殆んど無にして情緒は極めて猛烈に活動して、判斷作用等は全く無力となり恐怖、不安の念に滿ちてゐる。此處には極めて又、曖昧な根據のない類推作用が働いて、自分の前を犬が橫ぎつたとき、子供が泣き止まぬときには必ず犯罪が中止せられる如き、父子共犯のときは親子幷を喰はぬ、寺院へ入れば盜賊が上達せぬ、不動尊へ行けば

縛られる等の迷信の如きは即ちそれである。窃盗者の多くが不動尊を信仰すると云ふのは此の間の迷信を暗示するものではなからうか。

犯罪の直接原因となるべき迷信即ち、腦髄が癩病、梅毒に特効ありとて墳墓を發くが如き、かゝる犯罪者がかゝる迷信性向を極度に保有してゐることの證據ともなり得る。

其他文身に於ての迷信的傾向は相當顯著である。もとより文身をするものは悉く犯罪者に限つた譯ではない、只普通人のそれと比較すると余程多いことゝ其の内容の上に迷信傾向の著しいことを知ることが出來る。

落書に至つては特に重要な意味を持つてゐる。彼等犯罪者が受刑中、其の居房内にて陰鬱、寂寞、孤獨、の生活をするに堪へず、自然、其の意志表示の一形式として表はれるものであるが其の内容と原因に至つては極めて容易に行はれるものだけに又、極めて復雜であり、端的に其の氣持ちを表示するものだけに非常に價値あるものである。此の中に記念、願望、惡戲、嘲笑、憤怒、迷信の傾向を知ることが出來る。吾人は就中、迷信に對しての特種な傾向を知ることが出來る。

手細工品の上に於ての迷信的傾向はより一層判然としてゐる。豆草鞋、豆草履の類は其の著しいものである。此處に注意すべきは此等の迷信性向の結果の表示の上にかなりな美的要素を含んでゐることである。特に刑務所收容者（犯罪者）は其の全体を通じて美感（美的情操）に於て非常に欠乏してゐる。而も刑務所内にて美感を非常に要求してゐるやうに見受けられるのは建物から來る一つの恐怖とそして其の角度の單調とは生活のそれと結合して彼等の美感を充足せしむるに足るものを欠乏してゐるためであらう。ために釋放後急激に此れが獲得に向つて猪突して往々再入するに至るもの〻多いことは注意せらるべきことである。

要するに天神詣でが菅公の高德を崇敬する信念とは似てもつかぬ景氣の神樣となり、稻荷詣でがお白狐さんを驚怖し、利己的感情を結合せしめ、弘法大師が治病の大師として尊れたりすることは對象御自身にとつては極めて御迷惑の次第であらう。此處で眞宗、日蓮、淨土等が比較的に尠いのは何に起因するのであらうか、一面此等が特に眞宗の如き迷信を排除することが一般の上に行き渡つてゐるためではなからうか、そして此等の純正な教義が又、彼等の利己的感情を充足するには極めて不都合に出來上つてゐるためであらう。

かくて此の迷信的傾向が受刑中に著しく猛烈となることは、今更ららしく申す迄もないことである。

五、犯罪者發心の動機

かくて犯罪者が刑務所に收容せられて、自からを反省し、自省し得る機會が與へられるに至つて眞面目な人生觀に初めて立返り、自己の行爲に就て機微な不可解な或るものに接するのである。彼等の大部分が無信仰の狀態であり、其他のものが迷信的性向を有するものであるとの此の表示はやがて此が正信への指導を示すものにとつて如何ように考へらるべきかの方途を示すもの〻やうである。

無信仰狀態にあるものは前述の人性に本具する信賴性を合理的に教育と相待つて保育せしむべきは勿論であるが此の迷信的性向者に對しては其の幼稚なる知作用を向上せしむると同時に其の有する特殊の因果觀念、類推作用の誤謬を指摘し、さては其の情緒に於ての恐怖、驚歎の不合理的發展を正常ならしむべく努めなければならぬこと勿論である。而も思ふに此の迷信作用は或る意味に於て極めて深い固持力を有するもので不正常的誤謬はやがて狂信的、幻覺的なものとなるもので教育作用が何等の効果を將來することが出來なくなつて其の極まれるものとなる。教化者の意を用ふべきところであらう。

今此處に彼等の發心（正信）の動機に就て手許にある僅かに百二十二名の男女に就て此を檢討して見ると、假に之を個人的經驗と社會的感化（對人格關係）とに分つと、

A. 個人的經驗

イ、恐怖、（死）……七
主として刑死者、死に直面して此の恐怖より發心せるもの

ロ、不安、寂寥……五
近親者等なく、孤獨、殊には社會と隔離せられ不安と寂寥とより發心せるもの

ハ、疾病……四
受刑中の疾病は殊に悲慘である。疾苦と不安より發心せるもの

ニ、失望……一
加刑により失望落膽、煩悶終に發心せるもの

ホ、希求……女…一
追弔會の總代となり發心す。女らしさと其のゆかしさを察するに足る

ヘ、近親の死

A'. 父……一
一は幾父を殺し、一は父の死を報ぜられて無常を感し、罪惡の悲痛に覺め發心せるもの
B'. 母……四
母の死を報ぜされ無常と罪惡とを自省し發心す
C'. 其他……二
兄弟の死によつて發心す
D'. 友人……一
同囚者の急死により無常を觀し發心す
E'. 亡靈……五
被害者の亡靈、(二)父母の亡靈、(三)によつて自省發心す
F'. 夢見……一
母の夢を見反省發心せるもの
ト、思索……一六
反省自省思索し終に發心せるもの
チ、讀書……七
讀書特に宗教書を耽讀し終に發心せるもの
リ、修養……一
修養に努力し終に人間性を自覺發心せるもの
ヌ、敵愾……四
被害者に對しての敵愾心、社會人に對して、官吏の取扱ひに對して、要が他に情夫を持てるを知りて憤慨煩悶終に發心す

B. 社會感化（對人格關係）
イ、家庭の感化
A'. 父、母、……三
父母より時々切々なる書信面會等の溫情により發心せるもの
B'. 妻……二
妻の獻身的奉仕は終に發心に至らしむ
ロ、總集敎誨……二〇
總集敎誨の說示により發心せるもの
ハ、個人敎誨……二六…女…三
近親の書信を通じ、又は面會、其の他減刑等に感激せるに際し淳々說示せられ終に發心せるもの
ニ、人格の感化……七
取扱ひ官吏の純情、其の人格に服し終に發心に至れるもの

已上の表示は極めて杜撰なものでもとより、さして有力なものであると云ふことは出來ぬが今、手許に幸ひある材料に就てのみ試みに調査分類した迄である。

個人的經驗の中で思索反省が其の優位を占むることは特に注意せらるべく且彼等が如何に罪惡の恐怖に戰き更に其の環境が此を誘導する方途に於て如何に考ふべきであるかと云ふことを示すやうである。

社會感化の中に總集、個人、敎誨を入れたのは對人關係であると云ふ意味である。此の中に於て個人敎誨が相當已上の效果を示してゐることは比較して當然ではあるが又面白いと思ふ。

然し已上の表示中、嚴密に區別することは、もとより不可能である。只便宜上純正なる信仰の機發の直接の動機なりと認めらるゝものに就て示したので思索、反省と云ふも、死の恐怖と云ふも、其他に於ても同樣に說示や、敎誨が與つて力あつたことは申す迄もない。むしろ此の方が動機に對して或る力強さを與へたと考へることも出來よう。

只此の表示によつて彼等の發心の動機が如何なるものであるかを彷彿として豫想せしめ得ることが出來れば幸ひとせなければならぬ。（女子に對しての例證が極めて少なかつたことは遺憾である。）

六、結　示

上來此を要するに犯罪者の數は宗門に對して殆んど一定の常數を有してゐる。此れは恐らく此の種の人達が屬する階級に於ての宗門分布の狀態を示すものであらう。

更らに犯罪者の宗敎意識は大部分に於て無信仰の狀態である。たとひ極めて少數者が個人的信仰を有するも、其れは迷信であつて其の迷信は犯罪者特有の迷信狀態と結合して頗る强固なるものがある。且つ犯罪者は殆んど其の家庭の宗門より何等の感化を受用せざるものゝやうである。

收容者發心の動機に就ては特殊の傾向を窺ひ得る。

然し犯罪者間に於ての宗門と犯罪動機との間には直接な關係あるを認め得ない。唯、現世的祈禱、物質的、從つて無理想的個人信仰の狀態と犯罪動機との間には少しく考慮するを認むることが出來る。

◇三國三色　朝鮮人の家は草、支那人の家は土、日本人の家は紙。さうゆう感じが、私に深かつた。それはこの五月、久しぶりで、朝鮮を通つて、滿州から支那大陸に往つたとき、汽車の窓で、私に迫つてきた感じである。英國の美術家のリーチは三國の陶器を比較して、朝鮮は線、支那は形、日本は色といつたさうだ、面白い觀方だと思ふ。それは陶器に限らない。人間の作つたものでなく自然そのものに於てもかゝる三樣の特色が看取される。

（鶴見祐輔氏談）

刑政第40巻第12号
矯正図書館



勤續と皆勤表彰

——最初の明治節に當りて——

例年協會が行つて居る、二十五年以上の勤續者と、十五年以上の皆勤者表彰は、本年は明治節の佳日をトして之れを行ふことにし、例により各支部に於て傳達式を擧げて貰つた。氏名左の通り

◎二十五年以上勤續者（三十七名）

刑務所別	現職名	氏名
豐多摩	雇	永田芳雄
〃	〃	渡邊福太郎
〃	〃	塩澤常吉
千葉	看守長	二瓶伊七
宇都宮	作業技手	多田庄野
〃	看守部長	稻葉德次郎
〃	小使	長谷川五三郎
前橋	雇	八木鉞次郎
甲府	看守長	石井文太郎
新潟	看守	御魚谷禮作
長野	看守長	金澤公炳
京都	小使	中野辰藏
奈良	看守長	山東登
名古屋	雇	大橋榮次郎
岐阜	作業助手兼雇	杉原金次郎
金澤	作業助手	高村金春
松江	看守長	宮喜一郎
〃	雇	松林廣市
三池	看守長	延原簡一
福岡	作業助手	下司磯太郎
大分	雇	幸重卓一
鹿兒島	看守長	寺島太作
沖繩	〃	仲地清雄

宮城	看守部長	鈴木安次郎
福島	雇	羽賀安次郎
釧路	作業助手	諏訪秀吾
〃	耕馬夫	杉浦八万吉
札幌	看守長	渡邊市作
川越少年	〃	横山豐次
岡崎少年	看守	柴田喜一郎
岩國少年	看守長	北村松造
西大門	〃	金子義亮
〃	〃	古賀大藏
大邱	〃	上野二吉
臺北	看守	古賀豐作
臺南	〃	林榮十郎
關東廳	看守長	伊藤定美
〃	〃	吉田嘉之助
橫濱	看守部長	池田詮季
〃	看守	宮下幸藏
千葉	看守部長	伊藤清之助
〃	〃	山下久市郎
水戶	〃	川尻光
宇都宮	看守長	關直衞
〃	女監取締部長	笠原まち
〃	看守	橋本喜祐

◎十五年以上皆勤者（四十八名）

刑務所別	現職名	氏名
市谷	看守長	菊地卯吉
〃	看守部長	落合岩藏
〃	取締部長	上田勝
豐多摩	看守	栗原要助
巢鴨	〃	皆藤寅次郎
〃	〃	石井興七



魚つり

矯正図書館

前橋　看守部長　酒井彌太六
仝　仝　清水榮太郎
仝　仝　八木橋仁三郎
仝　仝　町田市藏
仝　看守　根岸類次郎

燈下親しむ頃



□孫は活劇□

静岡　看守部長　長澤儀作
長野　看守長　千野頌晴
仝　仝　平田均一
仝　看守部長　今井安藏

仝　看守　山本佐吉
新潟　看守長　鳳間權平
大阪　看守　重光篤人
山口　看守部長　山根晴一
松江　看守　古川重助
仝　看守部長　前田顯治
松山　看守　戒田律次郎
長崎　看守部長　原寅次郎
三池　看守　松本政吉
福岡　看守長　原田忠吉
熊本　仝　清水德太郎
仝　看守部長　藤本參平
仝　仝　芳原惣二
仝　仝　鹿兒島　貴島岩熊
宮城　看守長　高橋武雄
福島　看守部長　小林彦市
仝　看守　戸田八郎
山形　看守部長　佐々木久
仝　仝　渡邊長八
秋田　看守長　高谷健雄
仝　看守　小野地直吉
札幌　女監取締部長　江頭美津
網走　看守長　三浦龜助
川越少年　仝　松本稻城

昭和二年十月於司法省

刑務所長會同

本年の會同は左の日程を以て開かれたが、其席上に於ける大臣の訓示並次官の注意事項は次のやうであつた。

○日程

十月十一日午前　大臣訓示、次官指示（於會議室）
午後　總理大臣訓示（於總理大臣官邸）
十月十二日午前　行刑局長說示（於所長協議會室）
午後　會議（於仝所）
十月十三日午前　仝（於仝所）
午後　仝（於仝所）
十月十四日午前　仝（於仝所）
午後　兩本願寺道弔會（於淺草本願寺）
十月十五日午前　會議（於所長協議會室）
午後　仝（於仝所）

總理大臣訓示

今回刑務所長會同に際し玆に各位と會見するの機會を得たるは予の欣幸とする所なり

轉近刑事思潮の進化は刑罰を以て單純なる應報なりと爲すことなく更に社會保護の上に立脚し其の目的は犯罪を防遏して國家社會の秩序を維持するに在りと爲すに至れり而して此の目的を達せんと欲せは宜しく受刑者の單純なる拘禁に甘んせすして其の性格を改善し之を敎養して實生活に必要なる素質を修得せしめ社會の眞民に復歸せしむるの途を講するの要あり是れ即行刑の本義とする所にして行刑か裁判、檢察の事務と併立し刑政上重要なる地位を占むる所以亦玆に在り職を刑務に奉せらるゝ各位は其の責務の重大なるに鑑み常に思を行刑の本義に致し奮勵努力部下を率ひ以て其の任務を全ふせられむことを望む

近時財界緊縮の影響は就職難を來し釋放者をして一層窮境に陷らしめむとす保護成績の良否は行刑の效果を完からしむる上に重要なる關係を有すへく之か救護は刻下の緊要事とする所にして各位は常に社會の趨勢及經濟界の狀態を察し關係の各機關と連絡協調を保ち釋放者保護事業の達成に盡力せられむことを望む

原司法大臣訓示

爰に各位の會同に莅みまして行刑事務に關し所見の一端を陳へまするの機會を得ましたのは私の欣幸とする所であります

一　我邦維新以來政府は銳意行刑制度の完備を圖りまして其の經營施設漸く見るへきものかある樣になりましたか然し理想の域に達しますには前途尙遼遠の感かあるのであります殊に其の建

築と設備に至りましては未た牢獄氣分を現した舊時代のものか二三にして止らぬ樣に思はれます又其の法制に至りましても現行監獄法及同施設規則は學說上竝實際上不備の廉が尠くないのでありますが仍て政府は數年來刑務所の改築の順序を定め財政の緩急を圖りまして其の新築廢合をなし來たつたのであります又一面法制の改正に着手しまして今夏刑法竝監獄法改正委員會を設け斯道に關係のある學者や實際家を網羅して之か根本的革正を爲さむことを期して居るのであります各位は實際に得られた經驗を以て直接間接に是等改正事業の進捗を扶けられると共に現行制度及設備の足りない所は人力を以て之を補はれ堅忍自重百難を排して實質的の改善を圖られ大に行刑の實績を擧げられむことを望む次第であります

二　刑務官吏の職責は收容者の人格を陶冶し其の習癖を矯正し之を改過遷善して善良なる社會人と爲すことにあるのであります凡そ人を匡さんとしまするには先つ己を正うせねはなりませぬ殊に行刑の局に當ります者は日夕收容者に接觸して居りますから其の人の人格はすく收容者に反映しまして改過遷善の效果に大なる影響を及ぼしますことは各位の夙に了知せらるゝ所であります各位は平素特に此の點に留意せられまして人格第一と云ふことを旗幟として部下職員の人格の向上に注意を用ひられ一般刑務職員の氣風を堅實に導かれむことを望む次第であります

三　行刑の目的としまする所は收容者を反省改過せしめまして善良なる社會の一員とならしむることに在るのでありまして古聖の謂はれました刑は刑なきを期するに歸着するのであります而して此の目的を達する手段方策は固より多々あるのでありませうか要するに彼等の精神を陶冶しまして之に職業を授け且善く健康を保たしめ又一面には犯罪の原因たる彼等の環境を改善しまして生道を樹てしむると云ふことにあるのであります從て此の行刑の目的を達しますには單に收容者を拘禁看守すれは事足れりとするのではありませぬ須く彼等の個性を知悉し犯罪の原因動機を究めまして之に適應する處遇を爲すことか必要でありまして今日諸國に於て「行刑個別主義」か高調せらるる所以も此處に存するのでありまして英米に於ける考査刑務所若は分類刑務所制度の如きものも亦實に此の要求に基いたものであります我邦に於きましても夙に年齡、刑期、性等の形式に依りまして收容者を區分して集禁致し各之に適する處遇を爲しつゝあるのでありますか性向、心身狀態、技能等實質に基きまする區分に至りましては未た多くの考慮を拂はれていない實況でありますから當局は今後の計畫に付きまして特に此の點に留意するの方針でありますか各位に於かれても刑務所內に於ける收容者の分類に一層の注意を拂はれ其の處遇に付ても力めて收容者の個性に立脚して適切なる處置を執られむことを望む次第であります

四　輓近犯罪少年の數か增加するに伴ひまして少年犯罪と云ふ問題は一個の重要なる社會問題として取扱はるゝ樣になり各國は競て之か法制の完備と施設の改善とに努めつゝある狀況であります故に少年法を設けて最近に於ける刑事政策の理論に基き不

定期刑の制度を採用致し一面又少年法の趣旨に則りまして漸次少年刑務所を特設して不定期刑の運用を全からしめむことを期して居るのであります

抑々不定期刑と云ふものは刑罰の特別豫防的價値を主眼とするものでありまして刑罰の適用を刑罰の執行と有機的に結合せしめて所謂行刑個別主義の徹底を期せむとするものであります從て少年刑務所に於ける處遇に付きましては少年の特性を基礎としまして殊に其の敎育的施設に重きを置かねはなりませぬ各位に於かれましても克く少年不定期刑制度を設けた趣旨を體して著々之か改善に努められますので其の成績も亦大に見るへきものかありまするが何分施行後日か尙淺ふこさりまして未た全國的に確立したる少年處遇制度を採用すると云ふ運に至りませす殊に少年に對しまする假釋放制度の運用に至りましては未た試驗時代を脫せぬと云狀況でありますから各位は今回の會同に於かれましても特に此等の諸點に付て十分なる審議を遂けられ少年訓練の基礎確立に付て特に愼重なる考慮を拂はれむことを希望致します

五　刑務官と云ふものは警察官と同し樣に特殊の敎育を受けねは其の職司を全ふすることの出來ないものでありまして特に現下に於ける社會事情の變遷は益其の緊要であることを感するのでありまして而して克く現代社會に適應しまする行刑の實を擧けんとしまするには唯單に上級職員のみを養成すると云ふことでは十分てないのでありまして下級官吏に對しましても犯罪と犯罪人とを理解するに足る丈けの職務的敎育を授けまする必要かあるのであります蓋し行刑事務の核心としまする所は實に收容者に直接する下級職員の活動にあるのであります行刑の成績の擧るや擧らさるとは一に懸て是等の職員の適否に依りて決すと申しましても過言てはないのであります然るに上級職員の養成に付ては刑務官練習所の設けかありまして每年各所より優秀なる人物を簡拔しまして之に必須なる學科を敎へ實務の練習をなさしめて相當の成績を收めて居りますか下級職員の養成に至りましては地理的關係等色々の事情から之を各所の經營に委ねゝはならぬ實情てあります而して今之を實際に就て見まするに其の施設及方法に付きましては幾多の攻究を要する點かあることを認むるのでありますから各位は深く此の點に留意せられ自ら進て敎養指導の任に當る樣に致されまして此の下級職員の素質を改善することに力を效されむことを望む次第であります

六　刑務作業の目的としまする所は之に依て勤勉の良習を養ふと同時に彼等に釋放後に於ける職業の基礎を授けまして累犯に陷るへき素因を除かんとするにあることは今更多言を要しませぬか其の目的を達せむとしまするには先つ收容者の個性を觀察することか必要てあります殊に彼等の技能及職業を能く精査しまして之れに賦課しまする業種の選定を誤らぬ樣にすると共に又能率の增進をも計りまして釋放後普通勞働者に拮抗し得らるゝ丈けの勞働能力を涵養せしむることを期せねはなりませぬ勿論行刑は集團處遇を前提としまするか故に各人各樣の業種を授ける

矯正図書館

と云ふことは到底望むへからさる所てありますか其の間に彼是按配しまして能く收容者の個人的事情に基き最も之に適應しました所の作業を課しますと同時に作業科程の適否に付きましても一層愼重なる注意を拂はれむことを望む次第てあります昨年六月以來全國に數ケ所の職業訓練所を設置致しまして主要なる作業を選定して組織的に新なる職業を敎綬する制度を採用しましたのは實に此の作業賦課の個別主義を確立せんとしまする趣旨に外ならぬのてあります故に各位は作業訓練の範を玆に採つて以て作業方針を改善する樣に致されんことを望みます

七　刑務所に於ける衞生的設備は漸次改善致されまして其の衞生狀態は近時非常に良くなり死亡率の如きも亦減少の傾きに在りますのは大に喜ふへき現象てありますれとも行刑衞生の本旨としまする所は唯拘禁して居る間丈け收容者の健康を保全すれは足ると云ふのてはないのてありまして釋放の後に健全なる社會の人としまして激烈なる競爭場裡に生活し得られる素質を養成するにあるのてあります諸君は舊來の牢獄思想の傳統に囚はれす宜しく敍上の精神の下に單に衞生的施設の完備を期するのみてなく給養其の他身體の養護に付きましても常に最善の注意をせられまして萬遺憾なきことを期せられむことを望みます

司法次官注意事項

一　行刑事務を完ふせむとするには各機關の連絡統一を必要とし各機關の連絡統一を圖らむとするには當該所長の指揮監督宜しきに適ふの必要あるは言を俟たす然るに醫務、敎務に關する事務は一切當該主任に一任して更に顧みさるか如き又は專門的技術に屬する事項に付ても事每に干涉して當務者をして其の職能を十分に發揮せしること能はさるか如き或は刑務全般に關係を有する事項を僅か一二の主任者のみに諮りて他の主任の意見を聞かさるか如き或は等しく奏任待遇の主任者なるに拘らす甲乙其の備品の供與其の他形式上の取扱に差等を設くる等統一を得さるものあるを聞く若し右の如き事實ありとせは職員は自然感情を害ひ其の地位に安んすること能はさるに至るのみならす延ては刑務諸般の統一上由々敷缺陷を惹起するに至ることなきを保し難し謂ふ迄もなく行刑事務の監督は嚴正公平を肝要とす徒に嚴に失し又は寬に流れて職員の間に不平不滿を懷かしめ又は確執反目の陋態を演せしむるか如きは大に戒愼すへきことなり各位は深く此の點に留意し職員互に小異を捨て大同に就き協力一致して刑務諸般の實績を擧けむことに注意せられむことを望む

一　近時各所に於ける有賞表者の數は著しく權衡を失し全受刑者の百分の六以上に達せる箇所ある一方に於ては僅に百分の〇・二に滿たさるものあり右は刑期の長短、犯數、年齡其の他受刑者の性格等種々の關係より玆に至れるものと思料するも賞表付與に當り或は本人の動靜考察を誤り或は單に一定の期間事故なきを條件として優過し或は作業成績にのみ重きを置き甚しきは取締上の政策よりして輕々しく賞遇を爲すに非らさるやを想はしむるもの又は處遇前察に洩れ先入にのみ執着し一度

憲罰に處せられたる者は容易に復活すること能はさるものあるか如し賞遇の査定に付ては將來特段の注意を拂ひ日常眞摯周密なる觀察を遂け寬嚴其の度を失することなく公平なる判斷の下に其の資格の有無を決し以て濫賞の弊に陷らさると同時に徒に之を付與するに躊躇することなく處遇の適正を期するを要す

一　本年二月七日公布せられたる減刑令に依り減刑の恩典に浴し釋放せられたる者にして本年六月末日までの間に再ひ罪を犯し受刑入所せし者四百九十名に就き調査したる結果に依れは其の約六割は實に釋放後一月以內に再ひ罪を犯せる者にして殊に再犯者の約四割か釋放時に於て初犯者なりしことは特に注意すへき現象なりとす恩赦に浴したる釋放者の保護に關しては恩赦の施行に際し特に示達せし所なるに拘らす叙上の如く短期間に多數の再犯者を出すに至れるは洵に遺憾に堪へさる所なり惟ふに是等再犯者中には釋放時より改悛の情認め難かりしものもあり其の原由は多種多樣にして獨り其の責を釋放者保護團體にのみ歸すへきに非さるは勿論なりと雖斯業の未た整備充實せさることは其の主因と認むるを得へし各位は此の事例に省み一層斯業の振興に意を用ゐ苟くも釋放者保護の缺陷に因り釋放者をして再犯に陷らしむることなきを期せさるへからす

一　司法保護事業中釋放者保護事業か至難の事業なることは各位の既に熟知せらるゝ所なり殊に都市に於ける釋放者保護事業に至りては一層困難なる諸種の事情を伴ふことを忘るへからす而して都市に於ける保護に付き最も困難を感するは釋放者の鬪接保護なりとす現今釋放者保護團體に於て刑務所より間接保護の依頼を受くるも釋放前釋放せらるへき者と往々面識なき爲訪問するも釋放者に於て却て奇異の感を抱く者あり又居住の場所を發見するに徒らに多大の勞力を空費する場合あり從て適切なる保護を加ふるの機會を逸する場合なきに非す此の宿弊を除去するの途は一面保護事業の向上を圖ると共に他面刑務官か適當の方法を以て受刑者に保護事業の必要なる所以を說示し又力めて保護團體役員と面會接觸の機を與へ釋放前受刑者をして保護團體の性質を善く會得せしむるに在りと信す各位は特に都市に於ける間接保護事業の刷新充實に留意せられむことを望む

一　被疑者及刑事被告人の處遇に付ては其の地位を確保し名譽及自由を擁護せんとする改正刑事訴訟法の趣旨未た充分に徹底せさる憾あり爲に之等收容者に對し暴行を敢てし穩當ならさる懲罰を執行し接見に不當の制限を加ふるか如き事例尠からさるは遺憾とする所なり各位は之等被告人に對しては罪責未た確定せさるものなることを十分に考慮し拘禁の目的及刑務所紀律保持の爲必要なる限度に於てのみ其の自由を制限し得るものなることを省察し處遇上遺憾なきを期せられ度し

一　近時經理事務に關する處理方緩慢に流れ延て不整理に陷り若は失當の處置として會計檢査院の批難を蒙るもの漸く多きを加ふるの傾向あり而して此等事項中には全く過誤不注意若は不知に基くものなきに非さるも往々にして殊更に事實を枉けて姑息の措置を講ずるか如きもの科目の適否を調査せすして目的外の

支出を爲すか如きもの勘からさるは甚た遺憾とする所なり而して此等の不整理の因て來る所を見るに或は數度の行政整理に伴ふ取扱者の更迭若は事務の劇増等特に宥恕すへき事情に基くものなしとせさるも所長の處理宜しきを得さるに非さるやを疑はしむるものあり經理事務は常に其の執行の適正を期するに非されは益々不整理に陷り延て一般事務能率に影響する所あるのみならす爲に種々の疑惑を生せしめ遂には行刑の威信にも影響を及ほすの結果を招來するか如きことなきを保せす仍て今後一層部下を督し經理事務の刷新整理を期するは勿論苟も便宜的措置を講し姑息の手段を弄するか如きことは嚴に之を戒められむことを望む

一　詭激思想を懷抱する者の處遇に付ては細心の注意を要すへきは言を俟たさる所なるも刑務擔當者にして此の種收容者の性情又は思想等に十分の理解を缺くものあらむか爲に無用の誤解若は反感を買ひ延ては意外なる事態を釀す事例なしとせす此の種收容者か詭激の思想を懷抱するに至れるの原因一にして足らすと雖生來身體病弱なるか又は家庭、環境に制せられて性情奇矯に偏するに至りたるか爲社會生活上一般と伍すること能はさるの不平に其の因を置くもの蓋し多きに居るへし然らは是等收容者も亦同情に値すへきものなるを以て宜しく先つ溫情を以て之を處遇すへきものとす然れとも是等收容者にして或は擔當者の愚に狎れ德を犯して法規を蔑視し上命に反抗するか如きことあるに於ては毫も看過すへきの限に非す斷すへきを斷し假借する所なく嚴正以て之に對するを要するや論を俟たす各位は部下を導くに克く此の趣旨を以てし是等收容者に對しては居常特に言語態度を謹嚴にし適切なる戒護竝敎化を施して行刑有終の效果を擧くるに努めしめられむことを望む

一　行刑統計は曾に行刑施設の指針たるに止まらす檢察、裁判竝保護事業の參考資料たるへきものなるを以て其の調査報告は迅速正確にして實用に適するものたるを要す仍て此の點に付ては從來機會ある毎に各位の留意を煩はしたる所なるも今尙其の勵行を缺くものあり各位は宜しく統計當務者の督勵指導に一層の注意を拂ひ以て成績の良好ならむことを期すると共に行刑統計の發達に勗められたし

一　刑務所建築工事に付ては刑務所長は會計事務管理者として工事に關し一切の指揮監督を爲すへき職責を有するものなるに拘らす往々技術者又は工事主任に一切を委ねて顧みさるものあり殊に司法省より職員を派遣する場合に於て一層其の然るを見る將來建築工事に付ては所長自ら全責任を負ふは勿論工事關係者に對しては總て自己直屬の部下に對すると同一觀念を以て之を指揮監督し工事をして豫期の如く進捗せしむるの注意あるを要す

趣味 江戸っ子の迷信

なるんど稿

世の中に不思議はないといふけれども、矢張不思議はある、何かといふと迷信である、理窟から推すと文化とは反比例すべきものであるがどうした事か正比例する、何程科學が說明しても、物質と精神は別物ですよつてな調子で一向利き目がないのがこの奇怪事で、昭和の今日にも影を沒しないから致し方がない、これを全國的に檢擧すると隨分と大きな件數になろう、かゝには文化の中心を誇る江戸つ子の迷信をお目にかける、何にでも代表々々と飛出したがる今日、迷信の代表も、まさかイヤとは云はれますまい。

本誌には遺跡巡禮の記事中で、縛られ地藏と、墓石を飮いて持て行かれることは載つて居たからこれは除いて置く。

◇

まづ新らしい處から申し上げると、本年の五月に「子供千人を殺す釣鐘の怪」と云ふ新聞記事である、それはかう書いてあつた。

「俺は江戸つ子だと何時も威張つて居るくせに、夏蜜柑の皮一つを軒先にぶら下げて可愛い子供の命を救ふといふ安つぽい迷信が、王子から上尾久方面一帶の表通りの酒屋、菓子屋から裏通りの長屋にまで非常な勢ひで傳播し……」

といふ處から筆を起して、群馬縣太田町の呑龍さんの釣鐘が突然墜落して少し壞れた、すると呑龍さんが役僧の枕神に現はれて「此の鐘を修繕して元通りに吊る迄には千人の子供の命をとらねば置かぬ」と云つたさうで、時恰も子供がチブスで死んで行くものが多くあつた、すると誰かが、夏蜜柑を四つに割り中の實を除き代りに柊の葉を二三枚入れて軒に吊せばこの災厄を免れると言ひ觸らした、この噂が立ちそめたのは四月の末頃であつたといふこの新聞を見て外出すると、既に横町の軒にもあり、本通りの店口にも見つかる始末で敢て尾久ばかりでなかつたのである、六月となると帝都の中心を抜けて西漸し品川、大森と進んで行つた。何でも警察が調査した處によると、安い夏蜜柑を捌くための宣傳であつたと云ふが、何のことだか、阿呆らしいことだ。

◇

本誌の八月號に「怪談とその劇と會」といふ記事が載つた、その中の芝區舊田村邸の銀杏樹であるが、發行の八月には既に伐倒されて居た、恰度この記事の脫稿頃に伐られたらしい、さうしてこの樹のことが九月三日の新聞に出た

その記事が又面白い、先づ銀杏樹の因縁やら怪談やら、それが區劃整理の爲に根元からすつぱりと切られたこと迄說明して、さて「この切屑で將棋盤をこしらへた靈宕町のぬし屋さん、家の中に病人簇々、可愛い盛りの男の子が死んだので怪談は明治大正を飛び越して昭和二年に逆戻り、早速その將棋盤を根つこだけ殘つて居るお化銀杏樣へ御返納、御供物やら御賽錢やらの大騷ぎとなつた。これを聞いた田村町の哥兄連、それ行けやれ行けでにはか信心の末が行く〳〵は正一位樣に祭り上げやうの相談中……（さては內匠殿貴殿は大石と行き違ひで未だにおあひ召されぬな）」てなことである、その後社殿が再興したかどうかそのニュースは未だ參上致しませぬ。

◇

雜まま 稻荷さんの新米が出來さうであるから次にこれ等の先輩を擧げておこう。

◇祓官稻荷　淺草公園觀音堂の右側、三社殿の後ろに控へた稻荷さんで、これは金を儲けさせて下さるとあつて成金を夢見て朝な夕な、賽錢を儲けられる人達が踵を接して通ふ。

◇三光稻荷　日本橋長谷川町の橫町にあつて、これは在來の狐とことかはり犬がお好とある、それで犬の病氣なら立所に平癒、御機嫌のよい折には猫の病氣もなほして下さる、江戸始まつての犬猫病院長はこの稻荷大明神であるさうな。

お岩稻荷さんは省いておく。

◇傘の平內　淺草公園の寺內辨天山の下の小祠に石像が納まつて居る、武骨一遍の傘平內も晩年に自分の罪障消滅を願ふ爲、自像を刻み淺草寺の門下に埋めた、これを人が踏みつけることを粹に文つけると解いた連中の宣傳が馬鹿に受けて緣結びの神となり、出雲の神さんのお株を失敬して仕舞ふた。

◇脫衣婆　新宿正受院に安置せられた小野篁の作といふあまり當にもならない像を、當てにして子供の百日咳に就て願を掛ける、願掛けは拘子に「久ツ目本大明神」を書いて納めこれを夜更けて自宅へ持歸り門口へ打付けておくと不思議になほる。但し時代が違ふ流行性感冒などには利き目がないさうである。

◇痔の神樣　俗稱は秋山白雲と云ふ、淺草山谷に開店して居る神樣で、折れた線香でも、枯れた花の一本でも奉納きへすれば即座に平癒疑ひなし、なんて大衆的なお方であろう。

◇汐時地藏　深川六間堀町要津寺境內にあり、咳一切の願を聞屆けて吳れる。寺へ十錢納めて拍子木を頂戴し、咳のたんびにチョン〳〵と叩く、滿願の日に新しい拍子木を更に納める。それで寺は資本なしの拍子木屋が出來る。

◇あぶら石　京橋南八丁堀二丁目の路傍にある廻り三尺、高さ二尺餘のもので、これに齒痛の願を掛ける程に治癒することかたく信じて疑ふ勿れとある。

◇とげ拔き地藏　巢鴨の寺の

本尊で寺の名は知らぬでも行ける、寺名を言ふ者は一人もない、護符を戴いて歸れば拔けること夢の如し。

このやうなものを話して居ては際限がない、この邊で方向轉換をする。

◇

明治神宮へ表參道から進むと第一鳥居をぬけて、第二鳥居に至る間の左側に、栃ち果てた大木に柵をして立札をなし、それに「代々木」の地名傳說を紹介してあることは參拜した方なれば承知と思ふ。この代々木の地名は一說に武藏代々木の莊は豪族代々木の居た處でその姓をとつたといふ通俗說と、念入りな處では、往古此地に豪族千葉氏が住み、その時代當主の代る毎に、其の門の片柱に必ず新しく木を植えたので代々木の名が起つたといふ、又この片柱の代々木に呪咀の藁人形を打つたといふ小說めいたものを書いた舊記もある、これは舊時代の迷信に屬するが珍說として揭けて置く。

◇

お次は大正時代、大正十二年の關東の大震火災はまだ四周年にしかならない、この時の本所被服廠跡の慘禍は、今尙ほ肌に粟を生ぜしめる思ひかする、納骨堂が建ち、記念塔が建つことになつて居る、人魂が見へるとか、鬼哭を聞くとかの話は既に消えて無くなつた代りに万世不易流行的のものか生れた、それは納骨堂に供へてある花を一つ持歸つて枕の下に敷て寢ると翌日は待人が來るといふ、さうしてこの思ひの叶つた花は、靈驗殊に著しいものとして、甲から乙へ、乙から丙へと讓られる、今一つは納骨堂の土を持て來て痣を洗ふと、きれいに落ちると有難がつて居る。しかしまだソバカスやニキビトリ藥としての官許はない。

◇

淺草は迷信の巢窟といつてよい位で、先にも二三擧げた、このやうなことはこの邊では云ふべき程のものでない。此所に面白い石占がある、それは雷門から仲見世へかゝらうとする處か、仁王門前のぬれ佛のあたりで行はれる、夕方に多いやうである、通行人の足元へ小石を投げつける、極く小さな石を選ぶから、うつかりして居れば氣付かない位であつて、これを子供に頼んでやらせる、遣らせる者はお客前賣の女で、自分の好く客が離れて行くのを防ぐ呪であるさうな。お蔭で小遣錢を稼ぐ子供がある。

◇

今は立派に化粧しなほした櫻田門、以前のやうな屈曲がなくなつたが、この屈曲した場所を左から右へ百遍歩くと出征した息子が戰死しないと、態々遠方から出て來た者が日露戰爭當時にあつた、ちよん髷時代にはこの御門內を人に見られぬやう百遍めぐると立身出世したとのことである。これは何時でも誰でも行へる話だから本當と思つたらやつて見なさい、櫻田門の向つて右側の石垣、右手の屆く限りの石から左へ自分の心に豫め定めた數丈けを數へてその最後の石へ祈願を籠める、すると必度勸業債券が當籤する。年々當つて居る人は皆その連中ぢやとはそりや嘘であろう。

◇

二重橋門外に來つて宮城を拜する人達は無論のこと、小學の敎科書にも載つて居る楠公の銅像は知らぬ人とてはあるまい、この銅像の東側に廻るとペン先が往々さゝれてある、これは入學試驗など受ける學生が揮すのであつて、前日にペン先をさして置てその翌日行つて見た時、夕日によつて楠公の兜の尖端の影がペン先の地點へ射して居れば、試驗はパスするといふのであるさうな、それで試驗期になると何本も揮される次第である。

◇

泉岳寺内の赤穗四十七士の墓には毎日參拜者が續き香華の絶えることがない、川柳に「知れて居るものを數へる泉岳寺」とある通り、その墓は四十七基と皆心得て居る、が妙なことには吉右衞門の墓が二つある、これは本人の歿後直に造られてあることを知らずに、吉右衞門は切腹の列に加はつて居なかつた事實から推量し、後人が附け加へて重複した譯である、この奇蹟が迷信を作上げたとは又罪作りなことであるが、この二基の間を三遍往復して、無盡講に出ると當るといつて居る、幸ひと外の墓並に缺いで持て行かれないからよい。これも忠臣義士の余德の然らしむる處である。

◇

銀座をぶらつくから銀ブラの新熟語がモダーン辭典に出現した、この銀ブラに交るお店の丁稚中に左の小指に紙捻を卷きつけたのがある、出る日は月の一日十五日廿八日に限る、その祕呪を公開すると、「お三日に立身と二字書いた紙を捻つて左の小指に卷いて居ると立身をする」と云ふまでの事、果して願望成就するかせないか未だ名士出世物譚の中に見出さない。

◇

不二山へ女の登れない時代はとつくの昔で、男はサイドカーで征服する今日となり、女學生が下駄ばきで踏破する、やがて國立公園となればケーブルカーが出來る、この民衆化し給ふたお山へ、六根清淨々々と講社を組んで押出す連中には迷信は矢張離れない、この一隊の人數は必ず奇數である、丁の數で行けば不思議とお山が荒れるか、病人が出るか、怪我をするか、無事では歸れないといふて居る。不二山の祭神は女體であるから夫婦でなくても偶數となれば、はや嫉妬を起し給ふと見える。

◇

最後にも一度淺草を出す、その代りには主人公淺草觀世音に就て申上る。仲見世を通つて、仁王門を入り、本堂を仰がすに石疊を見つめて階段を上り、そのまゝ賽錢箱の向ふを廻り、不意に目をあげると必ず前立本尊の微笑を含んだお顏が拜める、但し罪障深き者には、この笑顏は見へないといふ。それと本堂に向つて右に一廻り、左に一廻りとかくすること廿一遍なれば、お百度以上の効能があるとかまだこの外にもあるがこれ位でややめやう。

◇

かく列擧すると澤山になる、諸國の迷信に類似して居ることもあろう、又特殊なものもあろう、が何れもつまらないものである。そのつまらないことをお目に入れた迄で、迷信をお勸めするものでないことを斷つて置く。（完）

海外時報

アメリカに於ける刑事裁判手續の進行遲延に對する攻撃

(A new Attack on the Law's Delays)



アメリカの裁判所に於ける刑事裁判手續の進行の遲延するの甚しく、法の威力を損することの大なるについては、從來久しく攻撃の的となつてゐたのであるが、今回伊太利人サツコ及びヴワンツェテイ殺人事件に關する世論の喧しかりしより、アメリカの諸新聞紙は更らに新たに手續遲延の問題について論難を加へ、法律家並ひに立法家を促して更らに改めて此の問題に對する攻撃を開始すべきであると說いてゐるのである。已に久しい以前から、合衆國最高法院長タフト（チーフ・ヂアスティース）氏、並びに前セクレタリー・オブ・ステート（國務長官）たりしルート及びヒューズの二氏も、アメリカの刑事訴訟手續法を非難してゐるのであるが、合衆國の裁判の進行は今尙遲々として滯りかちなのである。

ニューヨーク州南部管轄區の合衆國檢事（United States Attorney for the Southern District of New York）チヤールス・エチ・タットル氏も、最近ニューヂヤーシー州のアトランテイツク・シテイに開催されたCommercial Law League of America（米國商法聯盟）の例年會議席上で、「裁判進行の遲滯は國民の恥辱たるのみならず、國民に對する脅威である」とまで公言して憚らなかつたほどである。氏は更らに之に加へ

て、「重大な殺人事件に於て、公訴の提起から、宣告言渡及び刑の執行に至る間に多くの年數を要するようなことでは法律共者が審理せられ有罪の宣告を下さるべきものである」と曰つてゐる。

タットル氏は其の演説で今回のサッコ——ヴワンツエッテイ事件について言及してはゐないが、氏がこの事件を指してゐるのであることは一般に了解されてゐる所で、多くのアメリカの新聞紙は、この事件からして、嫌疑者をして其無罪を證據立てしめる機會を失はしめず、と同時に、或る新聞に曰ふように、「この事件のように起訴と有罪宣告と刑罰執行との間に數年も經過するような馬鹿々々しい騒ぎを防ぎ得られる」、改善方法が生れんことを望んでゐるのである。サッコ——ヴワンツエッテイの訴訟事件では、マサチユセツ、州に於ける一會計掛及び守衛との殺害と殺人犯として此二人者の死刑執行の間には七年經過してゐるのである。タットル氏の演説がこの事件を指してゐるか否やは別問題として、「それは他の二三の事件と同じく、アメリカの裁判所の手續の進行を速める必要のあることを事實に於て示してゐるものである」とシカゴのデーリー・ニユウスは曰ひ、セントボールのパイオニア・プレッス紙も、「刑事事件が七年もかゝるということは實に許すべからざる奇怪事である」と曰つて、デーリー・ニユウスの所説に同意してゐる。ニューヨークのヘラルド・トリビユン紙は、「國民をして尊重の意を生せしめんが爲には、法律の運用は迅速で確實で且つ公正でなければならない。この事件に於けるマサチユセツ、州の裁判所の審理控訴は共に、頗る迅速と確實とを欠いてゐたのである」と說いてゐる。ソオルト・レーキ・シテイのデセレツト・ニユウス紙の所說を玆に引用すれば、

「この度のマサチユセツ、州の事件は、このアメリカの裁判手續の歴史に在つては決して唯一の例ではないのである。わが合衆國の各州に見るが如き裁判手續の遲延は已に久しくアメリカの司法制度に於ける一箇の汚點で、法律家裁判官並に立法者の深省を促して已まないものなのである。一方に於ては刑法の勵行と他方には刑事裁判所にまつはる煩瑣な手續とは、わが裁判制度に對する尊重心を減せしめ且つ裁判所を侮辱せしむる基である。これまでその弊害を矯め之に對する不平を少くせんとする努力は時々試みられ、且つは、或場合には成功もしたのであるが、未だ充分とまでは行つてゐないのである。若し司法制度をして更に大なる失敗なからしめ、司法に對する國民の尊敬を減ぜさらしめんとするならば、更に進んで大にわが刑法並びに刑事訴訟法に矛正を加ふべきである。」

と說いてゐるのである。

アトランテイツク・シテイからの通信によれば、檢事タットル氏は次のように語つてゐるのである。

「アメリカの刑事訴訟法はわが合衆國のチーフ・ヂヤステイス（最高法院長）をして國家の恥辱なりとまで曰はしむるに至つたのである。然しながら、最近の出來事は、それはたゞ恥辱なるのみならず、國家に對する脅威なることを示したのである。それは國内に於ては國民の信用と安全とを破壞し、國外に向つては非難と抗議とを招くものである。

公訴の提起から有罪の宣告と刑罰執行との間にかくも多くの年月の經過するが如きことありては、犯罪人に對して法の威力を損ずること甚だしいと曰ふべきである。眞面目な市民は、遲々として進行しない疑はしい裁判は眞にそれが裁判であるかどうかということをさへ疑ふに至るのである。多くの人は訴訟法の改正を叫んでゐるが、最近の實例は、それは單なる改正には止まらないで、國家の安全に關するものゝあることを、一般社會をして信ぜしむるに至つたのである」（註——サッコ及びヴワンツエッテイ二人の共に虚無黨員（アナーキスト）にして國外の同黨員と氣脈を通じつゝありし形跡のありたるを以てかくは言ふなるべし。）

ニューヨークのテレグラフ紙は、タットル氏の所說を評して、その結論の誤らざることを曰ひ、更に進んで、

「刑事に關するわが國の法規は、全く改正を要するものである。奸譎なる辯護士及び利を見て恥無き政黨員共はわが刑法の欠點に乘じて、法律上の三百的專門智識で自己又は黨派の野心を滿たし、法律の違犯者——社會の公安には何等の顧慮なき殺人犯者すら——は屢々法の遲延のため罪を免かれるのである。裁判手續の遲延するがため、證據は湮滅し、特別な事件に對する一般社會の興味も自然に消滅して了ふのである。

當局官吏の勇敢なる努力により幾分かは防遏されたクライム・ウエーブ（罪波）も、尙ほアメリカの國恥と稱すべきで、法律の權威を恢復し且つ人の生命財産を安全ならしむるがためには、是非共將來裁判手續の進行は簡捷敏活ならしめなければならないのである。」

と說いてゐる。

「わかアメリカの裁判所に瀰蔓した手續中止、控訴、執行猶豫等に關する、世界に其比を見ざる錯綜せる制度慣例は改革を叫んで已まないのである。裁判所も、辯護士も、一般公衆も已に久しくこの弊害を熟知してゐるのである。吾人の間はんと欲する所は、之に關して何事か爲されつゝありや、といふことである。」とはメムフヒスのコンマーシアル・アツピール紙の曰ふ所で、ニューヨークのテレグラム紙は「わが國の法律家

は齊しく裁判手續の機構の久しく敗壞してゐることを認め、瀰縫の終に爲すなく、是非共徹底的に改革の斷行せられざるべからざるを主張してゐるのである。」と曰ひ、更らに進んで、

「何物かの斷行せられざるべからずとせば、何故に法律專門工諸君は手に唾して直ちに機械の修繕に取りかゝらないのであるか。徒らに舌を弄してゐても破損した機械は動かないのである。」

と激勵し、

ワシントンのポスト紙は、「言說を弄するのみで、何人もその解決方法を提けて起つものはないのである。」とテレグラム紙に同意し、

「法律上の手續組織といふものは、斷えず變遷して行くものである。この永遠の進化の狀態に在つて、前例を作り出すものは新らしい思想概念である。而かも、裁判上の手續ほど傳統の固くこびりついてゐるものはないのである。然しながら、アメリカの刑事訴訟の手續にまつはる弊害の到底救ふべからざるものなるを信ずるものは、只だ極端な悲觀論者だけで、改革の叫びは日に日に高まつてゐるのである。已に有識の士並びに大學及び學會ではその事情の研究に着手したのである。何等かの救濟方法か見出さるべきを期待してもあながち無理ではなからうと思ふのである。

(Literary Digest, September 10, 1927)

シンシン刑務所訪問記

——カフエテリヤ式食堂——

——Notes on Sing Sing Prison——

去る六月八日當協會（ペンシルバニア・プリズン・ソサイエテイ）の主事は、ニューヨークのシン・シン・プリズンを訪問するの特權を得た。時間は短いのであつたが、非常に興味の深い印象を受けたのである。

自分は、所長（ワーデン）ローズ氏及び同夫人の丁重なる迎接を受けた後、刑務所々屬のパロール・オフヒサー（假釋放者の監督を司る職員）に導かれ、遍く所內を巡覽するを得たのであつた。

現在の刑務所の敷地は十五エーカーで外壁で圍まれてゐるが、舊監の上の崖の上に建設されつゝある新監は約二十エーカーの敷地を占むる筈である。舊監の監房は一八二五年に建築されたもので已に百年を經てゐるのである。監房は五棟に分かれ、各棟百六十立方呎である。全合衆國中の大監獄で玆處のように小さな薄暗い居房を有つてゐるものは恐らく他にはあるまいと思はれる。電燈は點ぜられるのであるが、依然として舊式のソケツト式で、プラムビングは尙ほ言ふに足る程のものはないのである。

構內は自分が數年前訪問した時よりも非常に改良されてゐて、何もなかつた荒びた地面には、今は綠の芝生が設けられ見事な花床が開かれてゐる。尙ほ監庭の北には新たに大きな運動場が加へられてゐる。

工場（ワーク・ショップ）（Work Shop）は舊式で、近代的設備を欠いてゐる。作業は靴、ブラシ、マトレス（わら蒲團）、肌衣（アンダーウイア）、靴下類の製造で、製品は州並びに郡の官廳、又は州立或は一部州の補助を受けてゐる行刑施設及び病院に賣却せられるのである。作業に利益のあつた場合には受刑者は一日二十仙までの賃金を支拂はるゝのであるが、利益のなかつた場合には、一日一仙半を支拂はるゝに過きないのであつて、現にこの一仙半はニューヨークの如き大きな州で多年支拂ひ來つた額なのである。

金を持つてゐる受刑者は酒保から食物並びに其他の物品を買入れることができるのである。受刑者は喫飯時には食堂（dining room）へ行くことになつてはゐるが、强制されてはゐないのである。合圖のあつたと同時に受刑者は自分達の買つた食物を持つて何處へ行つてゞも食つて差支ないのである。食堂がカフエテリア式に經營されてゐるのは甚だ面白いと思ふ。受刑者達は各自皿を持つて列べてある食品の前を通りながら、自分達の食ひたい丈を取るのである。此の式は外の刑務所にも勸めたいと思ふのである。斯うすれば受刑者達も滿足な丈け食へるし、且つ食へもしない食物を取つた場合には罰を受けることになつてゐるのであるから、むだも出ないですむと思ふのである。

受刑者の大部分は福利組合(Mutual Welfare League（リーグ）——オスボーンの創始したる自治組合である）に屬してゐる。この組合は今では主として運動娯樂の機關となつてゐて、組織當時のように受刑者の秩序訓練と相關するものは比較的に少いのである。このリーグの規則に違反するものは刑務所の職員によつて組織された委員の前に引き出されて、判決の後、擔當の職員によつて罰せらるゝのである。懲罰は運動娯樂の特權を奪はれて、組合より除名せらるゝので、尙ほまた減刑の特典を喪失することもある。不從順の甚たしきもの又は逃走を謀りたるものはデンネモラのプリズンへ送られる。受刑者はかなり多くの閑暇時を有つてゐるのであつて、グラウンドで自由に費やすことができるので

ある。尙ほ、日曜日及び祭日に於ても居房に抑留さるゝことはないのである。自分のシン・シンに於て受けた印象は概して良好で、所内の秩序は二十年前に比して非常にすぐれてゐるのを感じたのである。

Prison Journal, July, 1927

崖の上の新しいプリズンの完成した曉には、百年前に建てられた、現在の古い薄暗い感じの惡いプリズンは取り毀される筈である。

◇靜岡賤機會詠草

戸田則秉大人選

秋の野に唉殘りたる夏草のはなにも露のおきそめにけり　令濤
宮城野は秋きにけらし唉萩のえたもたわゝに露そおきけり　秋朗
いつのまに秋やきぬらむ淺ち原葉ことに露を結ひそめたる　政之
朝まだき千艸の花におく露のしけきを見れは秋はきにける　碧水
男山いまをさかりの女郎花たれと二世をかけて契らむ　政之
女郎花たをらはちらむしはらくは露なから見む朝戸出の庭　皓月
草枕露におきふす女郎花およはぬかたにうちなひくらむ　機月
心してふけよ秋風手枕の野をなつかしみ女郎花さく　蘇山

刑務所の勞働（一）

ヘンリー・セオドール・ジャックソン
法學士　佐藤辰郎譯

目次

I　緒論……△
II　受刑者勞働に關する重なる制度の觀察……△
III　刑務所の勞働に對する勞働組合及製造業者組合の態度……△
IV　結論……▽

第壹章　總論

受刑者の勞働は文明の曙光と共に現はれた。Pharaohs は俘虜を奴隷とし、重罪犯人を鑛山に使役した。支那は古代より受刑者を使役した。多くは政府の鉄業及び鹽業の勞務を强制した。ヘブリューの古代に於ては、家族中の一人の犯罪の爲に、全家族が其罪を贖はねばならなかつた。家族全体連帶責任とする同樣の主義が、支那及び埃及にも行はれた。是等の諸國に於ては、全家族凡て、勞働に從事せねばならなかつた。

◇

アゼンス人は受刑者を銀鑛、船漕ぎ、及築城等に使用した。羅馬の犯罪人は種々の方法に處置された。奴隷となさるゝものあり、市民權を奪はるゝものあり、或はスペインの鑛山に終生勞役せられた。

◇

歐羅巴に於ては、受刑者の勞働は、中世時代に於ては、犯罪人を奴隷に賣りて是を爲さしめた。然し乍ら、是等は罰金を支拂ふ能はざるか、或は被害者に對する贖を爲すを能はざる個人等である、此習慣は第十二世紀の頃迄行はれた。

此時代に於ける歐羅巴の刑務所ほ監禁の場所である。其最も著名なる二ケの牢獄は佛蘭西の「バスチール及英國のロンドン塔である。其中の在住者は政治犯人であつた。刑罰は罰金と、拷問と、死刑とであつた。刑罰の爲めの監禁は稀であり、刑罰としての勞働は行はれなかつた。

封建制の衰退を生ぜしめたる狀態と黑死病とは、奴隷的制度を破壞し、犯罪者に仕事を課して是を取扱ふ爲め其矯正所を設くることとなつた。

◇

一千五百五十年の法律にて英國に於ては矯正所を設け、其目的を監禁の場所とせず、貧者を助くる所とした。是によりて貧者、漂泊者及無職者等が救助を受くるの機會を得た。其維持と管理の任に當るは司法官であつた。故に古代の刑務所に於ける勞働は、刑務所及訓育の補助を其の動機とした。

一千五百五十年より一千七百年に至る時代は、勞務所又は矯正所の設立を以て特色として居る。即ち一千五百五十年は英國に是を建て、一千五百八十八年にはアムステルダム及ニユールンペルヒに是を設け、一千六百十三年にはベルン(Berne)に一千六百二十年にはハムブルグ、一千六百六十七年にはバーゼルに、一千六百七十年にはウイーン及ブレスラウ、一千六百七十六年にはルユーネブルグ、一千六百七十七年にはフロレンス、一千六百八十七年にはミユンヘンに設けられた。大概北部歐羅巴及獨逸の諸國である。ミユンヘンに於ける矯正所は不從順の子供、輕薄にして横着なる男子、怠惰なる少年少女、愚鈍にして强情なる徒弟、仕事に怠ける日雇勞働者及何等有益なる事を爲さゞる人々を善良の生涯に入らしむる爲め設立したるものにして、若し彼等にして矯正の望なきときは、彼等が道を誤らず、且つ、他を害せざる所に置かるゝ事とした、一千六百六十九年ハムブルグに於てペーター・レンツエル氏が設立したる紡績工場は、小盜及淫賣婦を架刑に曝すは、改善せずして、却て改惡する恐あるを見て爲したるものにして、實に特記するに足るものである。此工場に於て、彼は勞動及宗教によりて男女の教育に自ら救はるゝの機會を與へた。

ジョン・ハワードは其旅行記に於て、勞務所制度に就て記す所が多かつた、其の記する所に依れば、彼は繁榮したる多くの勞務所と受刑者の從事したる職業に就て多く語る所があつた。和蘭に於ては、男子は木挽場に材木を鋸切りし、婦人は梳き、編み又織物を作つた。ハワードの云へるが如く彼等は月て「人をして勤勉ならしむるは正直ならしむるものなり」との原則に基きて仕事をなさしめられた。材木を挽くに水車の發明あり、手工の利益なきに至るや、其代りに毛織の製造が代用せられた。ハワードは他の和蘭の受刑者は漁網を作り、珈琲の實を選み分け、東印度貿易の爲に粗末なる絨毯及背囊を織るのを見た、獨逸に於ける重罪犯人は、街路或は築城の仕事を爲し、又は白堊切出場に從事した。ニユールンベルヒにては「レンズ」を磨き、バイロイトにては大理石を磨き、ブラツセルにては壁紙を製造し、ポルトガルにては繩と「レース」を作り、西班牙にては石灰石を燒き、ネープルスにては靴を作りて居た。ミランの刑務所に於ては、靴製造、裁縫、鍛冶、箱造、車製造、木工、皮革品製造、蠅の編方、釘製造、紗地塗抹法其他數多の工藝等を教授した　チユーリツヒに於ては信用すべき受刑者は、晝間は私人の雇用に任す事を許した。

是等の矯正所は、實に、受刑者の勞働に對する近世の政策及觀念の基礎を爲すものである。是等は凡て、公けの計算主義により、勞働に對し受刑者に支拂を爲すの方法を設けた、時の當局者は受刑者を分類し、刑務所教育の基礎を作つた。彼等の影響は孤獨監禁の效果に對する善き例外であつた。

ハワード及其他の改革家の影響に依り、孤獨監禁の思想が、第十九世紀の初葉に當り、英國のみならず、米國にも急速に傳播した。此の思想が數十年間、改革運動としての勞働の發達を阻害した、刑務所が、新獨房檻、足踏車、及旋盤器等の所謂「模範勞働」のみをなす事になりしは此年間である。

此運動は一千八百九十四年、共政策が特別委員によりて攻擊されし時迄繼續した、一千八百九十八年の法律により足踏車及旋盤の使用を撤去せしめた。英國にては强力なる勞働組合の感化により　受刑者生產的勞働を爲さしむるの主義を採用した。最近數十年間英國は、受刑者の勞働政策を全然近代化するに至つた

一千五百九十七年より一千八百四十四年迄英國は其犯罪人を他に搬出するの策を講じた。一千六百十八年には、

新世界に於ける勞働者の欠乏の爲め、ヴアジニヤに犯罪人を送つた。是は一千七百七十五年迄繼續した、革命の後、英國は、受刑者を濠洲に送つた。玆に犯罪人の殖民地を作り、受刑者は官吏の監視の下に、自足自給した、刑期終るときは土地を讓與された。有名なる宣誓制度の發案實施されたのは玆處である。第一時期に於ては受刑者は刑務所の附近若くは、監禁の場所に働き、第二時期に於ては一層の自由なる狀態の下に働く事を許した。

◇

一千八百四十年濠洲にては自國に犯罪人を輸入さるゝ事を抗議したるが爲め、輸送地をタスマニヤに變更した。其後暫くしてから、海外輸送は全然是を廢止した。其理由の一半は、母國が、刑罰として、獨房監禁と懲役主義とを採用したからである。

我等は、我國の刑罰政策の上にも影響があつたから、或範圍内に於ては、他國の刑罰制及取扱方法に從つた。新世界に移住したる最初の英國人は、個人の行爲に就き、善良なる法規を守りたる人々であつた、故に是等の人々に關する限りは何等刑罰上の制度を設ける必要がなかつた。然し是等の殖民と共に全然異る性格の人々が輸入されたものがある。即ち母國にて罪を犯したる爲め此殖民地に送られたる被雇人である。我等が最初の刑法を創定したる所以も、是等の人々がある爲めであつた。最等の法律に含まる勞働は、其動機は刑罰より來て居る。改革的思想は、眞面目に考へられなかつた。

第十九世紀に至る迄、受刑者の勞働の利用及管理は、個人的にして、且つ、地方的であつた、矯正所在住者の使用と、契約勞働とは用ひられたる二つの方法であつた。契約勞働は賃借主義と密接の關係があつた。是は第一に窃盜犯者に課せられた。法律は、窃盜は盜みたる金額の三倍若くは四倍を賠償すべきを要求した、若し是を果すこと能はざるときは、裁判所の指圖により、仕事に賣らるゝ事が出來た。賃借人は其場合受刑者の監督權を有し、其働きて得たる金額は賠償に宛てる事とした。此法律はマサチユセツツ、ニユー・ハムプシヤイヤ、及コネクチカツトに施行された。最初、ウアージニヤに於ては、土着生れの犯罪人に懲役を課することを禁じた、其理由は被雇用人次第に增加するが故に、土着生れの自由民と、外國生れの被雇人とを區別せんと欲したが爲めである。然し乍ら、一千七百二十七年ウアージニヤに於ては、犯罪人は受刑に當り、公開苦刑所に於て二十五回の鞭打と、一ケ年の勞役と熟れかを選擇し得べき法律を施行した。

受刑者の勞働を利用したる他の方法は、地方市町村の矯正所であつた。其管理は地方的意味に於て公けであつた。犯行者の親類、又は主人等は、矯正所に於て仕事をなす爲めの、道具及材料を供給するの義務を强ひられた。所得壹「シルリング」の中八「ペンス」は罰金及生活費に差引かれた。受刑者にして、働く能はざるときは、其主人又は親類は、其生活費を支拂はねばならない。受刑者若し主人も親類もなきときは、刑務所長は彼を使役し其所得は國庫に歸せしめた。

是等の二制度は、第十九世紀に入りて、國家及地方の投獄制の行はるゝに至る迄流行した。

◇

ペンシルバニヤに於ては、舊英國の監獄に投ぜらるゝ事六ケ月、審さに獄裡の慘狀を知得したるウイリアム・ペンの影響により、聊か事情を異にするものがあつた。罪人を取扱ふに就ての彼の卓拔なる考は、溫和と云ふことであり、其目的は、可成改心せしめんとするにあつた。彼は勞働によりて犯罪者の改革を行たる和蘭の勞務所を視察した。ペンは此思想を己の殖民地に採用し、一千六百八十二年より一千七百十七年に至る迄、勞働はペンシルバニヤの刑務所に收容されたる者に對する刑罰の一部となつた。此の法律は、遙かに時流を拔いて居たからペンの死後、是に代はるもの生ずる迄施行繼續された。此時代にありては、此地の犯罪が、他の殖民地より以上に流行し、若くは兇暴なりしことがなかつた。

此法律の廢止の後、刑務所内には怠惰流行し、先に英國に於て見たるものと同一の結果を來した。コンネクチカツトに於てはペンシルバニヤと略ぼ同樣の狀態であつた。此州に於ては地方刑務所に於ける受刑者に對し、公の監視の下に勞働をなさしむる法律があつた。但し此法律は嚴格には行はれなかつた。

一千七百七十三年コンネクチカツト州は、舊時よりの銅鑛山を國有の刑務所とする事となつた。受刑者は夜間は木製の檻内に入れられた。長サ二十七「フイート」廣サ沿「フイート」而して、高サ七「フイート」足らずの室

內に夜間は三十二人の者が群居した。受刑者の踵には鐵の鎖を以て繋かれた。最初は彼等は晝間は鑛山に使役されしが、其道具及鐵棒等を牝獄の用に使用するから、此勞働を廢止して、專ら、釘を作るに用ひられた。

一千七百八十六年「クエーヤー」派の影響を受けて、ペンシルバニヤの議會は、叛逆罪、殺人罪、强姦及放火罪を除けば、死刑を廢止する事となつた。其他の凡ての犯罪は、是を檻禁し　勞役を課し、或は公に鞭打つ事とした。是が爲めに犯人の數大に增加し、受刑者を監視するは中々の大なる仕事となつた。道路修築が行はれ、受刑者は隊を成して、道路に働く事となつた。其の結果は良俗を害し、風紀を紊り、輿論が此制度に反抗したる爲めに、間もなく廢止された。而して、自轉車の流行により道路の善良を要求するに至れる一千八百八十年迄是を行はなかつた。又受刑者の勞働の一般的利用は、自働車の發明によりて大に刺激された。

一千七百九十年ペンシルバニヤ州に於ては、道路工事をなさしむる法律を廢止し、刑務所內の勞働を以て是に代へた。受刑者は十一月と一月とは八時間、二月と十月とは九時間、其他の月は一日十時間を働くべきものとした。受刑者は行儀の如何によりて待遇を異にした。是が爲めに、受刑者の改善が大に行はれた。懲戒されたる受刑者が一千七百八十九年に百三十一名なりしものゝ一千七百九十三年には四十五名に減じた。

一千八百年頃ペンシルバニヤの刑務所に於ける取締りが大に弛緩した。放免權を亂用した爲め、一般の秩序を亂り、制度は全然紊亂するの狀態となつた。社會は受刑者の救助に勉めなかつた。議會に於ては、遂に、州の東部と、西部とに二大刑務所を造る事とした。此法律に現はれたる政策は、受刑者は宜しく是を監房內に幽閉して、刑期間は何等の勞働を爲さしむる可らずとするのである。

◇

ペンシルバニヤ州は受刑者を獨房に孤獨監禁するの急進手段を執りたる最初の國である。フイラデルフイアに設けられたる「ワルナツツ・ストリート」刑務所の如きは三十個の獨房を有し、何等の仕事を爲さしめなかつた。メーン、及ウアージニヤ諸州の如きは、其主義を地下房としなかつた。受刑者に反省、及懺悔の時を與へんが爲めに、此の如く、大に孤獨監禁を勵行せんとしたるは　改革案としての勞働論に闇影を投じたものである。

第十八世紀の末葉及、第十九世紀の初頭は刑務所建築の時代である。一千七百九十六年ニューヨークの議會はニューゲート刑務所を築造する事を議決した。此刑務所の開所後二ヶ年にして、初めて置かれたる仕事は、靴製造にして、終身懲役者が他の仲間に是を教へた、其他の仕事は、鍛冶、釘切り、大工、織工、桶工、及裁縫等である。一切の麻及毛織布、及受刑者の靴下等は凡て、刑務所にて製作した。其剩餘品は是を市場に販賣した。ニューヨーシーは一千七百九十八年に、マサチユセツツは一千八百五年に刑務所を建設した。是等二州に於ける法律は刑務所內の仲間に仕事を爲さしむる事を規定した。

オーバーンに於ける刑務所は一千八百十六年——一千八百十九年に建設されたものである。此刑務所の政策は、受刑者は晝間は勞働し、夜間は一室二人を入る事とした。然し一千八百十九年、夜間は一室一人とし、勞働は共働する事とした。是はエラム・リンド（Elam Lynds）の創案したる所謂「オーバーン」制と云ふものである。一千八百二十五年リンドは、受刑者を壹百人プレザント山に伴ひ、彼の「シング・シング」懲戒場なるものを建築せしめた。是は眞實全部受刑者丈にて出來上りたるものである。

「オーバーン」制に反對する制度はペンシルバニヤ制度である。受刑者は凡て孤獨監禁された。最も東部の懲治場に於ては、公算主義（Public account system）の勞働を爲さしめたるも、其仕事は凡て、監房內に爲さしめた。單獨にして、仲間を許さない、是と同樣の制度は一千八百二十九年アレゲニーに於けるペンシルバニヤの西部の懲治場にも行はれた。

オーバーン制度は、直に、合衆國全部に傳播したが、歐羅巴には行はれなかつた。ペンシルバニヤ制度は、ニユー・ジヤーシー及ロード・アイランド等の刑務所に行はれた後は、其後は創案州以外の諸州には廢止された。是に反しペンシルバニヤ制は歐羅巴に於ける標準となつた。

一千八百四十四年頃、醫師は、孤獨監禁と、發狂との間に連絡ある事を發見した爲め、孤獨監禁の價値は改革案として漸く影が薄くなつた。孤獨監禁制に對する信仰の失はるゝと共に、刑事學者は、次案として如何にすべきかに困惑する事となつた。此の如くして、注意は再び、改革案として勞働の方に眼を轉ずる事となつた。

受刑者の教化

…教誨師に一任すべきでない…

他山の石

辯護士　小岩井淨

刑務所の極めて陰氣な空氣の中から全然違つた視角で、そこに何等矛盾なく行はれてゐるのが教誨制度である。なにもかも舊い制度が續行する中にこれだけは違つた方向を進んでゐるものが刑務所内の教誨制度であることを注意して眺めねばならない。

現在日本の　刑務所では一二の例外を除いては、他は全部眞宗の僧侶が教誨師として在監者の教誨に從事してゐる。……大體のやり方は雜居囚などは毎月二回の公休日や祭日に教誨堂で教誨を聞く、獨居のものは普通そこに訪れて來る教誨師によつて個人的に教誨を受けることになつてゐる。かうした教誨が受刑者達にどんな反應を起してゐるだらうか?。受刑者の中に語られる話中、あの大罪人は佛の大慈悲にめざめてその臨終に彼の私淑する教誨師の手を握つたまゝ晏如として大往生をとげたといふ話が殘つてゐた。そうかと思ふと一部の囚人仲間では「なんだ一方で存分いぢめておいて片方で頭をなでる様な眞似をして何んだい馬鹿にするな」とまるで嚙んで吐き出すやうにいふものがある。私をしてゐるものは他にあるまい。忌憚なくいはしむれば、教誨そのものに對し希望がある。まづ

今日の刑務　所が受刑者の教化といふ根本的な問題を殆んど僅かに教誨師に一任してゐるといふやうな狀態がそも〳〵の誤りである。實際は刑務所の制度を擧げてその大目的に添はすことを第一義とせなければならない。ことに教誨師をたゞ眞宗の僧侶に限るべきではなくて信教の自由を認めなくてはならない。更に宗教家の立場ばかりでなく、もつと實際的倫理的にも受刑者教化の手を下すべきであらう。

刑務所はこの世の地獄だといふが今日の看守はそれだけの形容を使はるべきではない。だが教化の上には不足するところが多い。この不足は教誨師の手で充分補はれなければならん今日の狀態である。刑務所に於いて教誨ほど重要な立場と責任とをもつてゐるものは他にあるまい。

私はS刑務所のY教誨師からうけた

懷しい印象を永久に忘れ得ないであらう「ほんとにそれは私に取つて涙ぐましい寶玉の樣な思ひ出だ」教誨といふことが教誨師にとつて一つの職業的なおしやべりになつてしまつたら、それは全然

蓄音機の樣　なものだ、同時にまた徒らに線香臭いお說教を振り廻しても對手の魂をひきつけることが出來ると限るものでないのだ。私はこの獄中生活にあつて信仰といふ問題を解決せうと考へ思索に努めてゐた。教誨師はいつも私の素朴な質問に對して宗教上の說明をしてくれた同時に何冊かの宗教に關する書物や經典を讀む機會を與へてくれた。

私はY教誨師の自然に形づくられてゐる「宗教家らしさ」よりもその「宗教に關する智識」よりもあのしんみりとした、そして惱める人の魂になりきつてぢつと深く考へて行くその眞劍な態度に動かされてしまつた。ある時Yさんはいろ〳〵の話の末、こういはれたことを印象づけられてゐる「あなたが働かれるのはこれからです、どうかしつかりやつて下さい、私はかうして恐らく一生涯多くの囚人達の魂と握手して行くことでせう」外形の捉から

一段と低い　ところを瞰おろす樣な瞳で、いつも見られてゐる此の惱み深い魂には、何の虛飾もなく何のへだゝりもなく、同じ衆生としてまた同行として話しかけてくれた。この宗教的な態度に面してゐると對手方の誰でも何等かの感激を受けずにはゐられないだらう。宗教的な信心の機緣だつてかうした魂の接觸なくしてどうして出來ようか? 多くの受刑者はたゞ通り一遍の教誨師の言葉に別段親しみも尊敬も拂ふまい、なぜなら受刑者はもつと深く人生を知つて見ぬいてゐるからだ、だから時々教誨師の職業的な姿に逆に反感を持つてゐるものすら少くないけれども、そこに眞實に人間の惱みを犇と我れに抱いて惱んでゐる

立派な魂の　持主があるとしたら受刑者はきつとそれを洞見するだらう、否、受刑者が知り得なくてもそれ自身が崇高な姿ではないか。

私はこうした心持から教誨師の自らの完成を願はしう思ふ。ほんとの人格から生れた教誨師が一人でもあつて荒涼な空氣の溢れた現在の刑務所の中に光明となつてもらいたいと念願する。更にこの意味で長くお世話になつたS刑務所のY教誨師こそは失禮ながら教誨師として眞に立派な人格であるといふ稱讃の辭を惜まない。思い出深い獄中生活の裏に永久の光りとなつて殘る、同氏の親切に謹きぬ感謝を捧げて、あの嚴寒の身も心も凍てつくやうな夜の獨房のさまに戰慄し、法律の重さに堪え自然に對する命がけの闘ひを闘ひしを追想しながら筆を擱く。

（文化時報より）

新しい試みその四

收容者の正座勵行に就て

長矯　武藤生

□　□　□

私は下手な笠碁打ちです。然し敗けつゞけかど番になると、こゝはと正座をする、と妙にこれが效果のあるもので負を轉じて勝にする事が出來る。福岡の江藤所長も正座とあぐらは二目違ふと常に謂はれて居た。正座をして下つ腹に力を入れる事は、健康上から謂つても物を考へる事から謂つても確かによい、殊に日本人の腰の强い事は先祖代々正座して來た爲だと謂ふ、西洋人や支那人は腰が惡いから相撲でも柔道でも彼は力はあつても高段者にはなれないと謂ふ事である、正座の習慣は日本人としては捨てられぬ、捨てるには惜しいことだと思ふ。さて今から二十年計前、私が看守拜命當時は今のやうに夜間作業等なかつたせいでもありませうが、受刑者には毎日〳〵夕食後から就寢時迄は二時間或は三時間を正座沈思默考させたものであつたが、今の受刑者は確かに正座時間が少い。從つて昔のやうに座り癖のでない事は前にも一言した通りで、敎化修養を主眼とする刑務所などでは是が最も必要であり、是等の習慣は充分躾けて釋放する價値があるものと思ふ、之を確實に勵行せしむれば收容者自身に自己反省の機會を與ふるは勿論、舍房內は自然靜肅となり、規律は保たれ座席も秩序能く整頓し、心ある者は充分に讀書も出來又それ〳〵に修養の好機會を與ふるのみならず、一面犯則防遏上に於ても隨分效果ある樣に私は感じて居る。今之を實行して居ない所では、心ある收容者は晝夜獨居を出願したり夜間獨居を出願する向の者が多い樣に思はれる、私の前任地福岡では階級處遇規程等には各級別に正座時間の長短を定められて居たものゝ實際舍房拘禁は各級混同拘禁よりもツイ實行困難に陷入り易い感がないでなかつた、この時私は戒護主任として修養上の必要條件として嚴正勵行方を提唱したるに幸に許容せらるゝ處となり、敎誨席上に於て所長より修養の方法として正座の必要なる所以及實行方法に就て訓話せられ直ちに實行する事になつた、以て滿一ケ年後の成績を樂しんで研究中、當地へ轉勤の命に接し同じ方針で取締施行前と、後一年の成績は比較する事が出來ないが、實行着手後八ケ月にして轉勤した私は其後の犯則統計寫しを貰つたので實行前と、實行滿十一ケ月間合算比較して見ると、別表の如き結果を得た。さうして私は之によつて房內の爭論を初め座臥不正だの雜談等の犯則は勿論其他の犯則件數も確かに減少するとの自信を有して居る。幸に實務家の御批判を仰ぎたいのであります。

永く居た者でないと少いやうだ、現在私の知つてゐる範圍の現況を見るに、正座時間等丸で當局者に於て考へてゐないのか座臥不正の犯則も、今日ではあまりやかましく云つて居ないやうに感ぜられる。引て全休日曜祭日若しくは起床後より出房時迄及還房時より就寢時に至る迄の喧噪若しくは座臥不正と謂つたら隨分想像に難くない。所が私のいふ正座と謂ふものはさう輕視すべきものでない事は前にも一言した通りで、敎化修養を主眼とする刑務所などでは是が最も必要であり、是等の習慣は充分躾けて釋放する價値があるものと思ふ、之を確實に勵行せしむれば收容者自身に自己反省の機會を與ふるは勿論、舍房內は自然靜肅となり、規律は保たれ座席も秩序能く整頓し、心ある者は充分に讀書も出來又それ〳〵に修養の好機會を與ふるのみならず、一面犯則防遏上に於ても隨分效果ある樣に私は感じて居る。今之を實行して居ない所では、心ある收容者は晝夜獨居を出願したり夜間獨居を出願する向の者が多い樣に思はれる、私の前任地福岡では階級處遇規程等には各級別に正座時間の長短を定められて居たものゝ實際舍房拘禁は各級混同拘禁よりもツイ實行困難に陷入り易い感がないでなかつた、この時私は戒護主任として修養上の必要條件として嚴正勵行方を提唱したるに幸に許容せらるゝ處となり、敎誨席上に於て所長より修養の方法として正座の必要なる所以及實行方法に就て訓話せられ直ちに實行する事になつた、以て滿一ケ年後の成績を樂しんで研究中、當地へ轉勤の命に接し同じ方針で取締施行前と、後一年の成績は比較する事が出來ないが、實行着手後八ケ月にして轉勤した私は其後の犯則統計寫しを貰つたので實行前と、實行滿十一ケ月間合算比較して見ると、別表の如き結果を得た。さうして私は之によつて房內の爭論を初め座臥不正だの雜談等の犯則は勿論其他の犯則件數も確かに減少するとの自信を有して居る。幸に實務家の御批判を仰ぎたいのであります。

〔實施前後十一ケ月間合算比較〕

	實施前	實施後
抗命	六三	三二
暴行	一八	二五
爭論	一四七	九六
毆打	六八	五七
竊食	二六	三一
物品包藏	六四	三九
物品破損	一九	一七
物品交換	一三〇	一〇二

	實施前	實施後
座臥不正	一七	四
通聲誘話	六一	二七
猥褻	二六	二一
賭博類似	—	—
怠役	五七	一六
逃走企計	四	—
其他	二二八	二二七
合計	九二八	六九四

（都合で月別は省略しました、編輯係）

遺蹟巡禮

遠島出船の永代橋

昔は流刑が行はれた、この流刑になつた者をどうして積出したか、又何處から出船したか、これは一寸氣になることである、それで「德川幕府刑事圖譜」を繰ると幸ひ見付かつた、遠嶋出船の圖（挿入寫眞版）と題して次の說明を加へてある。

遠島は圖の如き船にて役人二三人附添ひ法螺貝を吹きて出船の合圖となし大船に繫ぎて嶋に送る

江戸より流罪の者は永代橋より發し大島、八丈島、三宅島、新島、神津島、利島、御藏島、

右七島の內に送る又江戸より佐渡に送ることあり

京大阪西國中國より流罪の者は薩摩五島の內隱岐壹岐天草郡

右へ送る

とあるのでこれですつかり分つたから永代橋へ行つて見ることにした。

◇

永代橋は昔のやうな木橋でない、又軒並も變つてゐる、震災でみすぼらしいバラック建築でも昔とは趣が大きに違ふ、當時の俤は偲ぶ由もないけれどもせめて何か話の種が殘つてゐさうなものと思つてたづねたが無い、遠島船繫ぎの松もなければ又、船がゝりの岩もない、これはよい事で末世までも五衛門町だの、長範阪だのいふ名なんど殘ることは面白くない、それかとて泪河岸だの、見送り柳だの位は探訪記者の爲にはあつてもよささうなものであるが生憎無かつた、しかしこれも望む處ではないのである。そのかはりに他の拾ひ物があつた、今それを書く。

◇

永代橋は深川と京橋を聯絡する隅田川最下流の大橋で、元祿九年の起工、同十一年落成、家康入國の記念日たる八月一日から通行を許した、これ迄は船渡しであつたのであるから以後の深川は急激の發達を來した、この時の橋は弧狀で長さ百廿間、幅三間一尺五寸、海山の眺め江戸隨一と稱された。

◇

永代寺を別當とする深川八幡宮は、たび〳〵社殿が破損しこの造營に追はれ安永以後每年八月十五日に行ふ祭禮の神輿渡御が中絕の形で、この間に二度ホンの申譯ばかりのことをやつた丈で文化四年になつた。

この年十二代目の別當職周寧法師は寬政八年に着手した社殿等の修築が竣工したのを機として八月十五日の祭禮を大々的に執行しやうとした、深川、本所、京橋、日本橋、に亘る氏子連中は勇み立つて山車、引屋臺を造つて景氣を副へた、十五日が雨で十九日に延期となり、この日滿都の人を擧げて江東へ押しよせた、爲に永代橋はこの群集を以て埋められ人々は身動きならぬ仕末を演じた、午前十時過ぎとなると東岸を一番の山車が練つて行く、「それ山車だ、山車だッ」といふ聲があがると何れも先を競つて渡らふとする人波が橋の西袂から沸き出したと見る間に、橋の東詰十二間が程墜落して、袋の豆

をこぼすが如く群集は水中へ雪崩れた、これを惡口いふ者は渡邊も自分が恐ひ一念から夢中で拔刀したもので所謂怪我の功名ぢやと、それは言ふ者の隨意として死者は武士八十六名、町人四百二十四人、婦人百五人、子供七十六人、引取人なき者十一人、行方不明者多數と記錄された、

墜ちた橋は、後世の者からはこれ程の椿事だから、よほど立派な橋のやうに考へられるけれども、實際は丸太を欄干とした幅も狹い假橋であつた。これなら墮ちるのか當然であつたかもしれない、それでもあれやこれやと浮說はかなりと流布された

◇

永代橋は享保年間に廢橋の議が持上つて、町民運動の結果、修覆料を町民の十ケ年負擔として、武士以外の通行人から二文づゝ橋錢を徵收し存續したものである。

矯正図書館

◇

江戸に大川の納涼舟が殷盛を極める迄は三俣の月見が有名であつた、松尾芭蕉も弟子に引張られ、小名木川から舟を漕ぎ出して大に月にうかれた、この三俣は新大橋と永代橋の間に當つて大川と箱崎川と新堀の合流點である、萬治二年の十二月この三俣に船を浮べた奥州仙台の大守伊達綱宗は、新吉原三浦屋抱え二代目高尾を水中に吊し斬りにしたことになつて居る、そのとき舟は永代橋の袂を漕いで居たさうで、斬られた高尾の骨は今の京橋區北新堀町、土州屋敷跡に埋められ、高尾稲荷が出來た、明治になつてこゝに日本銀行が建ち、銀行の鎭守樣と納まつてゐたが、銀行が引越すと後は東神倉庫となり、稲荷も倉庫に保管される處となつた、それがこの度區劃整理で町會の手に渡り、愈御引越と決定、大正十五年十一月十五日社殿の地を堀返すと地下五尺の所から壺に入つた髑髏が出現して大騒ぎされ、傳說を實際立てゝ仕舞つた、

ところが本尊の伊達侯は當年領國仙台に在つて盛三年春陸奥守として初めて江戸に參勤して居る、一方高尾も侯に對しては「君は今駒形あたり時鳥」の句とか「忘れねばこそ思ひ出さず候かしこ」の名文章を送つて居る程の間柄であるし、しかもこの高尾は殺されたといふ翌年の十二月二十五日に「寒風にもろくも朽つる紅葉かな」の辭世迄おいて死んで居る、これは巫子にでも打かけて判斷するより方法はない。

◇

忠臣藏の大石以下四十七士は吉良邸を引揚げると兩國橋を打渡つて泉岳寺へ着いて居るけれども、これは兩國橋が、大高源吾の笹竇と共に大に儲け過ぎて居るといふ史家がある、事實は回向院へ誓しの休憩を申込んだが、馬鹿坊主に門前拂ひを食はされて、一ツ目橋を渡り、深川に入り御船藏と御船藏前町との間の一本道を東へ進み、永代橋を越へた、今越へやうとしたとき、後から細井廣澤が慕ひ來て一黨中の昵懇者堀部安兵衛に會つて祝辭を述べた、後年これが笹竇の一場に担上げられたものであるさうである。

◇

橋の話はまだこの外にもありさうであつた、けれども日が暮れさうになつたので義士の話を以て引揚げることにした。

＝E生＝



讀者のページ

―說苑―

◎刑務作業の社會化を提唱す

諫早　翠石生

行刑の作業化？此の語は今や行刑に携はる者の常用語となつてゐる。故に近時作業能率の進否に依り行刑の効果を論ぜむとする者あるを感ぜずんばあらず吾人に忌憚なく云はすれば、そは所謂能率競爭上の盲目的皮相なる論評に過ぎない。何となれば、釋放せらるゝ者にして在所中眞面目に作業に勉勵し能率拔群なる者が果して、社會的精神に感化せしや否や、出所後數旬ならずして再び門を潜るの徒あるを見れば、敢て之を怪まざるを得ない。或る累犯者等にありては惠與さるゝ賞與金は出所後酒食の費と爲し、之がつきれば再び入所し所謂刑務所を以て社會工場の如く心得、前刑に於て熟得せし業に就きて科程外何十割と云ふ能率を擧げ得るのである。而して所内にありては督勵として增茶入浴等社會勞働者以上の贅澤をする。修熟したる或る業種にありては、科程外十割乃至十五割の能率は左程の努力を要せない。依之觀ずれば現在定められたる科程は餘り輕少に失するには非るか。亦單純なる業の能率が心身大差なしと認むる全囚間に於て、十割以上の差を生ずるは、各人の技能特質に因ると謂へ、作業の賦課上一考を要すべき點なきに非るか。累犯者にして數回同一作業に就き十數年間體驗して技能最高點に達したる者と、初犯者の此の經驗無きものと、其科程を同視するが如きは、公當なることゝは云へまい。

吾人は現在の作業制度を批難するものではない。又作業能率の低下を翼ふものでもなく、能率はより以上向上せしめたい。而して作業の賦課に因る効果は十二分に認め得るのである。此の意味に於て、經驗ある累犯者の科程に對しては現在科程に三割乃至五割の加重を爲すも、敢て過當とは信ぜられぬ。輕微なる勤勞に依りて培はれたる彼等の心身は、繁劇なる社會勞働に遭遇すれば轉た泡沫の感なきを得ず、げに砂上の樓閣にも比すべきである。釋放者にして再三舞戻るが如き所以も、蓋し輕微なる勤勞に因りて培はれたる未成品の結果にはあるまいか。行刑の社會化ゝの高唱せらるゝの秋に際し、吾人は刑務所勞働の社會化を提唱し而して、緊實なる心身の矯化に努めんと欲するものである。

▽文章簡明十九字詰三十行以内
▽詩林以外は具体的のものを望む

◇服務感

宮城　南條正巳

人各々職分あり其職分を盡して祿位を得べく祿位を得て其職分を盡さざるは名ありて實なしと云ふべし殊に官界に籍を置くものに於て然り凡そ職分に應じ明晰なる頭腦と智識とを有し服務上其事務に對し紛雜を感せす毫末の誤謬なく之を解決又は遂行し得るに至りて初て眞に其職分を盡したりと云ふべく服務上の妙味亦玆に存するなり予輩菲才以て職を刑務に奉し大に此感を深ふしたる所以なり。

夫れ行刑たるや犯罪者を改過遷善せしめ良民に復歸せしむるにありて罪人の指導者となり保護者となり時に或は身を賭して彼等の身體生命の確保を圖る等其職責の重且つ大なるは言を俟たざる所なり然り而して社會は駸々として文明に進み人權尊重の聲は囂々として田夫野人は勿論犯罪者に至るまで之を主張し德義は藐然として地を拂ひ輕佻浮薄の風に化するの結果として玆に行刑事務は年を追ふて複雜となるは目下の趨勢として爭ふ可からさる事實なり而して複雜せる之が百般の事物は耳に入るもの目に映するもの吾人行刑上の資料とならざるはなし然るに此の幾多の問題に對し遺算なく之を解決する識才に乏しきが故に常に澁難を感するなり假へば熱誠收容者の遷善に從事するも之が效果を收むること薄きが如き其他各般の事務然りとす是れ則ち其の神の到らさる結果にして其職分を全ふしたりと云ふを得ず從て之が眞の服務の趣味を知るを得ざるなり

之を要するに吾人刑務官吏は時勢に伴ふ智識の養成と法規の精通とを以て円滿なる常識を修養するに非ざれは其職分を完ふすることを得さるへく徒らに曠職たるを免かれす所謂名ありて實なしと云ふべきなり。

茶室

◇同志よ

市ケ谷　すゞ蘭生

入所の榮光を獲得せる同僚の背後に、慘敗の憂目に泣く哀れな自己の姿を省みよ。

怠惰にして只偶然の僥倖を期待せる身に、如何に其の裁斷の公平なるかを知れ！　安價な自信は微塵に紛碎され、敗殘の面上に容赦なく打ち下された不合格の鞭の痛さを！

努力と……そして

怠惰とに……

與えられたる代償の價値を比較せよ！

されど同志よ！

慘敗の憂目が偉大なる反撥力と鞭韃の鐵槌を附與してくれた事を感謝しようではないか。

人は云ふ！

あの年をして、又今年もかと……

されど同志よ！

侮蔑や嘲笑の深刻な程合格の歡喜は正比例する事を考えようではないか。

敗れても！

倒れても！

初志を奪われざる者こそ又光輝ある戰士ではないか、僅か一回や二回の敗戰に目的を捨て自己を卑下し向上の火藥をして凡庸の

水に濡す事の愚を避けよう。

季節正に勉學の秋、來る可き日のために只志ざす一路を辿ろうではないか、さらば同志よ！

◇刑政を讀みて

北支　FU生

十月號卷頭言に

劍を持たない役人が劍を持つ役人を羨望する傾が見ゆる（中略）また

皆さん劍を持たずに正宗以上の力を見出そうではありませんか」と

十月十一日刑務所長會議に於ける原法相閣下の訓示に

行刑の局に當る人の人格は直ぐ收容者に反映し改過遷善の效果に大なる影響を及ぼす故に各位は平素特に此點に留意し人格第一を標準として部下の人格向上に意を用ひられたい（中略）また

少年法を設けて最近に於ける刑事政策の理論に基き不定期刑の制度を採用し一面また少年法の趣旨に則つて漸次少年刑務所を特設して不定期刑の運用を全からしめん事を期して居るのである（中略）

或る日の大阪朝日新聞記事に釋放後完全なる社會の人として激烈なる競爭場裡に生活し得らるゝ素質を養成するにあるのである（要旨）

或日當支所に傷害罪により收容された一少年が母に宛た信書の一端に

聞き傳へし昔の監獄と今日の刑務所とは雲泥の相違ます私は近日中に某少年刑務所へ送られますが決して御心配なきやう云々

以上を綜合するに威嚇的時代は既に去つて居る、而も帶劍の有無に依り職務に甲乙あらしむるなきを知る。

◇覺めよ醒めよ

京都　西村生

近時刑罰觀念が篤和され自由の制限が非常に擴大された事は彼我共に喜ぶべき現象であります、然し一面此の文明的自由刑の執行と現在受刑者の理解力と對象し、之れに伴ふ弊害の免れ得ない事は哀心遺憾に堪

ません。抑も〳〵收容者は現在の處遇精神を全く穿き違へて居る事です——宛で重荷でも下した樣な氣持に憎らしい程落付き拂つて——ソレヤ當然だ、兎角今日まで社會の奴等が居眠つて居たのだ——ドーヤラ目覺めて來て我輩等の存在を認めて否知りて來たのだナ——風潮の故だ、ナント言ふても昭和の御代だナンテ——マルデ社會の客人とすまし込む——ソンナ位なら結構だが中には、まだ〳〵遲れて居る、日本の現行法は幼稚だ改正の點はイクラもあるなんて喜ふ處か返つて今日の執行處遇を恨む位、反省だの改善だのは愚かなこと、神聖な法の執行すら毫なしにして仕舞ふ——無智で偏屈で而かも歪みに歪み切りた彼——我田引水の解釋は無理もなかろうが——殺せ？と言ふよりも寧ろ斯る無智なものこそ仕末におへぬ——斯した者に對して戒護や檢束は實に困難である。所謂その心的空虛は吾人の研究と人格の力に依り彼に眞心を創造し以てその空虛を充たし心的更生に努めなくてはならない、一例を引く所長戒護主任その他幹部の異動あつた場合、

彼等の心的に動搖を來すは事實なり況や處遇改善の現實に於いておやである、苟も身を君に奉仕して而かも惡化せる同胞の一部改善チユー高潔な使命を帶ぶ吾人の忽諸に付すべきであろーか——警鐘は今頻りに鳴る——己を捨てゝ起て、而して惡風渦く赤き波を靜めやう。

詩林

◇鳥羽の戀塚

京都　小田赤陽

一日好天氣を利用して郊外の淸遊を思立ち鳥羽の戀塚を探つた、

市內電車七條大宮下車それより東寺に參拜して南門を拔け徒步鳥羽街道を行くこと約十五丁余下鳥羽村竹の山の淨土宗戀塚寺に着く靜なる門を入り案內を乞ふ溫和なる老僧に迎へられ庫裏の椽に腰を掛け慇懃に次の物語りを聞く

華やかな曲線美つつましやかな品性美全く天然の麗質玉を延べた樣な袈裟御前は曾て上西門院の雜仕であり實の名を阿都磨（あとま）と言ふ母は年久しく奥州の衣川に住み後に京の下鳥羽に母と共に移り夫渡邊左衞門尉渡との家庭は琴瑟和合し永久愛の結合は堅かつたが遠藤武者盛遠が不貞氣分を起し袈裟御前を夫の渡邊渡と誤つて斬る盛遠發心懺悔して石卒塔婆に渡邊左衞門尉妻袈裟御前秀玉善尼と刻し袈裟御前の冥福を祈つたと云ふ

境內の高さ數尺の石卒塔婆は苔青々として自ら哀悼の念起り一片の回向をなし老僧に厚く禮を述べ表に出づれば昔を偲ぶに床しい下鳥羽の道は今も牛車のろのろと續き其戀塚にふさわしく戀の果敢なきを敎訓する秋の松風が淋しかつた。

◇政岡之墓に詣づ

宮城　坂野つゑ

政岡の墓は仙臺發松島行電車に乘車する や榴ケ岡と言ふ停留場仙臺驛より三番目の處で下車すれば直く近くて即ち第二師團四聯隊の南前東十番丁孝勝寺境內に安置され境內には老杉老松其他雜木生茂り鬱蒼として晝尙ほ暗く墓の周圍は二重の柵を以て圍み外部の柵は常に錠を以て閉され參拜人有る毎に案內人は之を解錠し參拜人を出入せしむ案內者は政岡さんの本名は三澤初子と申され仙臺藩に對しては無二の忠義を盡され身を以て難に當り命を賭して事を處し云々と說明せり墓前には香煙縷々として絕へず屍は朽ちるとも其靈は花々しく現に幾千代かけて消ゆるなし墓石は巾三尺高さ僅か一間中央に三澤初子の墓と太く門にきざまれたるを見る實にや其人は風の吹く日霜の朝雨の夕べも何等の苦痛もなく笑を含みて晏如たり、縱令墓石は風に倒るゝも冷たき霜に氷るとも其靈いかでか消ゆることあらん實に吾人の龜鑑なるかな遺物室にと歩を移せば巾五尺高さ一間半位にして小供を抱きたる石像を見る之れぞ政岡は鶴千代君を抱きたる像にして生けるが如き容姿は其の人格と往時の情景を偲はしむるものあり、嗚呼其志偉大にして意志強固如何なる難事襲來にも其意を枉げず身を賭して事に當り天にも地にも換へ難き愛兒を犧牲として君に捧ぐる眞心は勇ましくも又哀れなるかな何とて現時之れに匹敵す可き者やある石像の御前に伏して感慨無量なり退いて自己を觀るや十有七年の久しき間刑務所へ身を投じ何等得る處なく思へば十有七年の其昔自分は新拜命の其當時鐵窓に呻吟せし二三の女囚は其後何回となく刑務所へ出入し今尙ほ御額關染とは實に天に對し職責に對し恥ち無きを得ぬのである嗚呼意氣地なきは此身なるかな。

◇美保の關に遊びて

松江　津川紫吻

九月廿五日松江大橋東棧橋を九時四十分に發つた、此の日は稀な快晴で船が迂回するにつれて窓の窓からは東空はるかに出雲富士か秋色の濃さを見せてゐて晃れた。「秋富士や茶色鳶色眞色」と詠んだ故鳴雪翁とは所こそ變れどさこそと感ずることが深かつた。急航といふだけに外江と境港とに寄つた船は一層動波堤附近からはげしいエンジンをたて初めた。そこから風といふても宍道湖や中海の常の浪とは異つて大きいゆとりのあり波が船頭からおつ冠つて船一体を搖つた。醉ひ心地とは違つて別なぐりを喰はされた。境防波堤をすぎた船は尙一層の搖れのはげしさを增した。五本松ならぬ關の四本松が妙にはつきり見え出した。同船した東京の人から五本松つて殺風景なもんですなー」などとやられた。防波堤は今トロツコを數いた工事中と見えて先端まで人夫の錆びた聲と腕が動いてゐた。それと相對しての小さい岬を曲つて美保灣へと船がつながつた。船中からのそこらの景色は常にこうした方面に憧れてゐる私にスケツチの一二枚と云ふ慾望をそゝるのであつた。が連れのT君の時間もあるのと生憎そうした用意もなかつたので棧橋から客引のうるさい姦かましい聲をのがれて美保神社へとそれから燈臺とそれて行つた。閑寂な山路を十八町五本松を斜に見て歩いて行つた時の氣持ちは忘れ得ない。

燈臺の硝子に雫岐の國がスリ

一等燈臺との說明を聞かされて一句の川柳を試み切なお若い燈臺番の方の厚意を謝して、五本松公園へのプランに逆戻りをすることにした。三階館に晝飯を終えて四時、五本松へとせわしい汗を拭いた。美保神社の假御殿から御造營中の新築殿をその戻りの足でお別れの參拜をして四時四十分の松江歸航にやつと間に合つた。多忙に追はれがちな務めから、せめてもの此の一日はほんとうに愉快氣にひたることが出來たのであつた。

◇名刑双葉會選句（潮風報）

秣切る手元の暗らしちゝろ鳴く　旭瀧
虫賣りの燈暗うして錢數ふ　角人
落し水萍ひたと殘りけり　秀嶺
冷かや石の上なる落松葉　萍村
畔に來て啞へ烟管や落し水　友聲
落水に枯藻の交る淀みかな　花瓢
暮れ迫る風に白萩ちさくゆれ　古樂
落水の音絕へ〳〵や傾く日　召圭
蔴箱の菜屑に虫の聲澄めり　望洋
雨の灯に光り冷たき夜の街　葛葉
稻妻や鎌捨てある田甫道　氷壺
鳴き交ふや買ふて來た虫庭の虫　驥月
稻妻や一水光る草の原　素笑

◎熊本松風會句稿（菊州撰）

驛に行く道あり〳〵と刈田かな　驛川
無遠慮に刈田横切る兵士かな　蒼村
鈎人の辿る岸邊に野菊かな　昇月
やさしさの人に折らるゝ野菊哉　自然
大岩をからみし蔦の紅葉哉　白庭
瀧水の響に散るや老楓　翠峰
遠山の紅葉に映る夕日かな　直人
紅葉狩山又山の景色かな　猛將
今日からは子供の進ぶ刈田かな　菊州

◎豐多摩水無月會句稿（雅房報）

風輕ふ萩幾株の庭にして　雅房
萩咲くや奥殿遠き石たゝみ　涼風
暮れ近く芋堀る土の冷えにけり　楠山
袖抱いて通ればせまし萩の道　金龍
口も手も芋によごれし子供哉　曉星
張り替へた障子に萩の影動く　虹峯
一本の峯の松から秋晴るゝ　靜夫
秋晴るゝ遠く小山の麓まで　果山
芋汁に夕餉のめしを不足せり　ごん坊
甲信の連峯指呼に秋晴れぬ　堯秋
秋晴や蚊帳をひろげし塀の上　巴波
看板に新譜とあり町はづれ　廣陽
秋晴や點々として眞帆片帆　石柳子

俳句　毎月募集　題　冬・春季乱

柿一つ梢に置て秋は行く　宮城　覺峰
年の暮算盤珠の狂ふかな　〃　つる
秋の夜の書見に更くる灯哉　〃　正風
小走りに葱呼ぶ妻や霜の朝　〃　螢村
氷薄う底に小鮒の動かざる　京都　露香
落栗や山家の子供皆元氣　〃　紀行

箱根紀行

關所へは溪道三里櫨紅葉　〃　赤陽
コスモスの垣根に佗し秋のあめ　米子　碧空
田の畔に殘る案山子や村時雨　網走　さゝき
秋の山籠を手にして登りけり　公州　雄心
枝移る鳥の落せし木の實かな　〃
沼に出て道うしなひし花野哉　長野　裾花
落葉して林檎の赤き草の庵　〃
はつ雪や軒端に干した漬大根　福岡　雨村
取り殘す柿の赤さや百舌の秋　〃

家庭

押せまる歳末に

犯罪防止

御注意までに



「向ふから越す人のなし年の坂」歳末が近づくと犯罪事件が殖える、この豫防は要するに、犯人の侵入する隙を與へぬことが一番です、昨年末警視廳からの豫防宣傳事項を御參考までに擧げて置きませう。

△戸締を嚴重に

（一）戸締を忘れぬこと

（二）『昨夜に限つて』とは考へ違ひ（三）『女中さんの歸解は實はうそ』

（四）戸締は主人の任務

△不完全な戸の修繕

（一）『腐つた戸溝の淺い戸』は危險（二）磨滅してゐるねじ込みじようは役にはたゝぬ（三）『半端なぜうより五寸くぎ』を刺して置く方が寧ろ安全（四）心張棒は不安心

△便所を嚴重に

（一）くみ取口を大きくせぬこと（二）窓や格子を丈夫にして置くこと

△天窓を嚴重に

（一）窓が開かぬやうに始末して置くこと（二）窓の下には踏臺』になるやうなものを置かぬこと

△床の下には這入れぬやうにして置くこと

△戸締する前に一應屋内を檢べる

△詐欺的泥棒に注意

（一）『戸締後の電報や物賣に注意』（二）『初對面の人には注意すること』（借間泥棒、僞刑事）（三）詐欺空巢

△音響利用の泥棒に注意

（一）風雨や汽車電車その他の音響に利用されぬこと

△留守にせぬこと

（一）空巢ねらひの目標となる（二）靴泥棒と玄關先の注意

△夜はなるべく金の勘定をせぬこと

△屋内を暗く　屋外を明るくして置くこと

（一）『泥棒は侵入前に屋内偵察に苦心する』（二）屋外明るければ泥棒は近寄れない（三）『屋内暗ければ萬一格

おいしい　御飯の炊き方

ほんの手加減一つ

眞米の標準を申しますと先づ米の外觀は一見して大小不同少く、豐滿な感じを與へます、そして外皮が薄く光澤あり、俗にいふ腹白や胴割れが少く、全体に調整が取れ、粗雜でなく、混合物等少もありません、この諸條件を備へたいはゆる眞米は御飯に炊きましたときに泣きませんし、余程炊き方が惡くない限り鼻吹き米とはなりません、そして冷たくなつてからでもお湯が濁らないのです。

◇

次に米の洗ひ方の御注意を申上げますと、水道端でシヤリシヤリ手が赤くなる程威勢よく摩擦してゐる方がありますがアレは感心しません、お

闘の場合七割の徳』『一家皆殺しなどゝいふ事件は屋内に點燈して寝る家が多い』(四)外燈は體裁や人のためではない(五)『ニューヨークにおける夜盗の減つたのは外燈の殖へたため』

△盗難報知器、隣家との連絡『刃物や帶その他ひも類の始末して休むこと』(往々にして兇器に利用される)

△被害に罹つた場合(一)ろうばいして怪我せぬこと(二)泥棒の人相、着衣、音聲その他特徴に注意すること(三)泥棒の歩いた場所へは一切足を踏いれぬこと

寒中のお憂所

斯しておけば凍りませぬ

食料品などを凍らせるのは味を悪くして大變に損な事ですから、なるべく凍らせないやうに氣をつけたいものです。それには大きいれこにしてその箱と箱のすきへ、もみがらかそばがら、又は新聞紙をくしやくしやにしてつめて、その中の箱の中に人參や白菜や大根などの野菜類を入れて置けば凍るやうな事はありません。又おはち入れは夜はあきますからその中へ入れて置いてもよろしい。

流し元や水を使ふ所へ物を置くと、よけいに冷ますからなるべく冷えないやうなところへお置きなさい。それからお魚や肉が凍つた時はこれにすぐ水や湯をかけたり煮たりしては、味が變つてしまひますから自然にとけるのを待たないといけません、とけるには温かくなつてから三時間位かゝります、油類は凍つても少しあたゝめればすぐにとけて味もかはりません。

卵が凍るとすつかり味を落としてしまひますから、もみがらか灰の中に、卵同士をつかないやうに入れて、温かい場所へ置きます。若し凍つたら自然にとかさなければいけません。

◇家庭訓

棚橋絢子

一、物品を區分しておの〳〵入れ場所をきめ、使用後は必ずもとの所に入れること。(破損の憂ひ少く、勞省け、時間の空費もなし)

二、廢物を利用すること。(經濟にもなり物に不自由することが無い)

三、金錢の出納を明かに記入し、月末に勘定すること。(入るを計つて出づるを制する必要がある)

四、衣類が華美に陷らぬやう氣をつけること。(あまり華美だと却つて下品に見え同時に永持ちしない)

きな茶箱のやうな箱の中に、それよりも少し小さい箱を

洋家具の手入

品物によつてその手入法を間違ふとよい家具を毫なしにしてしまひます

△食卓 ラック仕上げのもは熱のためにしみとなつたりしますが、その際アルコールを脫脂綿につけて輕くこすればしみは消えてしまひます、それを忘れて放つて置くとしみになります、その時はロウソクのロウでこすつて火でその上をあたゝめます、するとロウがとけて木にしみますから、その上を火に温めたフランネルでこするとしみがなくなります。

△柳家具 毛のこはいブラシでほこりをはらひ、鹽に小量の水を加へてそれでみがきます、それを水などで洗はずにそのまゝ日陰干しにします、石鹸を使ふのはよくありません

△籐家具 トウ家具は、柳家具の方法を施さず、脫脂綿に酢をつけてよくふきます

△その他の洋家具 ニスやラック塗の洋家具は、熱に弱いから熱いものに接するとつやを失ふ故、熱湯はもち論湯をひたした布きんや雜きんでふいてはなりません

あかをとるためにアルコールや揮發油、石油等を用ふると、ニスやラックが溶解されるから却つてつやを失つてきたなくなります

ホウシャを水にうすめて海綿につけてふけばしみやあかはよくとれます、ぬれた布でふくのはよくありません

つやを出すには蜜ロウをこまかくきざんでテレピン油にまぜて煮とかし冷えてから布につけてみがくとよいつやが出ます

覺え帳

□ 何が殺菌劑になるといつても日光位安價で効力の多い殺菌劑は他にありません

□ 大きい燈火を遠い所へおくよりも、小さいともしびを近い所へおいた方が、効果は同じでしかも經濟的です

□ 玉ネギを切つて熱湯をかけ、更に冷水を掛けますと、あくが拔けて味がよろしい

□ リンゴ、梨、その他の果物の皮は捨てないで、砂糖水で煮つめます、と美味で滋養分に富んだ立派なレロッブが出來上ります

□ 藥罐でも鐵瓶でも、湯を早くわかさうと思ふ時には、コルクで口に栓をなさい

米は糠の匂ひのなくなる程度に、度々水を換へて充分に洗ふのです。そして決して摩擦せず、攪拌の程度に止めることを忘れてはいけません、水洗ひは約三十分、水洗ひ後は籠に揚げます。

◇

御飯を炊く時の水の分量は、米の乾燥の程度、瓦否如何にも關係しますが、玄米ならば米一升に水一升二合が標準になつて居ります、但し腹白米は水を少くする事、胴割れ米が半分も混つて居れば、これは非常に柔かくなるから水は一升一合四勺位がよろしいでせう、火加減の原則は、沸騰するまでは高温とし吹いて來てから火を緩めます、若しがスなら火消えない程度に火力を緩めます。

◇

炊き方は水炊きと湯炊きと二通りありますが、湯炊きの場合は湯を充分沸騰させてから米を入れます、その場合米を釜の中央部へ高くならぬやうに入れ手早く攪拌します上手に攪拌しないとコゲます、攪拌してから蓋をして五六分の後吹くのを待ちます、その場合全体からフツと吹いて來ると美味しい御飯が出來ます。

◇

次に蒸し方の注意を申しますと、まづ時間は七八分といふところが一番よろしい、あまり長く放つて置くと蒸發水分が御飯の上に落ちて御飲がまづくなります。そして適度に蒸した御飯は熱湯を掛けた杓子でなるべく潰さぬやうに櫃に落し入れます、さうすれば容易に腐敗しません。

◇

釜は一升釜なら八合といふ具合になるべく少しだけ大きい釜を使ふのがよろしい。釜が大きければ水の發散が多いから水を少し多くする必要があります。

矯正図書館

會報

○實務講習終了

九月十五日より開所せる保健並作業技術官講習會の閉所式は十月十七日本會第一講堂に於て擧げられた。辻、正木兩書記官並有馬豐多摩、佐藤巢鴨兩刑務所長及芥川衛生官其他參列の上、午前十一時住江主事司會の下に開式、松井刑務官練習所長より兩技術官總代に修了證書を授與し、然して所長より

答辭

本講習會の目的とする處は、行刑上の特別なる智識を授けるものであるといふことは開所の際申述べて置いたのであるが、爾來一ケ月間、學術に實地に先づ一通りの研究は出來たことと思はれる、しかし一ケ月に於て總ての學科につき根本的の智識を注入することは出來ぬ業である、且つこの間には刑務所長會議等もあり不充分の點あつたことは遺憾であるが、不充分の點は今後任地に歸り習得せる智識を實地に應用研鑽して以て補足せられたい。申す迄もなく行刑事務は日々重要味を帶びて來る、その中でも技術に關する事項、即ち衛生作業方面に至つては最も重要の位置を占めることになるであろう、諸君は、その技術を習得せられたのであるから今後此方面に就ては諸君に期待する所が大にある譯である、幸に此講習の趣旨を汲取りの上自愛自重以て本事務に盡力せられんことを希望しておきますと訓示し、講習生總代より左の答辭あつて同三十八分閉會した。

答辭

本日玆ニ閣下幷ニ各位ノ貴臨ヲ辱フシ第二回行刑醫學講習會終了ノ式ヲ擧行セラル寔ニ生等光榮トスル所ニシテ感謝ノ至ニ堪ヘズ開講以來會長閣下ヲ始メ講師各位ノ懇篤ナル御指導ヲ蒙リ此榮譽ヲ荷フヲ得何ノ幸カ之ニ如カン自今生等ノ責任一層重且大ヲ加フルモノト謂フベシ唯タ恐ル能ク其責任ヲ完フシ得ルヤ否ヤヲ庶幾クハ閣下幷ニ各位ノ御訓詞ヲ服膺シ日進醫學ノ趨勢ニ隨ヒ保健ノ實績ヲ擧ケ以テ行刑ノ目的ニ副ハントス

謹テ會員一同ニ代リ聊カ燕辭ヲ列ネテ答辭トス

昭和二年十月十七日　　岡本榮作

答辭

本日第二回作業技師講習會終了ノ式ヲ擧行セラルヽニ當リ閣下並ニ諸賢ノ光臨ヲ忝フシタルハ生等ノ感謝措ク能ハサル所ナリ

惟フニ近時世ノ進運ニ伴ヒ刑事思想ノ變遷亦顯著ナルモノアリ從テ今ヤ世ヲ擧ゲテ立法ニ司法ニ行政ニ經濟ニ研究ヲ勵ミ改善ヲ計リテ日モ之足ラズ甚タ多事多端ナリ然ルニ生等職ヲ刑務作業ニ奉ジテ日尚ホ淺ク作業經營方針ノ樹立、職業訓練ノ施行將タ又各般事務ノ遂行ニ當リ遇々迂拙ニシテ忸怩タルコト少カラズ曩ニ職ノ懼ナシトセザリシ所此度講習會ノ開催セラルヽアリ

刑務一般ニ就キ或ハ學理ニ或ハ實地ニ講師各位ノ懇篤ナル示教ト當局ノ親切ナル斡旋トニヨリ覺醒啓發セラルル所多大ナルト共ニ愈々其責任ノ重且大ナルヲ自覺シ得タリ即チ將來閣下並ニ諸賢ノ訓戒ヲ服膺シ當局ノ主旨ヲ体シ刑務ニ精勵恪勤スルハ勿論世ノ日ニ進ミ月ニ展ブルニ鑑ミ益研鑽ヲ積ミ本會開催ノ主旨ニ添ハンコトヲ誓フ玆ニ講習生一同ニ代リ謹デ一言以テ答辭トス

昭和二年十月十七日

作業技師講習生總代　長谷川象好

地方だより

◇神戸より

九月二十四日神戸刑務所は秋季皇靈祭日を卜し今度新に改築工事竣工したる新教誨堂に於て遷佛式並に在所中の死亡者の追弔法要を擧行せり、當日式の次第は

新教誨堂に於て（午前九時二十分）一、所長以下各職員及來賓着席。二、遷佛—奏樂。三、傳供—奏樂。四、讀經—阿彌陀懺法—（此間所長、受刑者總代燒香）。五、所長式辭。六、教務主任表白文。七、賞表授與。八、教誨師（本願寺社會部長藤晉得忍師）。九、閉式　退場）。時に午前十一時三十分なり、收容者一同には紅白の餅一重宛を頒與し來賓には晝餐を饗應し主客驩談和氣藹々の裡に午後二時散會せり。

因に今回の落成式に付本派本願寺より佛壇の金泊塗り替へ方幹旋せられ新教誨堂に一段の光彩を添へたり。

◇浦和より

震災の被害を受けた前橋刑務所浦和支所の復舊新營工事は二ケ年繼續事業として新廳舍並にコンクリート塀、工場、浴場、倉庫等工事中であつたが、竣工を告げ十月九日午前十時から同支所新築廳舍で盛大なる落成式を行つた、當日は小橋川前橋刑務所長外職員二十餘名出席し藤井浦和所長、各看守長その他職員五十餘名出席嚴肅裡に午後二時式をとぢた、當日收容者に對しては業を休ませた上特に調理して馳走した、又同支所ではこの落成式を機會に廳舍に通じてゐた大鐵門を從來ピストルを持つてゐた番人が付き添ひ見張りし小門の一部のみ開放してゐたものを同日より全部開放し行刑區域外の事務所までは自由に所外の人も出入り出來ることにした。

叙任辭令

依願免本官　保健技師　内藤英雄（千葉）

仝　仝　會田好彦（岐阜）

刑務所醫務衛生事務囑託　向井淺三郎（行刑局）

囑託ヲ解ク、任保健技師命豐多摩刑務所勤務、六級俸下賜

命岐阜刑務所勤務　保健技師　土川種次郎（豐多摩）

朝鮮總督府保健技師　片山恭一郎（大田）

命大邱刑務所在勤

叙從七位　仝看守長　古賀大藏（西大門）

刑務會規

○行刑局長通牒

◎收容者ノ敷蒲團設備ニ關スル件通牒

（昭和二年九月二十日
行甲第一三〇七號）

標記ノ件ニ關シ本年四月行甲第四八三號照會ニ對スル御回答ニ依リ調査候處左記ノ通其ノ設備區々ニ相成居候ニ付テハ保健及處遇ノ統一ヲ期スル爲成ルヘク敷蒲團ヲ貸與スルコトニ一定致度候條酌賦豫算ノ範圍ニテ漸次ニ設備セラレ候樣御考慮相成度候

左記

一　收容者ノ全部ニ敷蒲團ヲ貸與スル刑務所　三一

二　被告人ノミニ敷蒲團ヲ貸與スル刑務所　一七

三　敷蒲團ヲ貸與セサル刑務所　七

但シ右第三號ニ揭ケル刑務所ニアリテハ其ノ後敷蒲團ヲ設備シ被告人ニ限リ之ヲ貸與スルコトニ相成候

◎家具木工實習訓練ニ關スル件

（昭和二年九月廿六日
行甲第一三一六號）

本年廣島刑務所ニ於テ實施致シタル家具木工實習訓練ノ概況別紙ノ通ニ有之候間爲參考送附致候

別紙

本年三月一日ヨリ實習夫二十名ニ對シ受刑者訓練概則ニ準據シ曩ニ提出セシ豫定ノ時數表及學術科目明細ニ就キ家具木工ノ訓練ヲ開始シ最初ニ於テ成ルベク同一刑務所ヨリ移送シタルモノヲ相隣接セザル樣工場ノ業席ヲ配置セリ而シテ木材工藝ノ概念ヲ與フルタメ一週四時間ヅヽ作業技師小川岩松スルコトニ一定致度候條酌賦豫算ノ範圍ニテ漸次ニ設備セラレ候樣御考慮相成度候

左記

一　收容者ノ全部ニ敷蒲團ヲ貸與スル刑務所　三一

二　被告人ノミニ敷蒲團ヲ貸與スル刑務所　一七

三　敷蒲團ヲ貸與セサル刑務所　七

但シ右第三號ニ揭ケル刑務所ニアリテハ其ノ後敷蒲團ヲ設備シ被告人ニ限リ之ヲ貸與スルコトニ相成候

本年廣島刑務所ニ於テ實施致シタル家具木工實習訓練ノ概況別紙ノ通ニ有之候間爲參考送附致候

別紙

本年三月一日ヨリ實習夫二十名ニ對シ受刑者訓練概則ニ準據シ曩ニ提出セシ豫定ノ時數表及學術科目明細ニ就キ家具木工ノ訓練ヲ開始シ最初ニ於テ成ルベク同一刑務所ヨリ移送シタルモノヲ相隣接セザル樣工場ノ業席ヲ配置セリ而シテ木材工藝ノ概念ヲ與フルタメ一週四時間ヅヽ作業技師小川岩松ヲ數ヒ學科ヲ教授セシメ講師作業嘱託三好章一ヲシテ專ラ實技方面ヲ担任セシムル訓練ハ豫定時數表及教案ノ通リ進捗シテ豫期ノ結果ヲ見良好ナル成績ヲ擧ケ得タリト信ス

第一期自三月一日至四月卅日二ケ月間

實習夫ヘ最初工具ノ名稱ヨリ使用法ノ說明ヲ與ヘ各工具ノ研磨手入ヲナサシムル乃チ初心者ノ實習夫ニ對シ連續工具ノ研磨調整ノミハ無味ニシテ倦怠ヲ生シ易キ弊ヲ救フタメ鋸挽鉋削トヲ混用シ趣味ヲ喚起シツヽ繼續二十二日ヲ要シタリ

此ノ鋸挽ニハ他ノ工場ニ於テ使用スル簀筍前口剜キ付材及ヒ戸框等ヲ縱挽セシメ次ニ之ヲ座削トシ長キモノハ立削トシテ鉋削ノ練習ヲナサシメタリ利器ノ手入鋸挽鉋削等ハ一々實物ニ就キ說明ヲ加ヘ懇ニ指導シタルモ全然初心者ノコトナレバ意表外ノ間違ヲ生シ又ハ其体度ノ調ハザル等一時指導ノ困難ナルト實習夫各自ノ困難勘カラサルノ狀アルヲ見タリ

工具手入出來上リタルヲ以テ第二期以降ニ於テ使用スル用材ノ荒削ヲ爲シ基礎的ノ練習ヲ爲サシメテ技術ヲ指導シ習得セシム鉋削練習トシテハ板幅ノ狹キモノヨリ漸次廣キモノニ及ホシテ一々姿勢ト体度ニ注意シツヽ實地ニ手ヲ以テ之ヲ指導セリ基礎的技術ノ教授ハ組手仕口トシテ相缺、三枚組、蟻組ヲ木片ヲ以テ練習セシム

工具ノ使用法ヲ練習セシムルタメ樅六分

板ト松四分板トヲ以テ鳥居型ノ把手付塵取五個ヲ作ラシム

所要日數　四　日

松六分板ヲ以テ本立拾個ヲ作ラシム漆塗壞地ニシテ他ノ工場ニ於テ塗仕上セシム

所要日數　九　日

活字箱二十個ヲ樅四分板ヲ以テ作ラシム

所要日數　二　日

釜敷五個ヲ樅六分板ヲ以テ作ラシメ曲尺ノ裏目ヲ利用シテ上邊ヲ八角形ニ作ル練習ヲナサシム

所要日數　三　日

折疊書棚五個ヲ松材正六分板ニテ樅ヲ以テ解キ崩シ得ルモノトナシ棚四段ヲ設ケ高三尺二寸幅二尺八寸奥行九寸ノモノニ上段ノマヘ木ニ透彫ヲ施シオーク色ヲ着色シラック塗仕上トナシテ着色法及ヒ塗仕上法ヲ實地ニ教授スル階梯ヲ執レリ

所要日數　十二日

硯箱五個ヲ杉四分板ニテ被蓋ニ作ラシメ漆塗標地ニシテ他ノ工場ニテ漆塗ニ仕上ケシム被蓋ニヨリテ身ト蓋トノ餘裕及ヒ漆塗ニヨリテ錆等ニヨル餘裕等ヲモ併セテ敎授シ得タリ

所要日數　二　日

第二期自五月一日至六月卅日二ケ月間

第一期ニ於テ所要工具ノ使用方法手入法等ヲモ會得シタルヲ以テ第二期ニ於テハ稍複雜ナル日用家具ヲ製作セシメ其構造等學科ト實習相伴フ樣ニシタルヲ以テ製作ニ對スル理解ヲ增進シ技術ノ進歩著シキモノアリ、各自競爭心烈シキタメ自然仕事ヲ急キ仕上ケ其間製品ニ自然優劣ヲ生シ所要時數ニ不揃ヲ生スルヲ酌酌スルタメ早キモノニハ學科ノ復習ヲ命セシコトアリシモ自然仕事ヲ粗略ニスル傾向アリシヲ以テ斷然之レヲ廢シテ入念仕上ク

下駄箱二個ヲ高二尺八寸横二尺五寸松六分板前面鹽地材二枚ノ引違戸トシ前面ハ桑ノ色付ヲナシ蠟磨仕上トナス

所要日數　十　日

莨盆桝型十個ヲ塩地材ヲ以テ作セシメ桑色付蠟磨仕上トナサシム

所要日數　六　日

座用卓子二個ヲ長三尺幅二尺抽出二個付塩地材オーク色付ラック塗仕上トナス內一個ハ天板及脚ヲ框組トシベニヤ三枚モノヲ甲板ニ入レ組立テシム

所要日數　十四日

書棚一個高三尺二寸五分横二尺五寸奥行一尺抽出二個結晶硝子入二枚引違戸塩地材オーク色付目留ヲナシラック塗仕上トシ內部ニハ壁紙ヲ貼リ優美ナル仕上トナス

所要日數　七　日

當所內ニテ六月中旬二日間廣島縣聯合保護會ニ於テ刑務所製作品卽賣會行ハレタル際實習夫ノ作製シタル製品ハ悉ク賣リ切レトナレリ乃チ製作品ノ種類ハ他ノ工場ニテ作ラサリシ型及ヒ地方ノ文化ニ相

應シタルモノヲ撰ヒタルカタメト相俟テ相當ノ技倆ヲ認メラレ稍生新ノ氣分ヲ刑務所内木工ニ示スコトヲ得タリト信ス

第三期自七月一日至八月卅一日二ケ月間

食卓一個長徑三尺短徑二尺ノ隋円型折込脚トシ塩地材ニテ作ラシメ塗立木地臘色漆塗ニ他工場ニテ塗ラシム

所要日數　三　日

角火鉢一對、塩地材ニテ一尺角上縁ハ黒柿製桑色付臘磨仕上トス

所要日數　六　日

事務用卓子一個長三尺横二尺高二尺四寸抽出二個付塩地材ニテ作ラシメ春慶漆塗様地ニシテ他工場ニテ塗ラシム

所要日數　七　日

三尺簞笥一個二重四個ノ抽出付前面塩地材其他ハ樅材ニテ桑色付臘磨仕上トス

所要日數　八　日

三尺簞笥一個二重四個ノ抽出小抽出三個地袋引戸付仕様前ノ通リ

所要日數　十一日

書棚一個高五尺六寸横三尺二重、用材塩地側様組地板入抽出二個付下段開戸地板入上段觀音開結晶硝子入全体オーク色着

目留ノ上ラック塗仕上トシ内部ニハ壁紙掛酌シ常ニ製作品ノ種類ヲ異ニシテ適應ノ指導ヲ爲セリ別紙經過明細表ノ通リ

今回修了者ノ個性ノ上ヨリ言ヘハ相當悪性ヲ有スルモノト思料セラルヽ者アリタリ然ルニ實習指導上ニ於テ別ニ大ナル困難ニ遭遇セス概シテ順應性ヲ認ムル之レ敎化トシテノ作業訓練ノ有意義ナルコトヲ實證スルモノト思料ス若年ノ徒弟養成ニ比シ進歩遙カニ速カナル樣思料セラル實技訓練ニ於テ技術上必要ナル總テノ基礎敎育ヲ扶殖シ得タリト信ス之レ以上ハ實地ニ從事スレハ自然ノ熟練ニ依リ一人前ノ技能ヲ有スル技術者トナリ得ル見込確實ナリト信ス

修了者ハ何レモ殘刑期中尚一層指導ニ注意セバ釋放時ニハ相當ノ技術者トシテ社會ニ送リ容易ニ就職シ得ベキモノト思料ス

今回ノ二十名中一名腎臟病ニ罹リ第一期以後入病舍トナリ尚一名ハ移送前ヨリ訓練ヲ受クル希望薄弱ニシテ個性ニ鑑ミ極力指導誘掖ニ努メルタルモ進ンデ學習ノ念ヲ惹起セス常ニ無言應答晦澁時々頭痛ヲ訴ヘ意ニ充タサルトキハ絶食スルコト屢次ニ及ブ等學術敎授ハ一般的ナルモ實技ニ付テハ之ヲ

ニヨリ移送ノ所ヘ還送ノ止ムナキニ至リシヲ遺憾トス將來實習夫ノ撰定ニハ深甚ノ注意ヲ拂フヘキヲ痛感ス

以上ノ如クニシテ受刑者職業訓練効果ノ曙光ヲ諸ルヲ得之ヲ創始セラレタル趣旨目的ヲ遂行センコトヲ欲シテ止マサル所ナリ

◎收容者看讀用書籍配付其ノ他ニ關スル件

（昭和二年十月十九日）
（行甲第一四三九號）

書棚ハ本省ニ於テ審査ノ上可成刑務協會ヨリ送本可爲致候處各貴所ニ備付スヘキ標記書籍ハ本省ニ於テ審査ノ上可成刑務協會ヨリ送本可爲致候處各所ニ於ケル備付冊數ノ均衡ヲ保チ處遇ノ統一ヲ期シ旁々配付數査定上參考ニ供シ度候條每年四月一日現在ニ依リ左記調書ヲ作成シ同月末日迄ニ御提出相成度又本支所間偏付冊數ノ均衡ヲ失スル向ハ貴官ニ於テ適宜融通方御配慮相成度尚右配本以外特ニ書籍購入ノ必要ヲ生シタル場合ハ客月十二日行甲第一二五一號通牒追書ニ依リ審査購入ニ付參考トナルヘキ事項御申出相成度候

昭和　年　月　日現在　何刑務所

收容者看讀用書籍冊數調	備付書籍			收容者一人ニ對スル冊數	受刑者ニ對スル私本看讀許可冊數
	尋常小學校六年迄				
	中學校三年迄				
	中學校四年以上				
	高等又ハ專門學校卒業以上				
	計				
宗教					
修養					
讀本					
作文					
數學					
地理歷史					
傳記					

農業												
工業												
商業												
法制經濟												
哲學												
文學												
物理化學												
衛生												
語學												
字典												
經典												
其他												
合計												

備考　一、本調書ニハ支所出張所ヲ含ム。　二、備付書籍ヲ被告人又ハ被疑者ニ貸與中ノモノハ各相當欄ニ朱書再掲スルコト。三、學年別ハ程度ヲ示シタルモノナルヲ以テ書籍ノ内容ニ依リ適當ニ編入スルコト。　四、收容者一人ニ對スル册數ハ小數點以下二位ニ止メ四捨五入スルコト、前項册數算出基礎人員ヲ附記スルコト。五、備付書籍貸與ノ狀況ニ依リ配本上特ニ參考トナルヘキ事項ハ之ヲ附記スルコト。

◎印刷工實習訓練ニ關スル件

（昭和二年十月一日
行甲第一八八〇號）

本年豐多摩刑務所ニ於テ實施シタル印刷工實習訓練終了ノ件別紙ノ通リ報告相成候ニ付テハ將來ノ御參考迄ニ配布致候

別紙

受刑者職業訓練ノ概則ニ準據シ昨大正十五年十二月一日ヨリ實習夫二十四名ニ對シ印刷工ノ訓練ヲ開始シ本年五月期間終了セリ實習夫ハ活版印刷全體ニ渉リ平均ニ其實技ヲ習得セシムルヲ目的トシ作業技能神崎優ヲ講師トシテ指導統轄セシメ作業技手五島林太郎深澤德治ヲ助手トシ別表ノ如ク相當ノ成績ヲ擧グルヲ得タリ

實習方法

實習夫ヲ別表（實習夫工程表）ノ如クABCDノ四組ニ分チ文撰、植字、印刷、解版、活字鑄造、紙型鉛版、製本、ローラー製造、インキ製造、校正等ノ各分科ニ就イテ別表豫定ノ日數ヲ學習セシメタリ

（1）文撰作業

當所ニ備付セル活字各號約七千種ノ出張本室ノ各ケースニ配置ス可キ方法及種類ニ就キ敎示シ原稿ヲ與ヘテ實地訓練セシム

（2）植字作業

クワタ各種類ニ就イテ說明シ其原則ニヨリ棒組、表歐文端物等ノ原稿ヲ與ヘテ學科ト連絡ヲ取リツツ實習セシメタリ

（3）印刷作業

社會一般ニ多ク使用サレツツアル型式ノ印刷機ニ就テ概念ヲ與ヘ其取扱方敎授ノ矯正ヨリ使用スル紙、インキニ關スル處理法ヲ實習セシメタリ

（4）解版

順序ヲ逐フテ普通ノ實習

（5）活字鑄造

活字地金ノ成分及其合金ノ製法ヨリ鑄造機ヲ分解シテ其各部ノ作用ヲ說明シ實地ニ九ポイント五號ノ各號ノ製作

（6）紙型鉛版

紙型ニ使用スル紙質糊等ノ材料工具ノ使用法ヨリ鉛版合金ノ成分矯正法ヲ說明シ鉛版製作ヲ實習セシメタリ

（7）製本

普通ニ使用サレル紙折ヲ針金綴、糸綴、並製本、上製本、等ニ就テ練習セシム

（8）ローラー製造

調合及其製造方法ヲ實習セシム

（9）インキ製造

機械ノ部分的作用ヲ說明シ材料ニヨリテ製造實習セシム

實習組別	月別	十二月		一月		二月		三月		四月		五月	
		上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
實習夫工程表													
實習期間表													

矯正図書館

A	植字	植字	植字	印刷	印刷	印刷	解版	文撰	文撰	活字鑄造 鉛版	ローラ 製本	インキ 校正
B	印刷	印刷	印刷	植字	植字	植字	活字鑄造 ローラ	ローラ 製本	インキ 校正	解版	文撰	文撰
C	解版	文撰	文撰	活字鑄造 鉛版	ローラ 製本	インキ 校正	植字	植字	植字	印刷	印刷	印刷
D	活字鑄造 鉛版	ローラ 校正	インキ 製本	解版	文撰	文撰	印刷	印刷	印刷	植字	植字	植字

業別實習期間表

月別 / 職別	十二月 上	十二月 下	一月 上	一月 下	二月 上	二月 下	三月 上	三月 下	四月 上	四月 下	五月 上	五月 下
植字	A	A	A	B	B	B	C	C	C	D	D	D
印刷	B	B	B	A	A	A	D	D	D	C	C	C
文撰		C	C		D	D		A	A		B	B
活字鑄造 鉛版	C			D			A			B		
ローラ 製本		D			C			B			A	
インキ製造 校正			D			C			B			A
解版	C			D			A			B		

業別日數表

業期間別 / 組別	A 期日	A 日數	B 期日	B 日數	C 期日	C 日數	D 期日	D 日數
植字	12.2 — 1.15	45	1.16 — 2.23	45	3.1 — 4.15	45	4.16 — 5.31	45
印刷	1.16 — 2.28	45	12.1 — 1.15	45	4.16 — 5.31	45	3.1 — 4.15	45
解版	3.1 — 3.15	15	4.16 — 4.30	15	12.1 — 12.15	15	1.16 — 1.31	15
文撰	3.16 — 4.15	30	5.1 — 5.31	30	12.16 — 1.15	30	2.1 — 2.28	30
活字鑄造	4.16 — 4.23	8	3.1 — 3.8	8	1.16 — 1.23	8	12.1 — 12.8	8
紙型鉛版	4.24 — 4.30	7	3.9 — 3.15	7	1.24 — 1.31	7	12 9 — 12.15	7
製本	5.1 — 5.7	7	3.16 — 3.22	7	2.1 — 2.7	7	12 16 — 12.22	7
ローラ流込	5.8 — 5.15	8	3.23 — 3.31	8	2.8 — 2.15	8	12.23 — 12.30	8
インキ製造	5.16 — 5.23	8	4.1 — 4.8	8	2.16 — 2.23	8	1.1 — 1.9	8
校正	5.24 — 5.31	7	4.9 — 4.15	7	2.24 — 2.28	7	1.9 — 1.15	7

刑政第40巻第12号

昭和二年六月中入出監竝月末在監人員 （△ ハ減）

Prison Population during the Month of June 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	37,179	3,773	3.755	37,197	37,179	40,064	18	△ 2,867
刑事被告人	3,337	4,036	3,948	3,475	3,337	3,078	133	397
勞役場留置者	323	506	465	364	323	308	41	56
乳兒	9	3	1	11	9	16	2	△ 5
總計 男	40,011	8,087	7,900	40,198	40,011	42,521	187	△ 2,323
總計 女	837	281	269	849	837	945	12	△ 96
總計 計	40,848	8,368	8,169	41,047	40,848	43,466	199	△ 2,419

備考 內朝鮮人受刑者男718人、女1人、刑事被告人男103人。支那人受刑者男103人、刑事被告人男8人。
露西亞人受刑者男2人。伊太利人受刑者男1人ナリ。

昭和二年六月末日現在々所人員表

The Number of the Inmates During the Month of June. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced 男 Male	女 Female	計 Total	刑事被告人 Prisoners Accused 男 Male	女 Female	計 Total	勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed) 男 Male	女 Female	計 Total	乳兒 Babies in Prison 男 Male	女 Female	計 Total	合計 Sum Total 男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.105	—	1.105	—	—	—	—	—	—		—	—	1.105	—	1.105
市谷 Ichigaya	236	25	261	752	14	766	22	—	22	—	1	1	1.010	40	1.050
豐多摩 Toyotama	1.082	—	1.082	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1.084	—	1.084
巢鴨 Sugamo	2.010	—	2.010	—	—	—	8	—	8	—	—	—	2.018	—	2.018
橫濱 Yokohama	510	4	514	138	1	139	9	—	9	—	—	—	657	5	662
千葉 Chiba	774	—	774	20	2	22	3	—	3	—	—	—	797	2	799
水戶 Mito	300	1	361	30	2	32	6	—	6	—	—	—	396	3	399
宇都宮 Utsunomiya	345	137	482	49	2	51	1	—	1	—	—	—	395	139	534
前橋 Maebashi	938	—	938	71	1	72	11	—	11	—	—	—	1.020	1	1.021
靜岡 Shizuoka	587	—	587	39	4	43	14	—	14	—	—	—	640	4	644

矯正図書館
刑政第40巻第12号

甲府 Kōfu	644	2	646	12	3	16	9	—	9	—	—	—	666	5	671
長野 Nagano	622	9	631	33	1	34	5	—	5	—	—	—	600	10	670
新潟 Niigata	457	7	464	31	2	34	5	—	5	—	—	—	493	10	503
京都 Kyoto	812	133	945	50	—	56	12	—	12	1	1	2	881	134	1.015
大阪 Ōsaka	2.826	8	2.844	519	9	522	23	6	32	—	—	—	3.375	23	3.398
神戸 Kobe	1.349	—	1.349	130	4	134	23	—	23	—	—	—	1.502	4	1.506
奈良 Nara	57	—	571	36	—	36	3	—	3	—	—	—	610	—	610
滋賀 Shiga	347	—	347	42	2	44	—	—	—	—	—	—	389	2	391
徳島 Tokushima	441	14	455	22	—	22	5	—	5	—	—	—	468	14	482
高松 Takamatsu	771	2	773	34	1	35	—	—	—	—	—	—	805	3	808
高知 Kōchi	614	6	620	40	—	40	15	—	15	—	—	—	669	6	675
名古屋 Nagoya	1.704	75	1.679	127	4	131	20	1	21	—	—	—	1.751	80	1,831
三重 Mie	639	—	639	31	1	32	7	—	7	—	—	—	677	1	678
岐阜 Gifu	490	1	491	26	1	27	8	—	8	—	—	—	524	2	526
金澤 Kanazawa	620	17	637	41	5	46	2	—	2	—	—	—	663	22	685
廣島 Hiroshima	1.055	59	1,114	103	3	106	11	—	11	—	—	—	1.169	62	1.231
山口 Yamaguchi	516	—	516	29	—	29	5	—	5	—	—	—	550	—	550

岡山 Okayama	734	5	739	133	4	137	14	—	14	—	—	—	881	9	890
松江 Matsue	570	15	585	88	2	90	5	—	5	—	—	—	66	17	680
松山 Matsuyama	488	1	489	63	3	66	18	—	18	—	—	—	569	4	573
長崎 Nagasaki	820	—	820	59	—	59	4	—	4	—	—	—	883	—	883
三池 Miike	1.301	—	1.301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.301	—	1.301
福岡 Fukuoka	1.522	81	1.603	107	2	109	26	—	26	2	—	2	1.657	83	1.740
大分 Oita	324	—	324	22	—	22	—	—	—	—	—	—	346	—	346
熊本 Kumamoto	943	—	943	34	1	35	7	—	7	—	—	—	984	1	985
鹿兒島 Kagoshima	454	12	466	44	4	48	6	—	6	—	2	2	501	18	522
宮崎 Miyazaki	307	—	307	14	1	15	2	—	2	—	—	—	323	1	324
沖縄 Okinawa	338	10	348	6	—	6	3	—	3	—	—	—	347	10	357
宮城 Miyagi	769	62	831	37	2	39	5	—	5	—	—	—	811	64	875
福島 Fukushima	322	—	322	44	2	46	8	—	8	—	—	—	374	2	376
山形 Yamagata	246	—	246	9	1	10	2	—	2	—	—	—	257	1	258
秋田 Akita	407	—	407	17	—	17	2	—	2	—	—	—	426	—	426
青森 Aomori	260	—	260	20	2	22	2	1	3	—	—	—	282	3	285
札幌 Sapporo	1.042	59	1.101	101	1	102	5	1	6	3	—	3	1.151	61	1.212

監獄																								
Hakodate	358	—	358	26	2	28	2	—	2	—	—	—	386	2	388	26.452	745	37.197	3.384	91	3.475	855	9	364
網走 Abashiri	539	—	539	8	—	8	2	—	2	—	—	—	549	—	549	131	—	131	—	—	—	—	—	—
釧路 Kushiro	292	—	292	10	—	10	3	—	3	—	—	—	305	—	305	187	—	187	6	—	6	—	—	—
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	227	—	227	8	—	8	3	—	3	—	—	—	238	—	238	365	—	365	49	—	49	1	—	1
川越(刑) Kawagoe (ditto)	254	—	254	—	—	—	—	—	—	—	—	—	254	—	254	271	—	271	4	—	4	—	—	—
姫路(刑) Himeji (ditto)	403	—	406	46	1	47	5	—	5	1	—	1	458	1	459	234	—	234	23	—	23	4	—	4
岡崎(刑) Okazaki (ditto)	234	—	234	23	—	23	4	—	4	—	—	—	261	—	261	271	—	271	4	—	4	—	—	—
岩国(刑) Iwakuni (ditto)	271	—	271	4	—	4	—	—	—	—	—	—	275	—	275	365	—	365	49	—	49	1	—	1
久留米(刑) Kurume (ditto)	365	—	365	49	—	49	1	—	1	—	—	—	415	—	415	187	—	187	6	—	6	—	—	—
盛岡(同) Morioka (ditto)	187	—	187	6	—	6	—	—	—	—	—	—	193	—	193	131	—	131	—	—	—	—	—	—
北海(同) Hokkai (ditto)	131	—	131	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131	—	131	26.452	745	37.197	3.384	91	3.475	855	9	364
総計 Sum Total	26.452	745	37.197	3.384	91	3.475	855	9	364	7	4	11	40.128	849	41.04									

戒護上ヨリ或ハ保健上ヨリ或ハ教化上ヨリ共存廢ニ關シ多年間論爭頗ル盛ナル所ナリ。而シテ之レヲ大別セバ行刑ニ關スル學者及理論家ハ概シテ減食罰制度ノ廢止ヲ主張スルニ反シ、行刑ノ實務家ハ共存置ヲ力說シテ止マザルモノト觀察シテ誤リ少ナキモノノ如シ。然レドモ玆ニハ此等ノ問題ニ論及スルヲ避ケ專ラ科學ノ基礎ヨリ唯ダ現行ノ減食罰ヲ執行ノ結果ニヨリ、吾人身體ノ健康ノ一大目標タル体重ニ如何ナル影響ヲ齎ラスカヲ述ベ以テ減食罰存廢問題ノ一大資料タラントス。

第二章　調査材料

本調査材料ハ、大正六年一月ヨリ大正十年十二月ニ至ル滿五ケ年間ニ某刑務所ニ於テ、行ハレタル減食罰受罰者ノ總人員四、六八八人ニ關スルモノナリ。而シテ本減食罰ハ總ヘテ規定食量ノ三分ノ一ニ減セラレタルモノニシテ減食期間及其人員ハ第十表ニ示ス如シ。

第十表　減食期間別人員表

懲罰日數	人員
一日	三四人
二日	二、六四五
三日	一、四三五
四日	一九九
五日	二八〇人
六日	二一一
七日	七三

第三章　調査ノ成績

コノ調査材料四、六八八ニ付キ之レヲ懲罰日數ヲ基本トシ又月別ニ分チテ懲罰執行前ト後トノ一人平均体重竝ニ其差及体重一貫ニ對スル減量高ヲ表ハセバ第十一表ノ如シ。

第十一表　減食期間別月別体重比較表

日總數罰

月別	人員	受罰	體一執懲人平均重罰前罰金	體一執懲人平均重罰後罰金	減一人平均量	體ノ執懲人平均減刑ニ對スル貫
五月	二一	六人	二、二貫	二、六貫	四七匁	二匁
四月	二一	一〇	四、〇〇三	四、〇〇〇	三〇	〇、一一
三月	二一	一〇	三、四八三	三、六七	三〇	一、六
二月	二一	一〇	三、七四四	三、八四	四〇	一、六
一月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十二月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十一月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
九月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
八月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
七月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
六月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
合計	二一	一一〇	三、一一三	三、一一三	三三	一、一

日總數罰

月別	人員	受罰	體一執懲人平均重罰前罰金	體一執懲人平均重罰後罰金	減一人平均量	體ノ執懲人平均減刑ニ對スル貫
五月	二一	六人	二、二貫	二、六貫	四七匁	二匁
四月	二一	一〇	四、〇〇三	四、〇〇〇	三〇	〇、一一
三月	二一	一〇	三、四八三	三、六七	三〇	一、六
二月	二一	一〇	三、七四四	三、八四	四〇	一、六
一月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十二月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十一月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
九月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
八月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
七月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
六月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
合計	二一	一一〇	三、一一三	三、一一三	三三	一、一

五月總數罰

月別	人員	受罰	體一執懲人平均重罰前罰金	體一執懲人平均重罰後罰金	減一人平均量	體ノ執懲人平均減刑ニ對スル貫
五月	二一	八三人	二、二貫	二、六貫	四七匁	二匁
四月	二一	一七	三、〇〇三	三、〇〇〇	三〇	一、一
三月	二一	一七	三、四八三	三、六七	三〇	一、六
二月	二一	一七	三、七四四	三、八四	四〇	一、六
一月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十二月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十一月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
九月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
八月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
七月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
六月	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
合計	二一	一七	三、一一三	三、一一三	三三	一、一

六月總數罰

月別	人員	受罰	體一執懲人平均重罰前罰金	體一執懲人平均重罰後罰金	減一人平均量	體ノ執懲人平均減刑ニ對スル貫
五月	二一	六人	二、二貫	二、六貫	四七匁	二匁
四月	二一	一〇	四、〇〇三	四、〇〇〇	三〇	〇、一一
三月	二一	一〇	三、四八三	三、六七	三〇	一、六
二月	二一	一〇	三、七四四	三、八四	四〇	一、六
一月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十二月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十一月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
十月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
九月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
八月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
七月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
六月	二一	一〇	三、一一三	三、一一三	三〇	一、一
合計	二一	一一〇	三、一一三	三、一一三	三三	一、一

七

日	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	
一	一三、六〇〇	一三、七三二	一三、七三〇	一三、七〇〇	一三、六八〇	一三、六五七	一三、六二五	一三、五九四	一三、五六二	一三、五三〇	一三、四九八	一三、四六五	一三、四三三	一三、四〇一
二	一三、七〇〇	一三、七三五	一三、七〇〇	一三、六六九	一三、六三八	一三、六〇六	一三、五七四	一三、五四二	一三、五一〇	一三、四七八	一三、四四六	一三、四一四	一三、三八二	一三、三五〇
三	一三、七三二	一三、七〇〇	一三、六六八	一三、六三七	一三、六〇五	一三、五七三	一三、五四一	一三、五〇九	一三、四七七	一三、四四五	一三、四一三	一三、三八一	一三、三四九	一三、三一七
四	一三、六六九	一三、六三七	一三、六〇五	一三、五七三	一三、五四一	一三、五〇九	一三、四七七	一三、四四五	一三、四一三	一三、三八一	一三、三四九	一三、三一七	一三、二八五	一三、二五三
五	一三、六三八	一三、六〇六	一三、五七四	一三、五四二	一三、五一〇	一三、四七八	一三、四四六	一三、四一四	一三、三八二	一三、三五〇	一三、三一七	一三、二八五	一三、二五三	一三、二二一
六	一三、六〇六	一三、五七四	一三、五四二	一三、五一〇	一三、四七八	一三、四四六	一三、四一四	一三、三八二	一三、三五〇	一三、三一七	一三、二八五	一三、二五三	一三、二二一	一三、一八九
七	一三、五七三	一三、五四一	一三、五〇九	一三、四七七	一三、四四五	一三、四一三	一三、三八一	一三、三四九	一三、三一七	一三、二八五	一三、二五三	一三、二二一	一三、一八九	一三、一五七

依是觀之

一　受罰日數一日ノモノ三四名ニアリテハ、其徴罰執行前ノ一人平均体重八一二、五七六貫、執行後ノ一人平均体重八一二、二三〇貫、其差三四六匁ニシテ体重一貫ニ對シテ二七五匁ヲ減ス。

二　受罰日數二日ノモノ二、六四五名ニアリテハ、其徴罰執行前ノ一人平均体重八一三、一〇一貫、執行後ノ一人平均体重八一二、六五七貫、其差四九四匁ニシテ体重一貫ニ對シ三一、四匁ヲ減ス。

三　受罰日數三日ノモノ一、四三五名ニアリテハ、其徴罰執行前ノ一人平均体重八一三、一五一貫、執行後ノ一人平均体重八一二、六五七貫、其差四九四匁ニシテ体重一貫ニ對シ三七、六匁ヲ減ス。

四　受罰日數四日ノモノ一、九九名ニアリテハ、其徴罰執行前ノ一人平均体重八一三、一七四貫、執行後ノ一人平均体重八一二、六二五貫其差五四九匁ニシテ体重一貫ニ對シ四一、七匁ヲ減ズ。

五　受罰日數五日ノモノ二八〇名ニアリテハ、其徴罰執行前ノ一人平均体重八一三、二五三貫、執行後ノ一人平均体重八一二、六六九貫其差九八四匁ニシテ体重一貫ニ對シ四四、一匁ヲ減ス。

六　受罰日數六日ノモノ二二名ニアリテハ、其徴罰執行前ノ一人平均体重八一三、二五七貫、執行後ノ一人平均体重八一二、六二八貫其差六二九匁ニシテ体重一貫ニ對シ四七、五匁ヲ減ス。

七　受罰日數七日ノモノ七三名ニアリテハ、其徴罰執行前ノ一人平均体重一三、三七五貫、執行後ノ一人平均体重

八一二、七〇〇貫其差六七、五匁ニシテ体重一貫ニ對シ五〇、八匁ヲ減ズ。

第四章　結論

以上觀察スル所ヲ綜合スルニ規定食量ヲ三分ノ一ニ減小シタル所謂三分ノ一減食罰ナルモノハ、其執行ノ第一日ニ於テ平均三四六匁ノ体重ヲ消失シ爾後第七日迄ニ其体重ノ減少量平均六七五匁ニ達ス。而シテ七日迄一日ヲ經過スル毎ニ八二―三五匁ノ体重ヲ消失ス。ナホ一日減少量ノ最大ナルハ第一日次ハ第三日、第二日、第四日、第七日、第五日ノ順序ニシテ其減少量ハ三四六匁、六六匁、八二匁、五五匁、四六匁、四五匁、三五匁ナリ。如斯ハ減食罰ナルモノハ第一日ヨリ第三日迄ハ痛苦最モ大ナルモノナランカ。

第六編　拘禁生活ノ少年受刑者ノ身体發育ニ及ボス影響

第一章　緒言

凡ソ生物ハ其年齢幼若ナレバナル程外界ノ諸現象ニヨリ影響セラルヽコト顯著ナリ。彼ノ乳兒又ハ幼兒ノ死亡率ノ高キガ始キハ其一好例證ナルベシ。是レ幼少ナル生物ハ其新陳代謝機能旺盛ナルト外界ノ諸現象ニ馴化スルコト少ナキ爲抵抗力弱キ等ニ起因スルモノナルベシ。故ニ拘禁生活ノ如キモノノ身体上ニ及ボス影響ヲ闡明スルニハ少年受刑者ニツキ其身体發育ノ狀況ヲ知ルヲ最モ適切ナリト信ズ

第二章　調査方法

本調査ニ用キシ材料ハ第二十七表ニ示ス通リ大正十年十月司法省訓令監甲第七九號ニヨル少年受刑者身体發育調査票ナリ。而シテ大正十年十月以降滿一ケ年間ニ於ケル材料ヲ集メ、少年受刑者ガ收容後如何ナル發育ヲ遂グルヤ又其發育ガ社會ノ夫レニ比シテ幾何ノ相違アルヤヲ明カニセンガ爲、主トシテ收容期間、拘禁方法、年齢等

刑政第40巻第12号
矯正図書館

ヨリ第十二表ニ示セル時期ニ於ケル体重、身長、胸圍ヲ各個人ニツキ抜記シ、之ヲ統計シ、以テ文部省ノ學生生徒身体發育概表ニヨルモノト比較觀察セリ。

第十二表　調査拘禁時期表

一　收容時
二　晝夜獨居一月
三　晝夜獨居二月
四　晝夜獨居三月
五　晝夜獨居六月以下、夜間獨居三月以下
六　晝夜獨居、夜間獨居各六月以下ヲ經過シテ雜居ニ入リ三月以下
七　同シク六月以下
八　同シク十二月以下
九　同シク十八月以下
一〇　同シク十八月以上

一ケ年間ニ於ケル人員ヲ綜合スルニ第十三表ノ如シ。但シ累犯者ハ材料トシテ餘リニ僅少ナルヲ以テ初犯者ノミヲ採用シ、十八歲者ヲモ除キタリ。

第十三表　調査人員表

年齡＼犯數	初犯者	累犯者
十四歲	五二	〇
十五歲	一一八	六
十六歲	一七三	一一一

十七歲　二　六
十八歲

而シテ第十三表ニ示セル各時期ニ於テ調査セル少年受刑者ノ体重、身長、胸圍ヲ示セバ第十四表ノ如シ。

第十四表調査成績表

體重	收容時	晝夜獨居一月	晝夜獨居二月	晝夜獨居三月	晝夜獨居六月以下夜間獨居三月以下	晝夜獨居六月以下ヲ經過シテ雜居ニ入リ三月以下、六月以下	同十二月以下	同十八月以下	同十八月以上
拾四歲 調査人員	52	52	46	46	38	9	14	18	12	10
調査時	瓩	10.405	10.443	10.580	10.813	11.155	10.477	12.032	11.686	12.457
入所時	瓩 10.320	10.320	10.334	10.365	10.290	10.786	9.709	10.707	10.093	9.955
增減	瓦	+85	+109	+215	+517	+369	+768	+1.325	+1.593	+2.502
拾五歲 調査人員	118	114	115	90	73	11	36	37	34	26
調査時	瓩	10.852	11.015	10.988	11.322	11.117	11.575	11.908	12.253	12.398
入所時	瓩 10.964	11.210	10.952	10.959	11.274	11.068	10.882	10.768	10.861	10.912
增減	瓦	−358	+63	+29	+48	+49	+693	+1.140	+1.392	+1.486
拾六歲 調査人員	173	164	168	149	110	18	33	55	38	14
調査時	瓩	11.982	11.988	11.901	11.891	11.904	11.978	12.174	12.364	12.807
入所時	瓩 12.133	12.105	12.140	12.066	11.927	11.961	11.666	11.635	11.679	11.902
增減	瓦	−123	−152	−165	−86	−57	+312	−539	+705	−.904

拘禁生活ノ衛生學的觀察（芥川信）……（承前）

拾七歳	調査人員	130	179	196	170	118	19	61	55	43	11
	調査時	体重	12.953	12.571	12.516	12.553	12.629	12.586	12.952	13.014	12.527
	入所時	12.9..1	13.377	12.936	12.279	12.668	12.747	12.695	12.480	12.535	11.874
	増減	体重	−424	−365	−463	+185	−118	−112	+472	+479	+653

身長		昼夜獨居	晝夜獨居	晝夜獨居	晝夜獨居六月以下	晝夜獨居夜間獨居各六月以下ヲ經過シテ雜居ニ入リ					
		一月	二月	三月	獨居三月以下	三月以下	六月以下	十二月以下	十八月以下	十八月以上	
拾四歳	調査人員	52	52	46	46	38	9	14	18	12	10
	調査時	尺	4.83	4.84	4.86	4.88	5.03	4.87	5.01	5.00	5.05
	入所時	尺 4.82	4.82	4.83	4.84	4.85	4.97	4.74	4.86	4.80	4.92
	増減	分	+1	+1	+2	+3	+6	+13	+15	+20	+23
拾五歳	調査人員	118	114	115	90	73	11	36	37	34	26
	調査時	尺	4.88	4.94	4.95	4.98	5.02	4.98	5.02	5.07	5.10
	入所時	尺 4.92	4.87	4.92	4.92	4.93	4.96	4.88	4.88	4.80	4.91
	増減	寸 分	+1	+2	+3	+5	+6	+10	+14	+17	+19
拾六歳	調査人員	173	164	168	149	110	18	93	55	38	14
	調査時	尺	5.09	5.08	5.09	5.18	5.11	5.21	5.08	5.12	5.18

◇犯罪文藝◇

一つ家

全一幕

河竹默阿彌作、新古演劇十種の内、江戸淺草觀世音靈驗記を脚色する、その梗概です　E生

◇

すべて淺草の淋しい原中の一つ家の有樣、叢萓屋根で、天井から太い繩が下りてゐる、絲車がその傍にあり、行燈がわびしく置かれてゐる。

馬藏「此の頃の濕り續きで、うまい酒も呑まねえから、婆さまに錢を借りに來たら、いゝ鳥をつれて來いさうしたら錢を貸して遣らうと木で鼻を括つたやうに、無一國な斷りやう」

草六「いゝ鳥をつれて來ても、碌な錢はくれねえが柚に出るより樂だから、街道筋へ頑張つて道に迷つた旅人を勸め、此の一つ家へつれて來て、分前を貰ふのだ」

馬藏「十日程あとに奥州から都へ登る座頭を見付け、無理に勸めて宿らせたが、こいつは身裝は惡かつたが、官金とやらを持つてゐて、大した金になつたと見へ、一貫おれに褒美をくれた」

草六「百の錢でも容易にはくれねえ婆樣が、一貫と云ふ纏つた錢をくれたのは、餘つ程持つて居たと見えるな」

馬藏「四五十兩もあつたからか、何時になく機嫌がよく、今夜一杯呑んで行けと濁り酒の馳走になつた」

草六「聞けば毎晩泊る者を、殺して金を取るといふが、旅人の中にも力強い者があらうに、よく女の手で殺されるな」

馬藏「何、どんな強い者でも一思ひに殺すのだ、晝でも暗い一間に連込み、旅人に石の枕をさせ、寢入つた時分に此繩を切ると、上に釣つてある大きな石が天窓へ落ち、唯一思ひに殺した上で、持つてる金から衣類を取り、死骸は野中へ埋てしまふが、人里放れた一つ家故、誰も知つてる者はねえ」

草六「年は取つても頑丈に、見るから一癖ある强慾非道の婆さまの腹へ、どうしてあゝいふ娘が出來たか、高位なお方の姫君樣といつても恥じからぬ器量、姿ばかりか心まで、親孝行で慈悲深く實に惜しい娘だな」

馬藏「それ故度々お袋へ、意見をするが聞き入れられず益々募る非道の働き、親の心の直るやう、觀音樣へ朝夕參り、お願ひ申すと云ふ事だ」

草六「そりや何より好い事だが、觀音樣の御利益で

婆さまの心が直つたら、旅人を連れ込む手前もおれも、顎が干るといふものだ」

馬藏「靈驗あらたかな觀音樣、必ず利益があらうから、今の內いゝ鳥を連れ込み、割をもらふと仕よう」

草六「それはそうと彼岸から急に寒くなつたな」

馬藏「まだ今日は九月の廿日、寒くなりやうが早いやうだが、それと云ふのも吹拂ひの原中ゆゑに寒いのだ。何しろ日が入つて、旅人が道に迷ふ時分」

草六「街道筋へ繩を張り、いゝ鳥を連れ込んで」

馬藏「一杯呑んで」

兩人「温まらう」

◇

一人の稚兒、一つ家の老婆とさし向ひ。

兒「都の空より東路の、所々の靈場巡拜なせしが、分けても靈驗あらたかと聞き淺草寺の觀世音へ參詣なさんと來りしが、秋の日の暮易く如何になさんと難儀せしが。今宵の宿をお借し下され、誠に安堵致した」

老婆「未だお年も行かぬのに御靈場を巡拜とは御殊勝な心故、お宿申すも外ならず觀世音へのお思報じ、お心置なく御ゆるりと、御休息なされませ」

兒「觀音樣への御恩報じに、泊めて下さるお志ざしお慈悲深い事で御座る」

老婆「明日にも彌陀の迎へが參れば彼の世へ行きます老の身の、後世の苦患を遁れん爲、慈悲善根を致します」

娘觀世音參詣より戻り來て兒の美しい姿に見惚れる。

老婆「これ娘、一寸御挨拶をしやらぬか」

娘「あなた、ようお泊りなされて下さいましたな」

兒「是は此家の娘御なるか、今宵の宿りを御無心申し、いかいお世話になりました」

老婆「切角のお泊りなれど、里を放れし一つ家に、何も參らす物もなく興のない事ではある」

娘「金龍山の米饅頭を買うて參りませうかいな」

老婆「娘の身にて夜道は物騒、餅を燒いてと思ふたが信濃土産の蕎麥粉があれば、蕎麥がきをして上げやうわいの」

兒「お志は忝いが決してお構ひ下さるな、只泊めてさへ下されば、それが何よりの馳走でござる」

老婆「左樣なればお心任せに何も差上申しますまい」

娘「あなたは都の方で御座りませうな」

兒「いかにも都の者で御座る」

娘「都は名所の多い所と承つて居りますが、どうぞ名所の御話をお聞かせなされて下さりませぬかいな」

兒「お望みなればお禮旁々、都のお話致しませう」

◇

夜風の寒さを身に覺え、老婆は焚火の薪こなさんと起ち、門口から、

老婆「これ娘、ちよつと來い」

娘「あい、何ぞ用でござんすかえ」

老婆「お客人もお草臥ゆえ、先きへ寢ようと言はれたら、あの一間へ案內して、いつもの樣に合點か？」

娘「あい承知して居りまする」

老婆「火の用心が惡い故、一間に灯を入れまいぞ」

娘「それも承知して居りまする」

老婆「かねての言付忘れまいぞ」

老婆は娘に云ひ含め、茂る裏手の藪傳ひ春戶の方へと急ぎ去る。

◇

時刻も過ぎて三更の、子の剋の鐘かう〳〵と、夜風に響く芒原、老婆は春戶より立出でゝ內の樣子を窺ふ折柄、雲間を漏るゝ二十日月、これ幸と鉈の刃を石にてりゆう〳〵研ぎすます、こなたへ二人の惡者が四邊窺ひ忍び寄る。

馬藏、草六「伯母御」

老婆「これ」

馬藏「そんなら今夜は旅の童が」

草六「泊りに來たのを幸に」

老婆「唯一思ひに殺す氣だが若仕損じたら逃さぬ樣に」

馬藏「裏手へ廻つて」

草六「頑張りませう」

老婆「必ずぬかるな」

兩人「合點だ」

謀し合せて兩人は、藪の小蔭に忍び入る。

時こそよしと門を開け、老婆は內へ窺ひ入り、

老婆「これ娘、こなして持つて來たぞ娘、娘」

呼ぶ聲聞いて一間より、跡を見かへり娘は立出で、

娘「かゝさん」

老婆「稚兒が見へぬが、寢かしたか？」

娘「いつもの所へ寢かしました。」

老婆「それはよく寢かした、寢たとあれば釣繩を」

娘「かゝさん待つて下さんせ」

老婆「なんで切るのをとめるのだ」

娘「まだ寢入つた樣子でなければ……」

老婆「いや期を延ばして氣取られては此身の大事」

留める娘を突のくれば、是なら待つてと取付くを、邪魔立てすなと行きかける足に障りし以前の粗朶、躓のける機會肥腹を打ち、うんとばかりに倒るゝ娘、邪慳非道に見向きもせず、一間より取る釣繩をはつしと切ればどつさりと、落ちたる石の響にて燈火は消えて眞の暗、勝手知りたる我家の、落ちたる石のあたりを探り人影なきに打驚き、立出づる途端に躓く娘息を吹きかへし取すがる、折しも野風に炎々と閨爐裏の粗朶は燃え上り

老婆「釣した石を切落し、只一打と思の外稚兒は早

くも企みを悟り裏から逃げ失せ居つたるか」

娘「かゝさん、許して下さんせ稚兒は私が逃しました」

老婆「やゝ……何でおのれが逃がしたのだ」

娘「逃がしたのは外ならず、見れば姿も麗はしい都育ちのお稚兒様、いとほしさに姿か逃がしましたわいな」

老婆「えゝ悔しいわい〳〵、おのれが童に惚れたばかりに綱にかゝつた三年物、今引揚げる水際で親に背いて逃がすとは云はうやうない不幸者、どうしたら腹が癒えようぞ」

慈悲も情も荒々しく、生みの我子を引倒し襟上取つて捻付け〳〵、

娘「お腹の立つはお道理なれど是まで石の枕にて無惨に殺せし其人は、幾人なるか數知れず阿漕が浦に曳く網も度重なれば顯はれて果敢ない死をばなされた上、來世の憂目がおいたはしく邪慳なお氣の直る樣、觀音樣へ朝夕にお願申して居りまする、斯かる惡業なさるのも、私故とあるならば、此身を投げて死にますから思ひ止まつて下さりませ」

老婆「えゝ小賢しき意見立て、是まで育てし恩を忘れ、死ぬとあるなら親の手で、殺してやるから覺悟しろ」

鋭き鉈を振り上げて切らんとなせば日も眩み、五体すくんでたぢ〳〵〳〵、強情我慢に老婆は焦立ち、身をあせれども動かれず、不思議や庭に年經りし槻の許に影朧と顯れ出でし稚兒姿、

兒「日は暮れて野には伏すとも宿借るな、淺草野邊の一つ家のうち」

馬蔵「怪しい童め」

草六「觀念ひろげ」

斬つて掛れば光明の光りに恐れて目くるめき、筋斗打つて倒れけり。

兒「善哉々々我こそは觀音薩陲の化身なり、汝が惡心矯めん爲、假りに兒童の姿と變じ、今暫此家へ泊りしなり、孝心深き娘の功德に今善心に立返り、佛名をだに唱へなば、十惡五逆の罪を許し、來世は淨土へ導かん」

老婆「あら有難や忝なや、惡逆非道の此婆を、淨土へお助け下さるとは、大慈大悲の御惠み今ぞ善心發起なせど、是まで多くの人を害せし我身の罪は免れず重きお仕置受けんより是なる池に身をすてゝ死したる人の恨を晴さん」

兒「先非を悔いて亡き人の恨みを解かん其爲に、一命捨つるは奇特なり、來世は救ひ得さするぞ」

老婆「えゝ有難や今ぞ無明の夢覺めて、惡業なせし罪滅し」

娘「そんならどうでもかゝさんは」

老婆「冥土の旅へ赴かん」

娘「是が此世の」

老婆「娘、さらば」

——幕——

轉居

今般左記に轉居いたしましたから左樣御承知を願ます

正木亮

轉居場所 東京市下谷區下車坂町三十五番地

電話 下谷(83)二〇〇八番

編輯後記

昭和二年も暮れて行きます、あれは必ず十九字詰に認めて下さい、それと詩林以外のものは實際的、事務的のものが欲しいのです。博士論文の如きものや上つ皮の議論などは御氣の毒乍ら屑籠に入れさせていたゞきます。

◇

決算の意味で編輯部から皆さんに御注文申上げて置きたいことがありますそれは皆さん

から毎月戴く原稿ですが、無論紙上でさいませ、無論紙上で匿名は隨意で御座います。

◇

本誌の記事に御注文があれば御遠慮なく御知らせ下さい出來る丈貴意に添ひたい心組で居ります。

◇

市谷のすぐ隣さん氏名を御通知を請ふ。

◇

今一つ、原稿には住所（刑務所名でよろしい）氏名を明記して下

定價表		廣告料	
一冊(稅共)	金二十錢	五號活字半段一行	金一圓
六冊(稅共)	金一圓二十錢	一等一頁	金五十圓
十二冊(稅共)	金二圓四十錢	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年十一月十六日印刷
昭和二年十二月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人 香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 五島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町豐番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、二八二五番

矯正図書館

Volume XL Number 12

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

December 1, 1927

PRINCIPAL CONTENTS

Looking back to 1927 . . . . . (*Editorial*)

On the *chef*-system of Prison Officers . . . . . S. Arima

Prison Labour . . . . . T. Sato

The Bill of the German National Prison Law of 1927 (*continued*) . . . . . Dr. Freudenthal

Foreign News . . . . .

Prison Statistics . . . . .

Prison Life viewed from the Hygienic Standpoint (*continued*) . . . . . Dr. Akutagawa

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi.
Tokyo, Japan.